

令和7年度版

清掃のあらまし



令和8年（2026年）1月

茅ヶ崎市環境部

目 次

第1章 総説

- 1 茅ヶ崎市の概要 1
- 2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革 2

第2章 環境部の機構

- 1 組織図 12
- 2 環境部の人員内訳 12
- 3 事務分掌規則 13

第3章 清掃事業の予算・決算

- 1 令和6年度決算 15
- 2 令和7年度当初予算 15
- 3 令和6年度清掃関係決算総括表 16

第4章 ごみ関係事業

- 1 収集 19
- 2 中間処理 20
- 3 最終処分 20
- 4 施設の所在地 20
- 5 ごみ処理施設と機材 22
- 6 ごみ処理の流れ 25

第5章 統計

- 1 人口とごみ排出量の推移 26
- 2 ごみ排出量の推移 27
- 3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移 27
- 4 資源物量の内訳 28
- 5 資源物売却代金の推移 29
- 6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量 30
- 7 リサイクル率 30
- 8 ごみ処理に係る費用 30
- 9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況 31
- 10 発電（サーマルリサイクル） 31
- 11 不法投棄対策 32
- 12 犬・猫等動物の死体処理 32

1 3 安心まごころ収集	32
1 4 ダイオキシン類測定結果	33

第6章 ごみの減量化・資源化事業

1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	34
2 茅ヶ崎市環境指導員	34
3 ごみの減量化と資源化対策	34
4 焼却残渣の有効利用	37
5 リサイクル品の出張展示	37
6 啓発活動	38

第7章 し尿関係事業

1 収集	42
2 処理	42
3 し尿処理施設	42
4 し尿処理量の推移	43
5 し尿処理の流れ	43
6 し尿処理手数料	44

第8章 美化運動推進事業

1 環境美化推進事業	45
2 民間団体補助事業	45
3 海岸清掃事業	45

第9章 参考資料

○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	47
○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	60
○ 適正処理困難物の指定について	84
○ 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則	85
○ 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例	87

第1章 総説

1 茅ヶ崎市の概要

(1) 位置と地勢

(2) 人口と世帯数の推移

2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革

1 茅ヶ崎市の概要

(1) 位置と地勢

神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km²、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

県下19市のうち7番目に面積が小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。市内には、小出川、千ノ川、駒寄川のほか、小糸川の源流が流れており、また、平塚市との境には相模川があります。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬暖かい快適な環境です。



(2) 人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年度	世帯数 (世帯)	人口(人)			備考
		総数	男	女	
平成22年	93,445	235,081	115,245	119,836	国勢調査人口
平成23年	94,324	235,659	115,358	120,301	
平成24年	95,262	236,093	115,414	120,679	
平成25年	96,339	237,065	115,785	121,280	
平成26年	97,479	237,826	116,126	121,700	
平成27年	97,944	239,424	116,904	122,520	国勢調査人口
平成28年	99,112	240,046	117,071	122,975	
平成29年	100,278	240,618	117,254	123,364	
平成30年	101,941	242,003	117,872	124,131	
令和元年	102,867	241,887	117,749	124,138	
令和2年	102,532	242,389	117,608	124,781	国勢調査人口
令和3年	104,132	243,406	117,993	125,413	
令和4年	105,611	244,091	118,160	125,931	
令和5年	107,275	245,534	118,904	126,630	
令和6年	108,203	245,419	118,867	126,552	

2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
昭和 29年11月	茅ヶ崎市清掃条例制定	塵芥焼却場萩園に完成（ 固定バッチ炉15t/日）	し尿収集・運搬を委託
32年 7月			
33年 4月	清掃課を設置	焼却炉増設（固定バッチ 炉 15t/日）	し尿処理施設完成（1 00k1/日）
35年 7月			
37年 4月	部制民生部清掃課となる	焼却炉増設（固定バッチ 炉 30t/日）	し尿処理施設完成（1 00k1/日）
39年 3月			
40年 1月	部制民生部清掃課となる	可燃ごみ週2回収集市内 全域開始	し尿処理施設完成（1 00k1/日）
42年10月			
44年 4月	茅ヶ崎市廃棄物の処理及 び清掃に関する条例制定	芹沢第1埋立地埋め立て 開始（6,515㎡）	し尿処理施設増設 （70k1/日）
46年 3月			
47年 4月	生活環境部に部名を変更	芹沢第1埋立地埋め立て 完了	し尿処理施設増設 （70k1/日）
49年 3月			
47年 7月	生活環境部に部名を変更	粗大ごみ・不燃ごみ収集 市内全域開始	し尿処理施設増設 （70k1/日）
49年 3月			
49年 5月	環境美化センターが生活 環境部清掃課から独立	芹沢第2埋立地埋め立て 開始（13,154㎡）	し尿処理施設増設 （70k1/日）
49年 6月			
52年 8月	環境整備課に課名を変更	焼却炉完成（ストーカ炉 150t/日）	し尿処理施設増設 （70k1/日）
54年 7月			
52年 8月	環境整備課に課名を変更	粗大ごみ・不燃ごみ収集 市内全域開始	し尿処理施設増設 （70k1/日）
54年 7月			
52年 8月	環境整備課に課名を変更	粗大ごみ処理施設完成 （50t/5h）	し尿処理施設増設 （70k1/日）
54年 7月			

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
昭和 56年 4月		産業廃棄物最終処分場設置（芹沢第2埋立地）	
5月		焼却炉完成 （流動床炉150t/日）	
57年 3月			し尿処理三次処理施設完成
58年 8月			
59年 4月		祝祭日収集開始	汚泥肥料設備完成
6月		廃乾電池分別収集開始	
60年 7月		大型ごみを戸別収集（申込制）に変更	
61年 3月		芹沢第3埋立地埋め立て完了 堤一般廃棄物最終処分場完成（18,868㎡）	
62年 4月		不燃ごみを25日に1回収集に短縮	
平成 3年 3月		収集部門管理棟・車庫完成	
4月	環境美化センターに清掃事業所・収集事務所新設 生活環境部に廃棄物処理施設建設事務所を新設		
10月		産業廃棄物最終処分場廃止（芹沢第2埋立地）	
11月		新焼却処理施設建設着工 （ストーカ炉360t/日）	
5年 2月		資源ごみ選別処理施設完成（20t/5h）	
3月		資源ごみ隔週定曜日収集市内全域開始	
4月	組織改正により環境部に環境保全課・ごみ減量課・清掃施設計画課・収集事務所・清掃事業所を新設		
5月	茅ヶ崎市斎場開設		
6月	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例一部施行		
7月	茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会設置		寒川町し尿処理施設建設に係る事務委託

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
平成 5年 8月		牛乳パック回収開始（市内各公共施設11ヶ所）	
9月	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）施行		
6年 1月		清掃事業所でのフロン回収を開始	
4月		ごみ通信ちがさきの発行	
7年 9月	組織改正により清掃施設計画課を廃止		寒川町美化センター試験稼働
10月	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	大型ごみ有料化 1個につき（500円） 一般廃棄物処理施設に直接搬入 事業活動に伴い排出（1キログラムにつき15円）に改定 新焼却処理施設完成（全連続燃焼式ストーカ炉360t/日）	
12月			寒川町美化センター完成
8年 1月			寒川町にし尿処理事務委託（寒川町美化センターの本稼働）
4月		リサイクル品展示室開設 西浜小学校に生ごみ処理機設置（平成14年3月廃止）	
9月		清掃事業所での余剰電力の売電開始	
9年 4月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を作成		
10年 4月		燃せるごみ・燃せないごみ・資源ごみの袋を透明または乳白色の半透明袋に変更	
11月		ペットボトルのモデル地区での収集開始	

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
平成11年12月 ～ 12年 3月 4月	組織改正によりごみ対策課に課名を変更 組織改正により環境政策課を新設	平成12年4月からの新分別収集に伴い、市内全地区で説明会を実施 新分別収集開始（燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・かん、ダンボール、ペットボトル、新聞ちらし、本・雑誌・雑紙、衣類・布類、飲料用紙パック、大型ごみ）	
	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	一般廃棄物処理施設に直接搬入 100キログラム未満（500円）、100キログラムのもの（1,000円）、100キログラムを超えるもの（1,000円に10キログラムを増すごとに100円を加算）に改定	
	家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助金の要綱制定	家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助の開始 浜之郷小学校に生ごみ処理機設置（平成30年3月廃止）	
13年10月		緑が浜小学校に生ごみ処理機設置（平成30年3月廃止）	
14年 4月	組織改正により清掃施設整備課を新設	飲料用紙パックの拠点回収を廃止し資源物の集積場所にて分別収集を開始 燃やせるごみの収集を全地区週2回とする	し尿の収集及び浄化槽清掃に関する事務が、環境保全課からごみ対策課へ移管
6月	条例改正（「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」制定による一部改正）		
10月		寒川町の可燃ごみの焼却処理開始	

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
平成15年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を作成		
9月		鶴が台小学校に生ごみ処理機設置（平成30年3月廃止）	
16年 3月		堤十二天最終処分場完成	
4月	組織改正により清掃施設整備課をごみ対策課に統合	堤十二天最終処分場供用開始 指定法人へペットボトルの再商品化業務委託開始	
6月	条例改正（し尿）		確認カードの廃止
10月		こども110番パッカーくんを開始	
11月		ペットボトルの圧縮梱包施設完成 ペットボトルの圧縮梱包処理委託の開始	
17年 4月	ごみ対策課から収集事務所へ事務一部移管（ごみ分別等排出指導に関すること。）		
18年 4月	条例改正（資源抜き取り禁止）	プラスチック製品の一部を燃やせないごみから燃やせるごみに変更 ダンボールの収集委託を開始	
19年 4月	組織改正により収集事務所と清掃事業所を環境事業センターに統合	びん・かん、ペットボトルの収集委託を開始	
20年 1月	三者協調型資源物回収制度の開始		
3月	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改訂 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画策定	安心まごころ収集制度の開始	

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
平成20年 4月	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	<p>大型ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満で特定大型ごみを除く）（1個につき500円）</p> <p>特定大型ごみ（安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机で一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満）（1個につき1,000円）</p> <p>特定粗大ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難しいガス調理機器、暖房機器（灯油又はガスを燃料とするものに限る。）、タイヤチェーン（金属製のものに限る。）、鉄皿鈴）（1個につき500円）</p> <p>一般廃棄物処理施設に直接搬入 事業活動に伴い排出（10キログラムにつき200円）に改定</p>	
22年 4月	組織改正により資源循環課に課名を変更	市内一部地域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集モデル事業開始	
23年 4月		<p>市内一部地域でプラスチック製容器包装類・廃食用油・金属類の資源物収集モデル事業開始</p> <p>市内全域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集試行開始</p>	

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
平成24年 3月		寒川広域リサイクルセンター完成	
平成24年 4月		寒川広域リサイクルセンター本稼働開始	
		市内全域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集開始 市内全域でプラスチック製容器包装類・廃食用油・金属類（指定10品目）の収集開始	
25年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改訂		
25年10月		使用済小型家電（指定17品目）実証事業の収集開始	
26年 4月		大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの民間業者へ収集委託を開始	
27年 4月		寒川町の不燃ごみの処理開始	
		ごみ焼却施設基幹的設備改良工事着工	
28年 8月		イオンリテール株式会社との提携による使用済小型家電の回収開始	
10月		蛍光管等分別収集開始（茅ヶ崎市） リネットジャパン株式会社との提携による使用済小型家電の回収開始	
12月	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画改訂		
29年 4月	組織改正により環境事業センターに施設整備担当課長を新設 茅ヶ崎市が保健所政令市に移行したことに伴い、自動車リサイクル法に関	粗大ごみ処理施設の運営管理の民間委託を開始 蛍光管等分別収集開始（寒川町）	し尿の収集及び浄化槽清掃に関する事務が、資源循環課から環境保全課へ移管

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
10月	する事務が、神奈川県から資源循環課へ移管 条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	一般廃棄物処理施設に直接搬入100キログラム未満（600円）、100キログラム（1,200円）、100キログラムを超えるもの（1,200円に10キログラムを増すごとに120円を加算）、事業活動に伴い排出（10キログラムにつき240円）に改定	
平成30年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改訂 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画策定	ごみ焼却施設基幹の設備改良工事完了 リサイクル品展示室閉鎖	
12月		堤十二天最終処分場埋立期間延長 環境事業センター旧ごみ焼却処理施設上屋解体工事着工	
31年 3月		環境事業センター旧ごみ焼却処理施設上屋解体工事完了	
令和 2年 3月	茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針策定 茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画策定		
7月		環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事着手	
3年 3月		生ごみ処理容器設置事業廃止	

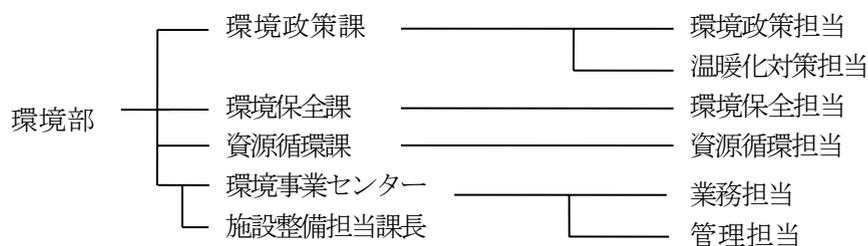
年 月 日	機 構・法 令	ご み	し 尿
<p>令和 3年 4月</p> <p>3年 4月 ～</p> <p>4年 3月</p> <p>4年 3月</p> <p>4年 4月</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画策定</p> <p>茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言を表明</p> <p>湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画改定</p> <p>条例改正（一部追加及び一般廃棄物処理手数料の改定）</p>	<p>剪定枝の収集運搬業務、処分業務の委託を開始</p> <p>金属類の指定品目8品目に変更</p> <p>生ごみ処理容器購入費補助を家庭用生ごみ処理機購入費補助と統合</p> <p>令和4年4月1日からの「ごみ有料化」の周知を実施</p> <p>一般廃棄物の排出方法（指定収集袋の使用）、調査、改善勧告を追加</p> <p>指定収集袋（一般家庭）5リットル袋（1袋につき10円）、10リットル袋（1袋につき20円）、20リットル袋（1袋につき40円）、40リットル袋（1袋につき80円）（事業活動に伴い排出するもの）20リットル袋（1袋につき150円）、40リットル袋（1袋につき300円）</p> <p>大型ごみ（1個につき700円）</p> <p>特定大型ごみ（1個につき1,400円）</p> <p>特定粗大ごみ（1個につき700円）</p> <p>一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの 100キログラム以下の</p>	

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
<p>令和 5年 3月</p> <p>令和 6年 3月</p> <p>令和 6年 7月</p> <p>令和 7年 3月</p>	<p>ごみ収集方式のあり方策 定</p> <p>茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本 計画策定</p>	<p>もの（1,400円に10キログラムを増すごとに140円を加算）、事業活動に伴い排出（10キログラムにつき280円）に改定</p> <p>安心まごころ収集制度の要件を緩和</p> <p>燃やせるごみ収集運搬業務の一部委託を開始</p>	<p>し尿処理広域化方針の策定</p> <p>し尿処理広域化方針に基づき、新たなし尿処理施設の整備等について藤沢市へ委託</p>

第2章 環境部の機構

- 1 組織図
- 2 環境部の人員内訳
- 3 事務分掌規則

1 組織図



2 環境部の人員内訳

(令和7年4月1日現在)

区分	事務系	技術系	技能系・労務系	合計
環境政策課	7	1	0	8
環境保全課	4	4	0	8
資源循環課	7	2	0	9
環境事業センター	9	7	72	88
合計	27	14	72	113

*派遣職員含む。

*再任用職員・会計年度任用職員は含まない。

ごみ処理関係（環境事業センター）人員内訳

事務系	技術系	収集	計量	処分場	合計
9	7	66	3	3	88

*焼却施設運転管理業務、粗大ごみ処理施設運転管理業務、最終処分場浸出水処理施設関連業務、大型ごみ等収集運搬業務、資源物収集運搬業務、剪定枝収集運搬業務は委託

3 事務分掌規則

環境政策課

- (1) 環境政策の企画、調査研究及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 茅ヶ崎市環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 地球環境の保全に関すること。
- (5) 自然保護思想の啓発及び普及に関すること。
- (6) 太陽光発電設備普及啓発基金の寄附採納に関すること。
- (7) 市の鳥に関すること。
- (8) 部内の事務事業の総合調整に関すること。
- (9) 部内の重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 部内業務の事務能率の増進に関すること。
- (11) 部内の課長会議その他会議に関すること。
- (12) 部内の連絡に関すること。

環境保全課

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 公害防止統括者等の選任の届出の受理等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 浄化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (19) 尿尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料(尿尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。)の賦課、徴収及び減免に関すること。

資源循環課

- (1) ごみの減量化及び資源化施策の推進及び広報に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置及び廃止に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集処理計画に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (5) ごみ減量化・資源化基金の寄附採納に関すること。
- (6) 一般廃棄物の統計の総括に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設見学の調整及び連絡に関すること。

- (8) 一般廃棄物処理施設との連絡調整に関する事。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定による関連事業者の登録、許可及び指導に関する事。
- (10) ごみの減量化、資源化等に係る各部課かいたの連絡調整に関する事。

環境事業センター

- (1) ごみの処理に関する事。
- (2) ごみの搬入の許可に関する事。
- (3) ごみの収集運搬に関する事。
- (4) ごみの分別等排出指導に関する事。
- (5) ごみの集積場所の設置指導に関する事。
- (6) ごみの不法投棄の防止に関する事。
- (7) 事業系一般廃棄物の調査に関する事。
- (8) 犬猫等の死体の処理に関する事。
- (9) 一般廃棄物処理手数料(別に定めるものを除く。)の賦課、徴収及び減免に関する事。
- (10) ごみの焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (11) 作業用自動車の管理及び運用に関する事。
- (12) 環境事業センターの維持管理に関する事。

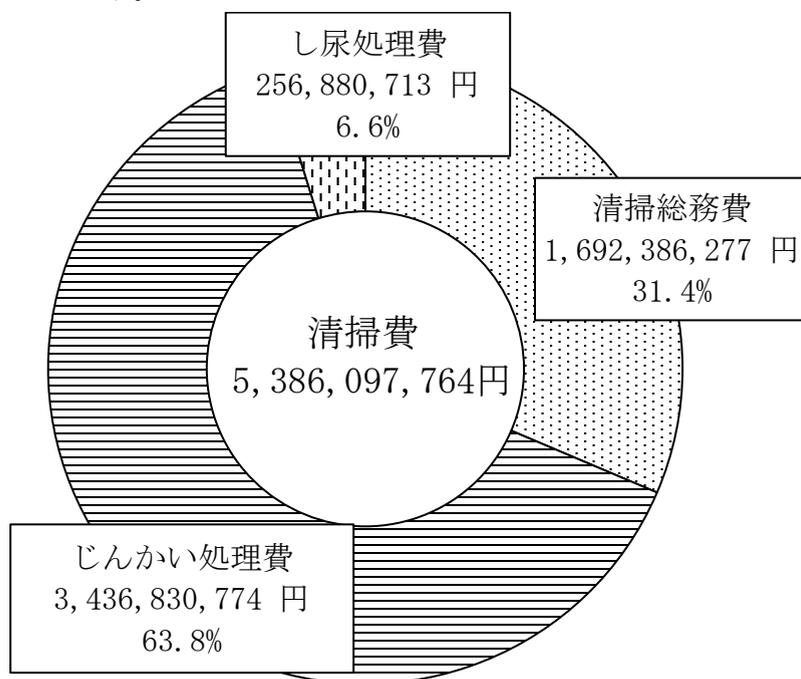
第3章 清掃事業の予算・決算

- 1 令和6年度決算
- 2 令和7年度当初予算
- 3 令和6年度清掃関係決算総括表
 - (1) 歳入
 - (2) 歳出

1 令和6年度決算

令和6年度の一般会計決算の総額は99,268,504,684円でそのうち清掃費（ごみ処理及びし尿処理）は、5,386,097,764円で、総額に占める割合は、約5.43%です。

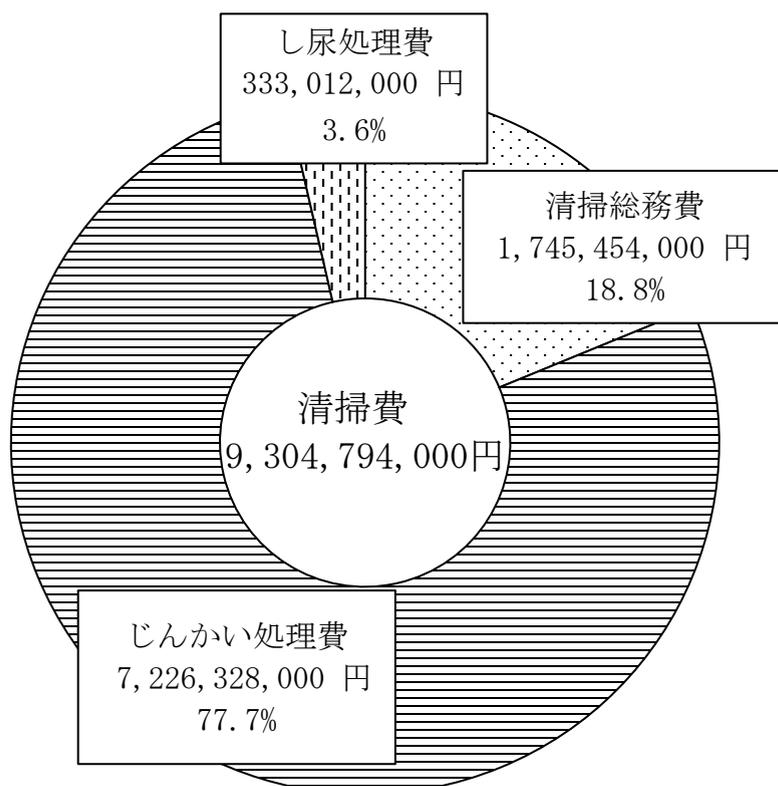
内訳は、図のとおりです。



2 令和7年度当初予算

令和7年度の一般会計予算の総額は103,880,000,000円でそのうち清掃費（ごみ処理及びし尿処理）は、9,304,794,000円で、総額に占める割合は、約8.96%です。

内訳は、図のとおりです。



3 令和6年度清掃関係決算総括表

(1) 歳入

(単位：円)

款・項・目	節		備 考
	区 分	金 額	
14 使用料及び手数料		1,009,421,734	
1 使用料		1,873,734	
3 衛生使用料	2 清掃使用料	1,873,734	1 建物使用料 1,694 2 土地使用料 1,872,040
2 手数料		969,503,000	
2 衛生手数料	1 保健衛生手数料 2 清掃手数料	288,720 969,214,280	8 浄化槽保守点検業者登録手数料 288,720 1 一般廃棄物(ごみ)処理手数料 940,608,140 2 一般廃棄物(し尿)処理手数料 28,208,140 3 一般廃棄物処理業許可申請手数料 210,000 4 自動車再資源化処理手数料 188,000
3 証紙収入		38,045,000	
1 証紙収入	1 証紙収入	38,045,000	1 大型ごみ処理手数料 38,045,000
15 国庫支出金		284,850,000	
2 国庫補助金		284,850,000	
3 衛生費国庫補助金	2 清掃費補助金	284,850,000	1 廃棄物処理施設整備交付金 284,850,000
16 県支出金		50,000,000	
2 県補助金		50,000,000	
3 衛生費県補助金	3 市町村自治基盤強化総合補助金	50,000,000	1 広域連携事業補助金 50,000,000
17 財産収入		9,009,291	
1 財産運用収入		1,037,707	
2 利子及び配当金	1 利子収入	1,037,707	10 ごみ減量化・資源化基金利子 1,037,707
2 財産売払収入		7,971,584	
2 物品売払収入	1 物品売払収入	7,971,584	1 不用物品売払収入 7,971,584
18 寄附金		1,090,681	
1 寄附金		1,090,681	
4 衛生費寄附金	1 衛生費指定寄附金	1,090,681	2 ごみ減量化・資源化基金寄附金 1,090,681
19 繰入金		429,718,000	
2 基金繰入金		429,718,000	
8 ごみ減量化・資源化基金繰入金	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	429,718,000	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金 429,718,000
21 諸収入		589,052,504	
4 受託事業収入		79,572,802	
2 衛生費受託事業収入	2 清掃費受託事業収入	79,572,802	1 ごみ焼却処理施設運営管理受託事業収入 79,572,802
5 雑入		509,479,702	

	2 雑入	3 衛生費雑入	509,479,702	2 広告掲載料	3,056,800
				5 ごみ発電余剰電力売電収入	126,195,829
				6 有価物売却代	234,486,303
				7 リサイクル協会拠出金	58,000,342
				10 粗大ごみ処理施設整備事業費負担金	86,721,343
				90 その他雑入	1,019,085
合計			2,373,142,210		

(2) 歳出

(単位：円)

款・項・目	節		備 考
	区 分	金 額	
4 衛生費		4,212,713,630	
2 清掃費		4,212,713,630	
1 清掃総務費		1,692,386,277	
1 報酬		2,397,460	10 職員給与費 850,568,372
2 給料		403,428,101	20 清掃総務管理経費 256,672,744
3 職員手当等		306,158,981	30 環境指導員関係経費 255,262
4 共済費		141,546,655	40 ごみ減量化・資源化基金積立金
8 旅費		38,320	584,955,007
10 需用費		863,866	
11 役務費		46,774,904	
12 委託料		206,021,112	
13 使用料及び賃借料		46,871	
18 負担金補助及び交付金		155,000	
24 積立金		584,955,007	
2 じんかい処理費		2,198,555,942	
1 報酬		32,513,532	10 環境事業センター管理経費 132,349,038
3 職員手当等		10,559,017	20 収集運搬経費 248,087,645
4 共済費		4,164,438	1 収集業務経費 203,388,944
9 旅費		715,448	2 収集車等購入経費（繰越分） 44,698,701
11 需用費		455,617,553	30 動物死体処理経費 2,984,300
12 役務費		16,367,175	40 不法投棄防止事業費 498,714
13 委託料		1,565,899,001	50 焼却炉経費 803,269,006
14 使用料及び賃借料		50,327,411	60 粗大ごみ処理施設経費 121,737,034
15 工事請負費		905,834,200	70 最終処分場経費 316,759,097
16 原材料費		3,255,087	80 ごみの減量化・資源化推進費 38,766,248
18 備品購入費		44,662,261	90 分別収集事業費 560,596,916
19 負担金補助及び交付金		346,543,751	100 広域リサイクルセンター管理運営経費 310,966,768
27 公課費		371,900	110 粗大ごみ処理施設整備事業費 878,831,800
			120 環境事業センター管理経費（繰越分） 21,984,200
3 し尿処理費		286,067,317	
1 報酬		822,120	10 し尿処理事業経費 155,800,306
11 需用費		389,752	20 し尿処理施設管理運営経費負担金 101,080,407
12 役務費		454,514	
13 委託料		151,767,000	
14 使用料及び賃借料		2,366,760	
19 負担金補助及び交付金		101,080,407	
23 償還金利息及び割引料		160	

第4章 ごみ関係事業

- 1 収集
- 2 中間処理
- 3 最終処分
- 4 施設の所在地
- 5 ごみ処理施設と機材
 - (1) ごみ処理施設
 - (2) 機材
- 6 ごみ処理の流れ

1 収集

昭和40年から市内全域の生ごみ（2回/週）及び粗大ごみ（1回/3ヶ月）の収集を、ステーション方式により実施しました。平成7年度からは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物<びん、かん>、大型ごみ（予約制戸別収集：有料）の4分別収集を実施してきましたが、平成12年度にごみの分別を拡大し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物<びん・かん、ペットボトル、ダンボール、飲料用紙パック、新聞・チラシ、本・雑誌・雑紙、衣類・布類>、大型ごみの4種10分別収集となりました。

その後、平成23年度から市内全域において、びん、かん、ペットボトルをコンテナ・ネットによる収集に変更し、平成24年度から市内全域において、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定10品目）の収集を開始しました。平成25年度から市内の公民館など15カ所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電（指定17品目、令和元年度より回収ボックス投入口に入るものに変更）の回収を開始し、コミュニティセンターやイオン2店舗などでの設置拡大を経て、市内27カ所で回収しています。令和3年度から金属類を指定8品目に変更し、新たに剪定枝（予約戸別収集：無料）の収集を開始しました。また、令和7年度からスプレーかんの収集を開始しました。

現在は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ（特定大型ごみ、特定粗大ごみを含む）、資源物<びん、かん、ペットボトル、古紙類（ダンボール、飲料用紙パック、新聞・チラシ、本・雑誌・雑紙）、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目）、使用済小型家電、剪定枝、スプレーかん>の4種14分別収集となっています。

また、平成19年度から、ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に玄関先などからの戸別収集を行い、併せて収集するときには一声掛け、安否確認も行う「安心まごころ収集」を開始しています。

ごみ・資源物の収集は、環境事業センター（業務担当）による収集のほか、平成19年度から資源物の全てについて、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合による収集委託を開始し、平成26年度からは大型ごみの収集と受付業務についても委託を開始しました。また、令和4年度からは、燃やせるごみの一部地区についても収集委託を開始しています。

ごみ集積場所（ステーション）の数は、燃やせるごみ8,916カ所、燃やせないごみ7,145カ所と資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目）、スプレーかん）3,804カ所となっています。（令和7年4月1日現在）

犬猫等の死体処理は、環境事業センター（業務担当）で申込みを受け付けた後、株式会社動物愛護の会に委託しています。

令和4年度より燃やせるごみ、燃やせないごみに対して指定収集袋での排出（ごみ有料化）を開始しました。

2 中間処理

収集されたごみや資源物は、環境事業センター(管理担当)または寒川広域リサイクルセンターへ搬入されます。燃やせるごみは焼却し、燃やせないごみ・大型ごみは、粗大ごみ処理施設で圧縮・破砕した後に、可燃物については焼却しています。なお、燃やせないごみ・大型ごみの中には鉄類など資源化できるものが多く含まれているため、処理する前後に手選別及び磁選機にて抽出し、資源化しています。

また、資源物をより有効に利用するため、寒川広域リサイクルセンターにおいて、びん及びプラスチック製容器包装類は手選別し、スチールかんは磁選機によって、アルミかんはアルミ選別機によって選別・圧縮形成しています。さらに、ペットボトルについても、圧縮機で圧縮・梱包処理を行っています。

3 最終処分

中間処理後の焼却灰は、堤十二天一般廃棄物最終処分場等に埋め立て及び溶融処理等による再資源化を行っています。一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理をはかるためにも、ごみの減量化・資源化が重要な課題です。

4 施設の所在地



- 〈 環境事業センター 業務担当〉
茅ヶ崎市萩園 1 0 8 5 番地 TEL 0467(57)0200 FAX 0467(86)6833
- 〈 環境事業センター 管理担当〉
茅ヶ崎市萩園 8 3 6 番地 TEL 0467(58)4299 FAX 0467(58)7330
- 〈 堤十二天一般廃棄物最終処分場 〉
茅ヶ崎市堤 1 3 0 0 番地外
- 〈 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合 〉
茅ヶ崎市今宿 8 2 9 番地 TEL 0467(57)8310 FAX 0467(82)5339
- 〈 寒川広域リサイクルセンター 〉
寒川町宮山 2 5 2 4 番地 TEL 0467(74)5547 FAX 0467(74)5568
- 〈 寒川町美化センター 〉
寒川町田端 1 5 7 8 番地ー 3 TEL 0467(74)3341 FAX 0467(74)3351
- 〈 株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所 〉
茅ヶ崎市赤羽根 3 8 9 5 番地 TEL 0467(55)2490 FAX 0467(55)2491



環境事業センター（業務担当）



環境事業センター（管理担当）



堤十二天一般廃棄物最終処分場



寒川広域リサイクルセンター

5 ごみ処理施設と機材

(1) ごみ処理施設

環境事業センター（ごみ焼却施設）

所在地	萩園836番地	
規模	敷地面積	18,978 m ²
	建築面積	3,974 m ²
完成年月日	平成7年9月30日	
総事業費	16,881,700千円	
処理方法	全連続燃焼式ストーカ炉	
処理能力	360 t/日 (120 t/日×3炉)	

環境事業センター（粗大ごみ処理施設）

所在地	萩園836番地
規模	831.66 m ²
完成年月日	昭和52年8月22日
総事業費	322,507千円
処理方法	CH10/1500型ハンマークラッシャー
処理能力	50 t/5H

堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天埋立処分地）

所在地	堤1300番地外
規模	埋立面積16,850 m ² 埋立容量186,000 m ³
完成年月日	平成16年3月
処理方法	サンドイッチ及びセル方式
事業費	1,900,500千円

堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天浸出水処理施設）

所在地	堤1300番地外
規模	処理能力 50 m ³ /日 調整槽容量 5,600 m ³
完成年月日	平成16年3月
処理方法	凝集沈殿処理施設+砂ろ過+微量有害物質除去+下水道放流
事業費	640,500千円

堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天補完水処理施設）

所在地	堤1300番地外
規模	処理能力 80 m ³ /日
完成年月日	平成22年3月
処理方法	凝集沈殿処理施設+活性炭ろ過
事業費	30,314千円

寒川広域リサイクルセンター

所在地	寒川町宮山2524番地	
規模	敷地面積	12,063.90 m ²
	建築面積	2,991.00 m ²
完成年月日	平成24年3月	
建設事業費	1,490,874千円	
処理能力	55.5 t/日 (7.5H)	

株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所（剪定枝資源化施設）

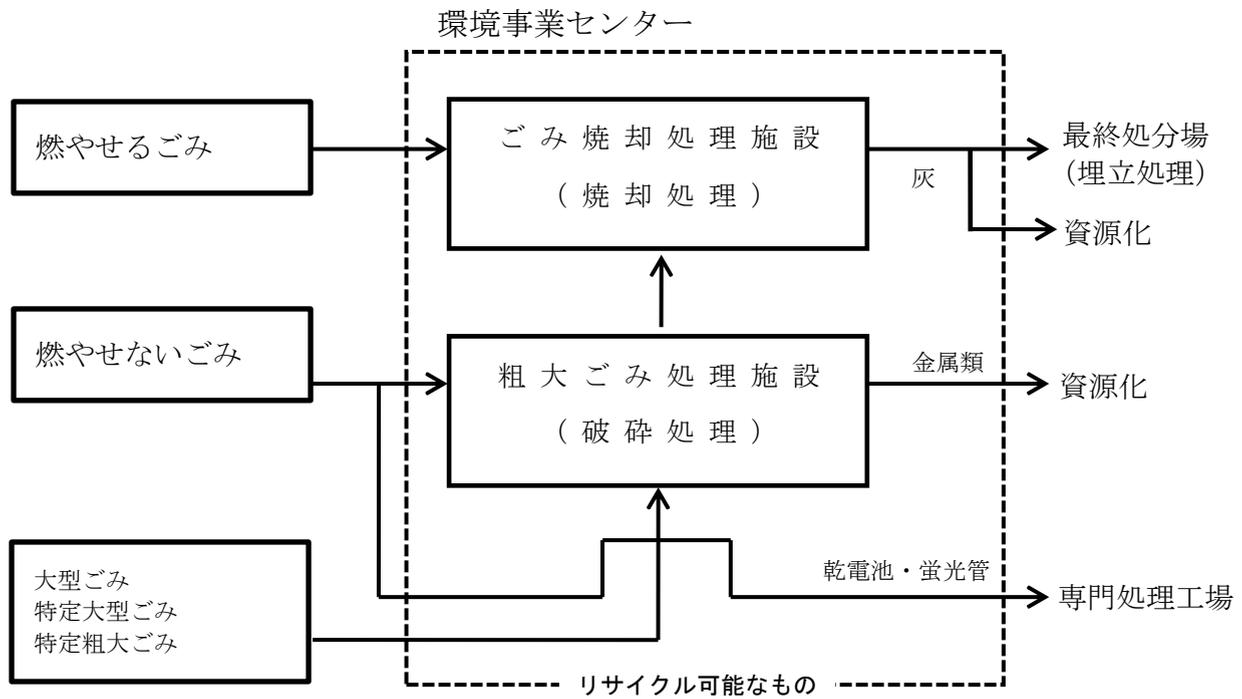
所在地	茅ヶ崎市赤羽根3895番地
規模	6,190,93 m ²
完成年月日	平成24年9月
処理能力	144 t/日

(2) 機材

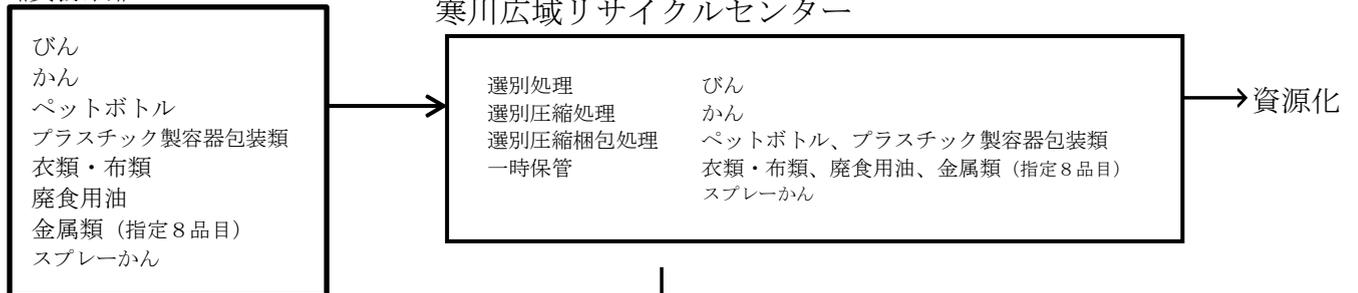
(令和7年4月1日現在)

管 理 場 所	機材及び保有台数
環境事業センター (業務担当)	2トンロードパッカー 33台
	2トンダンプ 5台
	軽四輪自動車 1台
	軽トラック 2台
	軽ダンプ 4台
	マイクロバス 1台
環境事業センター (管理担当)	4トンダンプ 2台
	ショベルローダー 2台
	ペンチャー 1台
	フォークリフト 1台
	脱着装置付コンテナ車 2台
	軽四輪自動車 1台
	軽トラック 1台
	2トンロードパッカー 2台
最終処分場	4トンダンプ 1台
	10トンダンプ 1台

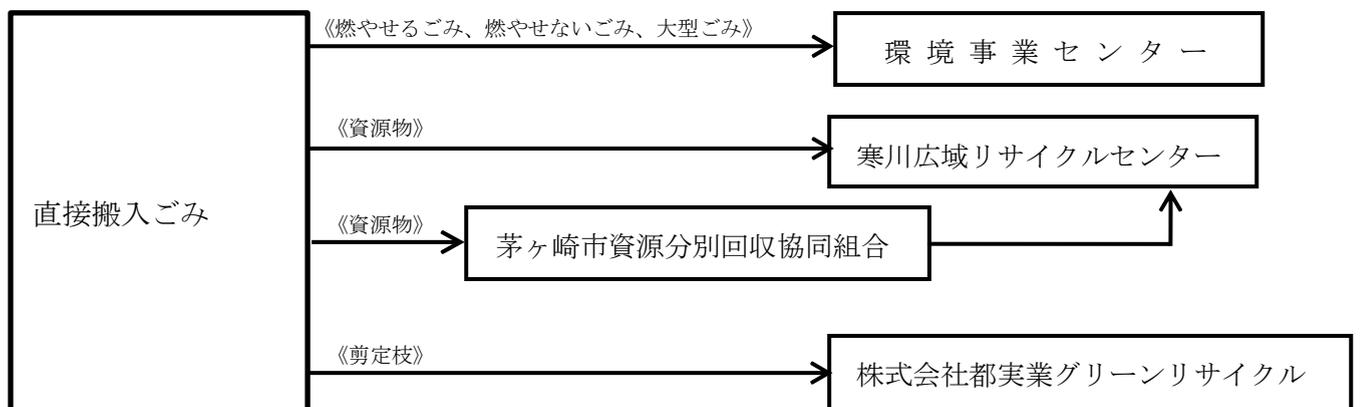
6 ごみ処理の流れ



《資源物》



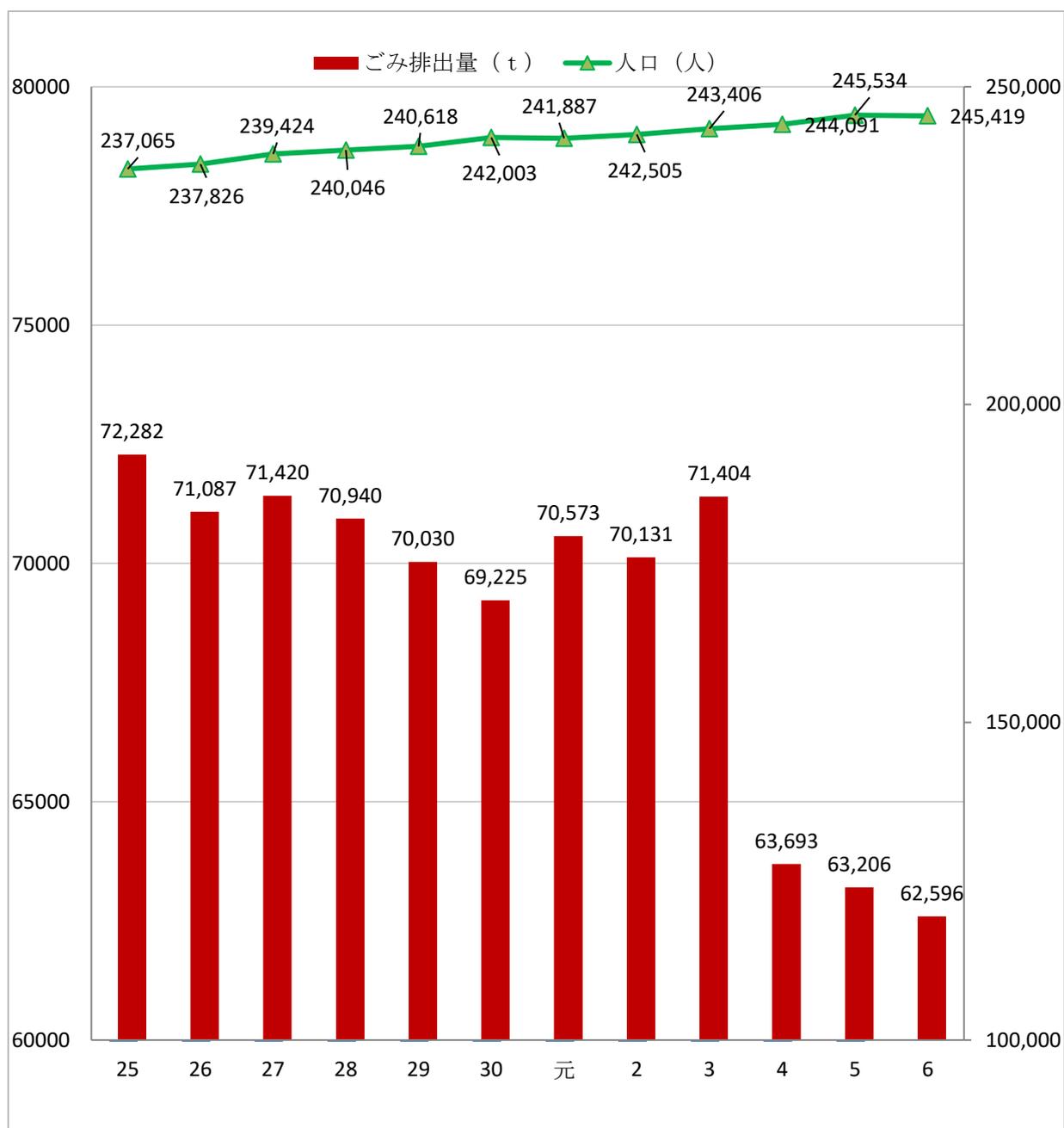
《資源物》



第5章 統計

- 1 人口とごみ排出量の推移
- 2 ごみ排出量の推移
- 3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移
- 4 資源物量の内訳
 - (1) 収集量
 - (2) 資源化量
- 5 資源物売却代金の推移
- 6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量
- 7 リサイクル率
- 8 ごみ処理に係る費用
- 9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況
- 10 発電（サーマルリサイクル）
- 11 不法投棄対策
- 12 犬・猫等動物の死体処理
- 13 安心まごころ収集
- 14 ダイオキシン類測定結果

1 人口とごみ排出量の推移



人 口： 各年度10月1日現在
 ごみ排出量： 各年度実績値

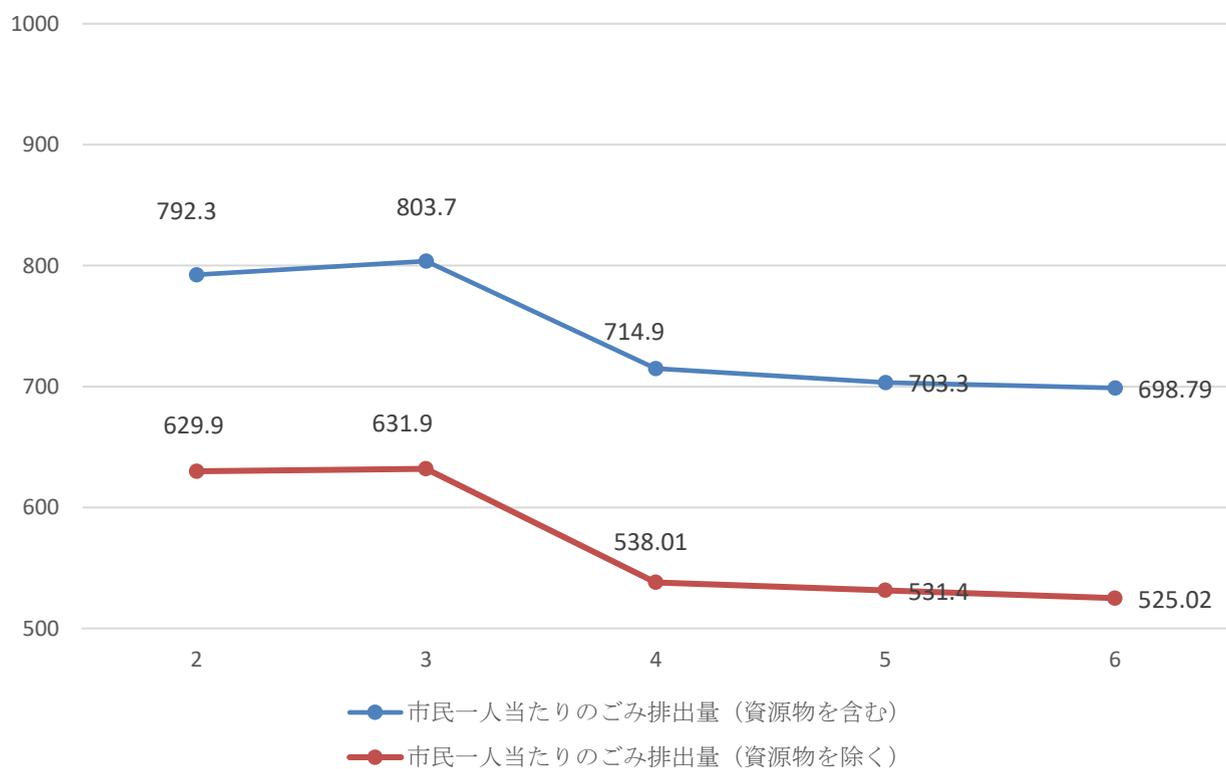
2 ごみ排出量の推移

(単位：t)

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 収 集 分	燃やせるごみ		39,846	38,855	32,782	31,992	31,389
	燃やせないごみ		3,241	3,591	1,578	1,684	1,696
	大型ごみ		825	898	622	614	636
	資源物		13,945	14,263	14,808	14,369	14,257
	乾電池		43	43	35	40	40
	蛍光管		10	7	5	5	4
直 接 搬 入 分	家 庭 系	燃やせるごみ	0	0	0	0	0
		燃やせないごみ	1,941	2,462	1,745	1,939	2,017
		資源物	430	1,003	952	1,080	1,309
	事 業 系	燃やせるごみ	9,374	9,848	10,787	11,001	10,920
		燃やせないごみ	476	434	379	482	328
合 計			70,131	71,404	63,693	63,206	62,596

3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g)



4 資源物量の内訳

(1) 収集量

(単位：t)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
びん		1,779	1,788	1,714	1,660	1,597
かん		752	750	690	675	666
ペットボトル		758	788	823	841	856
古紙類		6,905	6,985	7,108	6,831	6,726
ダンボール		3,020	3,090	3,136	3,106	3,111
新聞・チラシ		520	536	518	425	370
本・雑誌・雑紙		3,302	3,296	3,383	3,229	3,181
飲料用紙パック		63	63	71	71	64
衣類・布類		1,370	1,424	1,336	1,297	1,282
プラスチック製容器包装類		2,612	2,759	3,340	3,279	3,316
廃食用油		94	79	70	68	69
金属類		79	68	52	54	55
使用済小型家電		26	26	21	21	23
剪定枝		—	599	606	723	976
合計		14,375	15,266	15,760	15,449	15,566

※小数点第1位四捨五入

(2) 資源化量

(単位：t)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
びん		1,776	1,743	1,654	1,609	1,540
かん		740	730	688	662	643
ペットボトル		687	713	744	774	779
古紙類		6,904	6,986	7,108	6,831	6,725
ダンボール		3,019	3,090	3,136	3,106	3,111
新聞・チラシ		520	536	518	425	370
本・雑誌・雑紙		3,302	3,296	3,382	3,229	3,180
飲料用紙パック		63	64	72	71	64
衣類・布類		1,005	1,441	1,337	1,294	1,281
プラスチック製容器包装類		2,269	2,436	2,868	2,870	2,839
廃食用油		83	76	69	62	65
金属類		85	70	56	57	58
使用済小型家電		26	26	21	21	23
剪定枝		—	599	607	723	976
合計		13,575	14,820	15,152	14,903	14,929

5 資源物売却代金の推移

(単位：円)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
びん	カレット	0	0	0	0	0
	リターナブルびん	151,725	110,989	110,989	0	0
かん		57,277,002	102,024,253	119,229,708	105,640,380	128,019,872
ペットボトル		0	0	0	0	0
古紙類		34,235,339	33,947,908	37,033,449	31,545,410	30,594,931
	ダンボール	16,471,533	16,789,318	20,498,865	20,672,585	20,461,888
	新聞・チラシ	2,863,893	2,954,800	3,648,349	3,307,479	2,867,123
	本・雑誌・雑紙	14,558,624	13,854,554	12,493,737	7,172,254	6,912,851
	飲料用紙パック	341,289	349,236	392,498	393,092	353,069
衣類・布類		551,913	419,048	31,319,345	71,194,092	47,305,941
プラスチック製容器包装類		0	0	0	0	0
廃食用油		1,646,324	1,612,212	2,567,435	4,521,465	5,476,707
金属類		3,137,402	5,311,646	4,937,622	4,416,972	6,478,717
使用済小型家電		239,145	260,750	273,294	1,172,086	1,624,073
剪定枝		—	0	0	0	0
合計		97,238,850	143,686,806	195,360,853	218,490,405	219,500,241

※金額は、当該年度4月から3月までの数値です。(ただし、古紙類のうち、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合分のみ前年度3月から当該年度2月までの数値です。)

※古紙類については、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合分(市収集分と直接搬入分)と寒川広域リサイクルセンター分(直接搬入分)を合算した数値です。

※公益財団法人日本容器リサイクル協会で再商品化の対象となるペットボトルとプラスチック製容器包装類の拠出金については、本表に計上していません。

※剪定枝については、資源化に伴う収益はありません。

6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量

市で収集した燃やせないごみ・大型ごみの中には、資源化できるものが多く含まれていますので、処理する前に手選別及び磁選機により資源化を行っています。

(単位：t)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉄類		786	849	435	396	422
アルミ		8	11	6	6	6
その他		207	249	142	138	143
合計		1,001	1,109	583	540	571

※その他はステンレス、自転車、モーター、オーディオ等

7 リサイクル率

資源化は、資源物として排出された市収集資源物及び直接搬入された資源物の資源化量、燃やせないごみ・大型ごみからの資源回収量（磁選別、破碎前の資源化量）及び焼却残渣の有効活用（焼却後の灰の溶融等）があります。

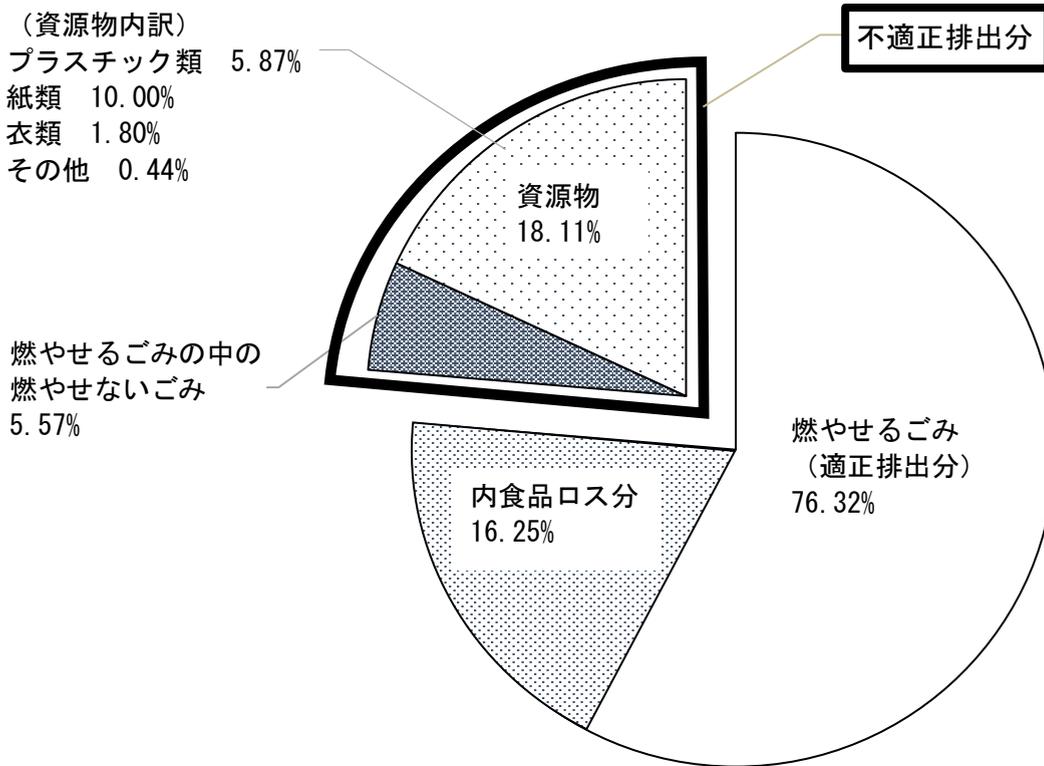
区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ排出量 (t)		70,131	71,404	63,693	63,206	62,596
資源化量	資源物の資源化量 (t)	13,575	14,820	15,152	14,903	14,929
	磁選別の資源化量 (t)	520	588	237	192	196
	破碎前の資源化量 (t)	536	571	385	393	419
	焼却残渣の有効活用 (t)	1,796	1,577	1,937	1,826	2,341
	リサイクル率 (%)	23.4	24.6	27.8	27.8	28.6

8 ごみ処理に係る費用

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口 (人)		242,389	243,406	244,091	245,534	245,419
ごみ処理量 (t)		70,131	71,404	63,693	63,206	62,596
ごみ処理経費 (千円)		3,136,779	3,276,598	3,956,544	3,273,501	4,455,581
市民1人当たりの処理経費(円)		12,941	13,461	16,209	13,332	18,155
1t当たりの処理経費 (円)		44,727	45,888	62,119	51,791	70,061

※人口は、各年度10月1日現在の数値です。

9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況



※令和5年度に実施したごみ組成分析調査の結果です。

10 発電 (サーマルリサイクル)

ボイラーで発生した蒸気を利用して、蒸気タービン発電機 (出力：3,000kW 平成29年度更新) を動かし発電することで、ごみ焼却炉から発生する熱エネルギーを有効利用しています。発電した電力は、環境事業センターの電力を賄うとともに、余剰電力については平成8年9月より電力会社へ売却しています。

また、発生した熱を環境事業センター内の給湯、冷暖房にも利用しています。

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発電出力 (kW)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
発電量 (kWh)		21,285,028	20,626,355	18,792,403	17,224,377	18,719,075
売電量 (kWh)		13,201,611	13,022,116	11,412,889	10,297,529	11,515,052
売電額 (円)		149,373,334	109,684,769	157,554,924	272,539,683	126,195,829

1 1 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるので、絶対に許すことのできない行為です。市では、市民の快適な生活環境を守るため、不法投棄対策として、不法投棄者の監視や不法投棄防止用啓発看板・不法投棄防止用監視カメラ（ダミーを含む）の設置及び維持管理などを実施しています。市が管理すべき公有地等で啓発した件数は次のとおりです。

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）		97	115	181	148	160
回収量（t）		21.4	18.2	9.3	9.4	6.1
警察通報（件）		6	7	7	4	6
看板設置数（枚）		9	13	17	24	41
カメラ設置数（基）		1	2	27	17	13



1 2 犬・猫等動物の死体処理

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通報件数（件）		497	499	496	528	440
処理件数（件）		470	475	460	497	413

1 3 安心まごころ収集

茅ヶ崎市では、高齢者や障害をお持ちの方など、ごみと資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、「安心まごころ収集」を実施しております。

「安心まごころ収集」は、ごみ及び資源物を玄関先等から戸別収集するのと同時に、一声を掛け安否を確認することにより、その世帯の日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（世帯）		382	444	474	526	580

1.4 ダイオキシン類測定結果

ごみ焼却処理施設及び最終処分場に係るダイオキシン類の調査を行っています。その結果、両施設とも法令で定められた基準値を下回っています。

今後も継続して測定を行い、安心のできるごみ処理を続けていきたいと考えています。

(令和6年度)

測定場所				測定値	基準値	単位
排ガス	ごみ焼却処理施設	1号炉煙突	夏期	0.0012	1	ng-TEQ/m ³ N
			冬期	0.0012		
		2号炉煙突	夏期	0.00044		
			冬期	0.00080		
		3号炉煙突	冬期	0.00030		
			冬期	0.00086		
排水	ごみ焼却処理施設	排水処理施設	原水	2.0	—	pg-TEQ/L
			放流水	0.034	10	
	堤一般廃棄物最終処分場	浸出液処理施設	原水	6.9	—	
			放流水	0.00017	10	
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	浸出水処理施設	原水	0.015	—	
			放流水	0	10	
		補完水処理設備放流水	0.015	10		
灰	焼却灰			0.0090	3	ng-TEQ/g
	飛灰(固化灰)			0.15	—	
大気	堤十二天一般廃棄物最終処分場	北側	0.0073	0.6	pg-TEQ / m ³ N	
		南側	0.0092			
水質	堤一般廃棄物最終処分場	浸出液処理施設内	観測井戸	0.030	1	pg-TEQ/L
			管理棟横	埋立地井戸		
				遮水シート下		
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	N0.1地下水		0.029		
		N0.3地下水		0.023		
		地下水集水管		0.024		
土壌	堤一般廃棄物最終処分場	北側えん堤	31	1,000	pg-TEQ/g	
		西側境界	9.6			
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	北西側	1.8			
		南西側	2.9			
	ごみ焼却処理施設	灰積出し場北側植え込み	10			

ng (ナノグラム) は10億分の1グラム

pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム

m³N (ノルマル立方メートル) は0℃1気圧における1立方メートル

TEQは毒性等価濃度

第6章 ごみの減量化・資源化事業

- 1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
- 2 茅ヶ崎市環境指導員
- 3 ごみの減量化と資源化対策
 - (1) 資源回収推進地域補助金制度
 - (2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助
- 4 焼却残渣の有効利用
- 5 リサイクル品の出張展示
- 6 啓発活動
 - (1) 「ごみと資源物の分け方・出し方」「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行
 - (2) 「ごみ通信ちがさき」の発行
 - (3) ちがさき環境フェア
 - (4) 「きれいなちがさき条例」の啓発
 - (5) 環境学習
 - (6) 施設見学の実施
 - (7) 自治会向け出前講座
 - (8) ごみ減量・リサイクル推進店制度

1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会

平成5年7月に茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する事項について審議しています。

委員は12名、任期は2年です。

<構成>

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 環境指導員

<任期>

2年

2 茅ヶ崎市環境指導員

自治会長の推薦により環境指導員を市長が委嘱し、ごみの減量化・資源化推進事業への参加、協力及び推進指導をお願いしています。環境指導員の人数は、令和7年3月末現在で363名です。

<職務>

- (1) ごみ集積場所でのごみの分け方・出し方の指導
- (2) ごみの集積場所の管理等に関する指導
- (3) ごみの減量化・資源化及び排出指導等に関する会議・研修会等への出席
- (4) その他ごみに関する市及び自治会との連絡調整

<任期>

2年

3 ごみの減量化と資源化対策

資源を大量に消費すると、地球環境を脅かすさまざまな要因をつくり出します。資源の少ないわが国は、資源を有効に利用しなければなりません。

資源として再利用できるものをごみとして出さずに資源化することは、ごみの減量化になるとともに、省資源・省エネルギーにつながる大切なことです。

(1) 資源回収推進地域補助金制度

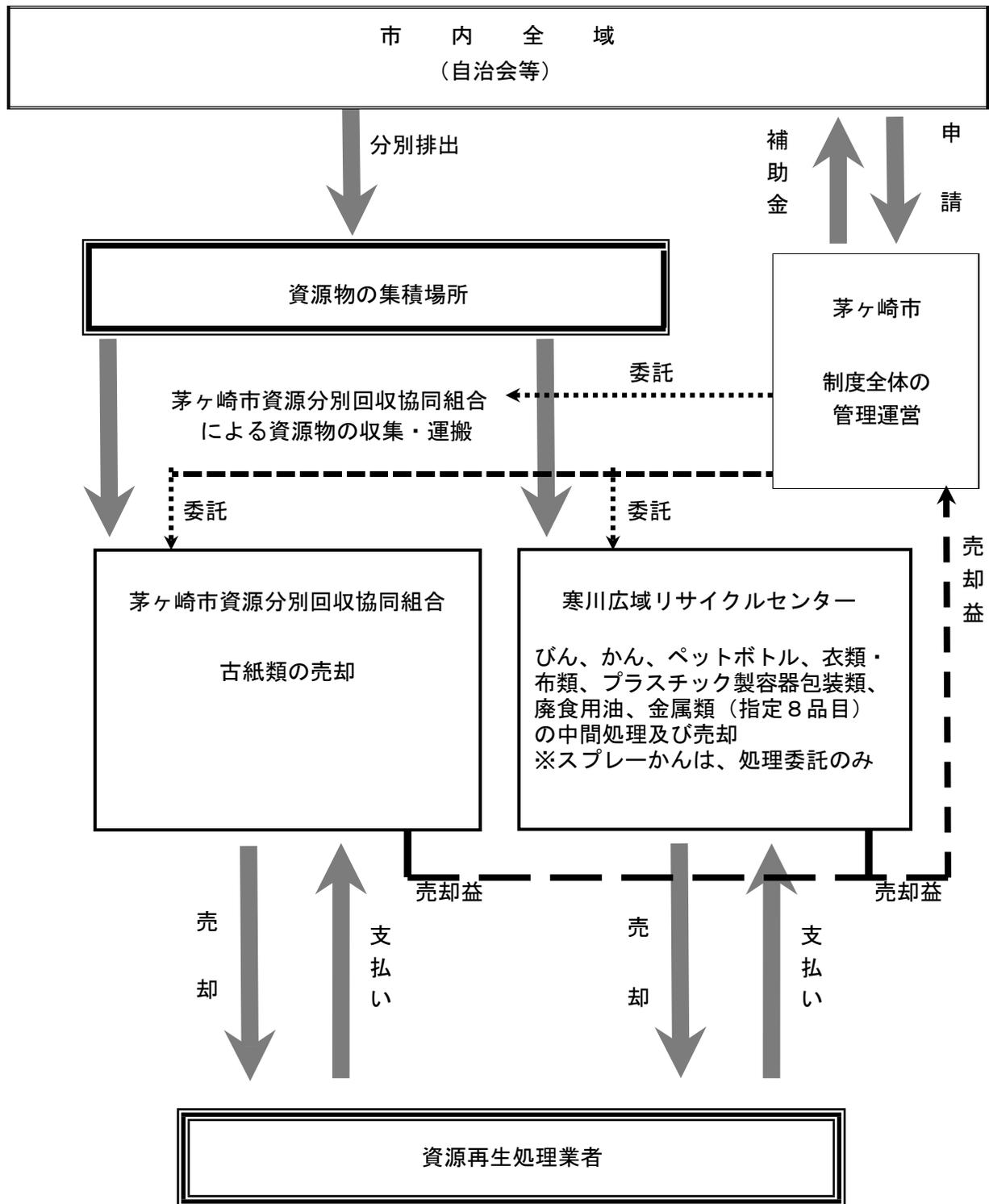
資源回収推進地域補助金制度は、廃棄物等の分別回収により焼却ごみの減量化と資源の有効利用の推進を図るために、平成20年1月から始めました。

本制度は、補助対象を市内の全自治会及び自治会に準ずる団体と定め、自治会区域内で回収された資源物の収集量に応じて、補助金を交付しています。市民一人一人に資源分別への意識を高めて頂いてごみの減量化・資源化を推進することと、より一層の地域コミュニティの活性化を目的としています。令和6年度には、135自治会に補助金を交付しました。

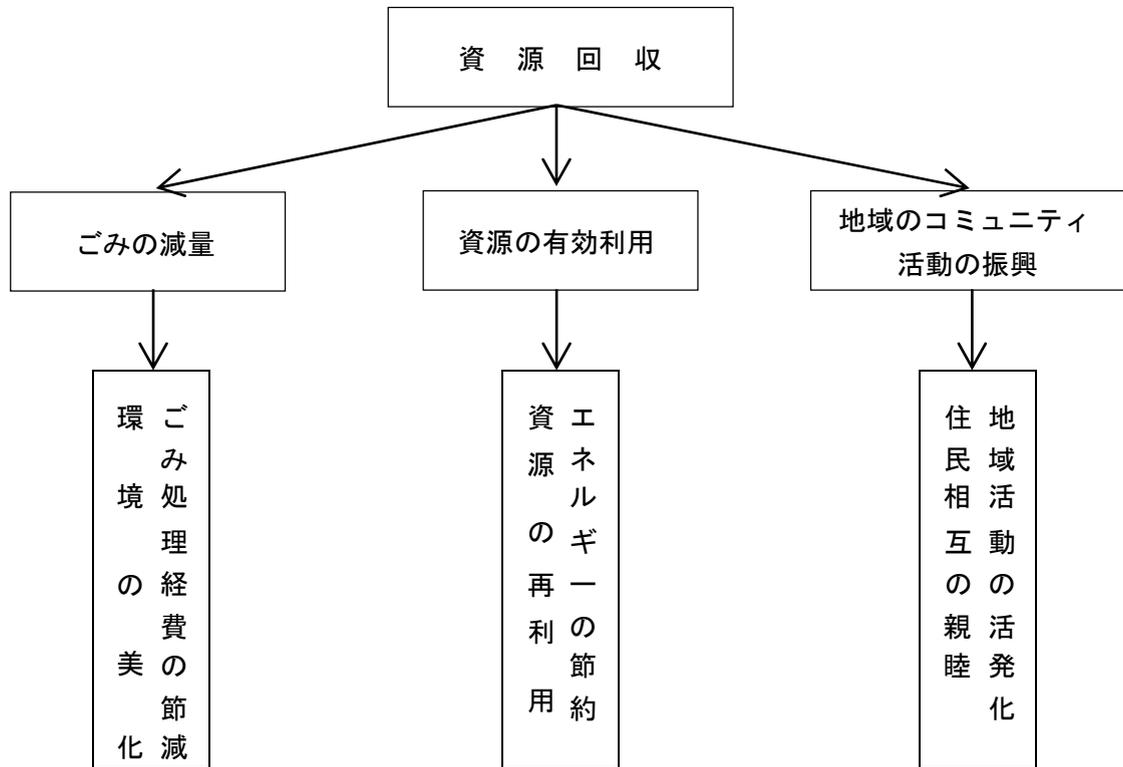
<補助金額>

分別排出した資源化できる廃棄物等の量、1キログラムにつき2.0円（令和4年4月1日変更）とします。（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）

＜資源回収推進地域補助金制度の仕組み＞



<資源回収推進地域補助金制度の効果>



(2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助

平成12年度より、ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を補助しています。なお、令和3年度より、生ごみ処理容器の助成事業（平成3年度より実施）と統合したため、生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機区別なく1世帯1台までで、購入金額の3分の1（上限2万5千円）を補助しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ処理容器	台数（個）	68	88	88	18	9
	累計（個）	7,736	7,824	7,912	7,930	7,939
家庭用生ごみ処理機	台数（個）	45	194	146	84	86
	累計（個）	1,598	1,792	1,938	2,022	2,108

4 焼却残渣の有効利用

焼却残渣を高温で熔融固化することにより、得られた固化物（スラグ）は路盤材などに利用され、金属も回収され再資源化されています。その他、焼却残渣をセメントや人工砂の原料にしたりもしています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再資源化量(t)	1,796	1,577	1,937	1,826	2,341

5 リサイクル品の出張展示

収集した大型ごみの中から再利用が可能と思われる品物（主に家具類）を選別し、修理・清掃を行った後、市内のイベントなどで展示し抽選で提供する出張展示を行っています。

令和6年度は、環境フェアや公民館まつりなどで、リサイクル展示を4回（計20点）行い、リユースを推進しました。

申込件数は、合計44件となりました。また、自主財源を確保するため、リサイクル品当選者に対し「茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金」への積極的な寄附を呼び掛け、寄付金は、10,500円となりました。



<リサイクル品の出張展示の様子>

6 啓発活動

(1) 「ごみと資源物の分け方・出し方」「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行

ごみを正しく分別・排出していただくために、「ごみと資源物の分け方・出し方」及び「ごみと資源物の収集カレンダー」を年1回作成し、市内各世帯に配布しています。

(2) 「ごみ通信ちがさき」の発行

茅ヶ崎市のごみ事情について広く知っていただくため、発行していますが、令和6年度は、発行していません。

(3) ちがさき環境フェア

市民団体、学校、事業者及び行政による環境活動のパネル展示、ワークショップなどを通じ、広く環境について理解を深めていただくための取り組みを行っています。令和4年度から消防防災フェスティバルと同時開催をしています。

日 時	令和6年11月10日(日) 午前10時から午後3時まで
場 所	茅ヶ崎市役所前広場、本庁舎1階市民ふれあいプラザ・4階会議室
主な内容	スペシャルイベント「気象予報士／防災士の山神明理さんと考える地球温暖化」、おもしろ環境教室、エコ体験コーナー、FKP不要品回収プロジェクト、リサイクル家具の展示、アロハシャツリサイクル、古本市、市民活動団体・事業者・行政等のパネル展示、 スクールエコアクション活動展など

(4) 「きれいなちがさき条例」の啓発

空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、犬のふんの放置、深夜(午後10時～翌朝午前6時)における花火の実施などを禁止している「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(愛称:きれいなちがさき条例)」啓発のため、看板の設置、ホームページ等での情報発信などの取り組みを実施しています。

(5) 子どもたち向け環境学習会

環境問題に対する意識の向上を目的として、小・中学校の授業やイベント等に出向き、環境学習会を実施しています。

【環境学習の主な内容】

- ・ごみと資源物についての学習
- ・パッカー車についての学習
- ・海洋ごみについての学習

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
合計	5	491	11	1,320	14	1,431	10	1,130	11	1,198



ごみと資源物についての学習



パッカー車についての学習



海洋ごみについての学習

(6) 自治会等向け環境学習会

ごみと資源物の分け方・出し方などについて理解を深めてもらうため、自治会向け環境学習会を実施しています。

【出張環境学習の主な内容】

- ・お茶碗一杯分のごみダイエットにチャレンジ

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
合計	0	0	19	544	0	0	13	336	16	716

(7) 施設見学の実施

(単位：人)

年度 団体名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	環境事業 センター	寒川広域リサイ クルセンター								
小学校	0	0	1387	945	1,011	570	1,935	1,173	1,776	1,240
中学校	0	0	24	45	1	0	7	31	28	30
行政関係	0	0	9	102	19	9	9	17	61	51
自治会	0	4	20	0	12	13	60	68	86	54
各種団体	0	2	33	54	0	0	34	61	69	0
その他	45	0	0	18	131	16	4	8	2	29
合計	45	6	1473	1,164	1,174	608	2,049	1,358	2,022	1,404

※寒川広域リサイクルセンターの施設見学者数は、団体施設見学者のみの人数となります。
(※個人施設見学者数については、申し込み不要のため、人数を把握していません。)

(8) ごみ減量・リサイクル推進店制度

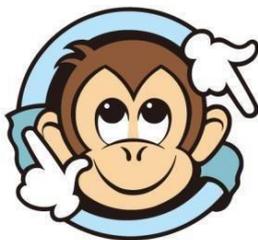
ごみの約6割が容器・包装類だといわれています。その容器・包装類を減らすため、平成7年10月より「ごみ減量・リサイクル推進店」制度を導入し、市民と販売店と市が相互に協力しながら簡易包装の推進とごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいます。

令和6年度に認定店舗へアンケートを実施した結果、制度導入当時と比べ、民間の環境配慮のプラットフォームが十分に構築されていることを確認することができました。当該制度の社会的役割については果たしたと考えられることから、令和6年度をもって終了いたします。

<推進事業>

- ①包装の簡素化推進
- ②再生品の販売推進
- ③資源回収及び買換え古品の下取等の推進
- ④詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進
- ⑤その他のごみ減量・リサイクルの推進
- ⑥その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
店舗数(件)	80	80	80	80	80



リサル君

「ごみ減量・リサイクル推進店」のマスコットキャラクターです。リサイクルの言葉からサルをイメージして作られました。手が円を描くことによって、リサイクルを表しています。

第7章 し尿関係事業

- 1 収集
- 2 処理
- 3 し尿処理施設
- 4 し尿処理量の推移
- 5 し尿処理の流れ
- 6 し尿処理手数料

1 収集

し尿の収集業務は、昭和33年4月から業務委託により収集を開始しました。平成17年度より市内全域を委託業者1社（平成16年度は市内を南北に分け委託業者2社）により、定額制は20日に1回、従量制、臨時制、浄化槽汚泥は申込制により収集しています。

し尿等の収集量は、公共下水道（昭和38年度から着手）の普及と生活様式の近代化に伴い、年々減少しています。

また、公共下水道未整備地区においても家庭用浄化槽の普及により、し尿収集量は減少し、し尿収集量に対する浄化槽汚泥収集量の割合は、昭和56年度には浄化槽汚泥が26%であったものが、令和6年度では85.8%となり浄化槽汚泥の割合が増えています。

2 処理

収集されたし尿等は、平成8年1月から寒川町美化センター（寒川町に事務委託）にすべて搬入し、処理水は高負荷脱窒素処理方式で処理され、流域下水道に放流されています。

本市のし尿処理残渣については、茅ヶ崎市環境事業センターで焼却処分しています。

3 し尿処理施設

し尿処理施設は、広域的事務の一環として、平成5年度から7年度に茅ヶ崎市と寒川町の協同のし尿処理施設として、寒川町の旧し尿処理施設の跡地に建設されました。

施設名	寒川町美化センター
位置	寒川町田端1578-3
規模	敷地 8,264平方メートル
	施設 2,312平方メートル
完成年月日	平成7年12月25日
建設費	2,036,584千円
処理方式	高負荷脱窒素処理（循環加圧曝気処理方式）
処理能力	70k1/日

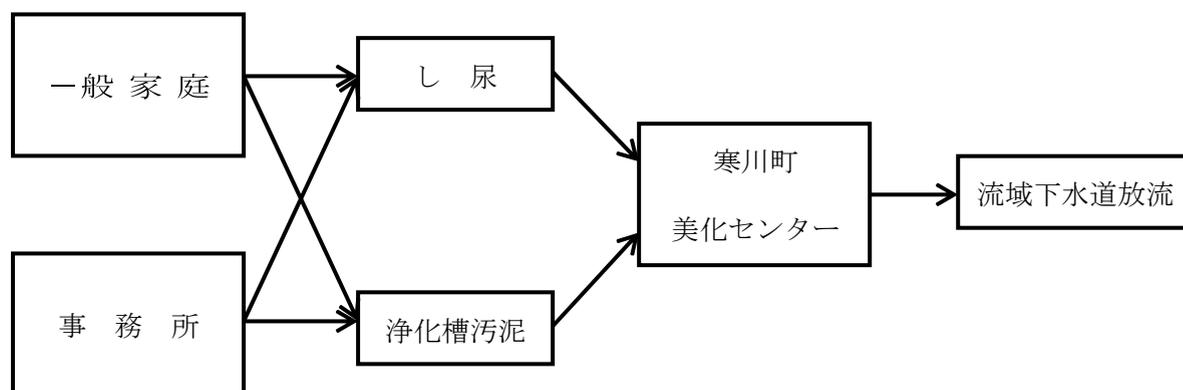


4 し尿処理量の推移

種 別		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	収 集 量 (k l)	1,609	1,392	1,409	1,352	1,195
	対 象 人 口 (人)	515	468	429	416	394
	対 象 世 帯 数	266	242	226	226	218
浄化槽	収 集 量 (k l)	7,465	7,272	7,833	7,188	7,204
	対 象 人 口 (人)	12,528	12,234	11,960	11,709	11,428
	総 収 集 量 (k l)	9,074	8,664	9,242	8,540	8,399
	1日当たり処理量 (k l / 日)	25	24	25	23	23

※人口・世帯数は年度末の数値です。

5 し尿処理の流れ



6 し尿処理手数料

(1) 定額制

一般家庭及びこれに準ずる世帯人員によるもの（1歳未満を除く）
一人につき 月額160円

(2) 従量制・臨時制

定額制によることが適当でないと認められるもの
10リットルにつき 40円

(3) 浄化槽

清掃1回につき、以下の表のとおり

浄化槽清掃料金表（清掃1回につき）

槽容量	型式	腐敗型
	1. 5 m ³ 以下	6,600 円
1. 5 m ³ を超え	2. 0 m ³ 以下	7,960 円
2. 0 m ³ を超え	2. 5 m ³ 以下	9,950 円
2. 5 m ³ を超え	3. 0 m ³ 以下	11,940 円
3. 0 m ³ を超えるものについては、0. 5 m ³ （0. 5 m ³ 未満は0. 5 m ³ とする）増すごとに2,090円を加算する。		

槽容量	型式	ばっ気型
	1. 0 m ³ 以下	4,080 円
1. 0 m ³ を超え	1. 5 m ³ 以下	4,710 円
1. 5 m ³ を超え	2. 0 m ³ 以下	5,550 円
2. 0 m ³ を超えるものについては、0. 5 m ³ （0. 5 m ³ 未満は0. 5 m ³ とする）増すごとに1,150円を加算する。		

※令和元年10月改正（消費税増税により）

○浄化槽の清掃に関する加算基準

ア：前回清掃を行ってから、1年半を経過し2年半未満のもの→上記金額の30%相当額

イ：前回清掃を行ってから、2年半以上経過したもの→上記金額の50%相当額

第 8 章 美化運動推進事業

1 環境美化推進事業

2 民間団体補助事業

3 海岸清掃事業

近年、美化運動が各地で積極的に推進されており、本市においても「明るい清潔なまちづくり」をめざし、民間各種団体の協力を得て、この運動を展開しています。今後も民間各種団体との連携を強化し、美化啓発を含め推進していきます。

1 環境美化推進事業

公園・広場・街路など公共的な場所において、自主的に清掃美化活動を実施している自治会やボランティア等の団体に対して、ゴミ袋や軍手の提供と収集されたごみの回収を行っています。

地域清掃・ボランティア清掃

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団 体 数	53	111	145	182	221
参加人員（人）	2,227	3,262	3,869	5,787	5,998

2 民間団体補助事業

美化運動の積極的な推進を図るため、各種団体が実施する美化運動推進事業に対して助成を行っています。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団 体 数	21	0	0	0	0
補助金額（円）	226,597	0	0	0	0

令和3年度より休止

3 海岸清掃事業

海岸のごみ対策については、平成3年度から県・沿岸13市町・企業の参画により、相模湾の一元的清掃を目的として（公財）かながわ海岸美化財団が設立され、海岸清掃を実施しています。

市から（公財）かながわ海岸美化財団への負担金 （単位：千円）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市負担金	11,473	11,728	11,304	11,548	11,979

その他、毎年市民参加による「美化キャンペーン クリーン茅ヶ崎」を年2回（6月と7月の最終の日曜日）実施し、海岸清掃を行っています。

美化キャンペーン クリーン茅ヶ崎（年1回実施）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人員（人）	0	500	1,460	1,565	1,145
可燃ごみ（t）	0	0.42	1.54	2.33	1.19
不燃ごみ（t）	0	0.28	0.56	0.98	0.72
合 計（t）	0	0.70	2.10	3.31	1.91

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止

令和3年度は茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会主催



第9章 参考資料

- 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
- 適正処理困難物の指定について
- 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則
- 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例
- 令和7年度版ごみと資源物の分け方・出し方

○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年3月30日

条例第1号

改正 平成7年3月27日条例第7号

平成10年12月28日条例第45号

平成11年3月25日条例第6号

平成11年12月22日条例第25号

平成12年3月29日条例第1号

平成12年12月22日条例第46号

平成14年3月27日条例第12号平成

15年10月1日条例第29号平成

15年12月18日条例第42号平成

16年3月26日条例第9号

平成17年12月21日条例第61号

平成19年12月18日条例第41号

平成23年3月24日条例第14号平成

24年3月28日条例第10号平成

26年6月30日条例第30号

平成29年3月28日条例第17号

令和元年6月25日条例第3号

令和3年3月25日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市民の参加等（第7条～第10条）

第3章 減量化及び資源化の推進（第11条～第18条）

第4章 廃棄物の適正処理（第19条～第26条）

第5章 一般廃棄物処理計画（第27条・第28条）

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第29条～第34条）

第7章 手数料等（第35条～第37条）

第8章 雑則（第38条～第41条）

第9章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物等の発生を抑制し、再生利用等の循環的な利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（平17条例61・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物等の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 廃棄物等の循環的な利用をすることをいう。

（平17条例61・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、減量化及び分別排出による資源化の徹底を図らなければならない。

2 市民は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（平17条例61・一部改正）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力等）

第6条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

（平17条例61・一部改正）

第2章 市民の参加等

（市民の参加）

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

（啓発活動等）

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

2 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する学習の機会を市民に提供するよう努めなければならない。

（市民活動への援助）

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

（環境指導員）

第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（平14条例12・旧第13条繰上、平17条例61・一部改正）

第3章 減量化及び資源化の推進

(市の減量化、資源化等)

第11条 市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、資源化の推進のため、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

(平14条例12・旧第14条繰上、平17条例61・一部改正)

(基金への積立て等)

第11条の2 市は、分別収集をする廃棄物等のうち一般廃棄物処理計画において資源化を目的として収集するもの

(以下「資源物」という。)を循環資源として売却に努め、その収益金に相当する額を茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金として積み立て、及び分別収集に要する費用に充てるものとする。

(平17条例61・追加)

(市民の減量化、資源化等)

第12条 市民は、減量化及び資源化が可能な物の分別を行うとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市民は、第11条第2項に定める循環資源の適正な管理に協力するものとする。

(平14条例12・旧第15条繰上、平17条例61・一部改正)

(不用品の下取り)

第13条 市民は、商品の購入に伴い不用となる物品があるときは、事業者に対して下取りを求めるよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が前項の下取りを求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(平14条例12・旧第16条繰上)

(事業者の減量化、資源化等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等（以下「製品等」という。）が長期間使用することが可能なものの開発に努めるとともに、製品等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品等の開発を行い、その製品等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平14条例12・旧第17条繰上、平15条例42・一部改正)

(適正包装等の推進)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その容器、包装材等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者から要請があった場合には、協力しなければならない。

(平14条例12・旧第18条繰上)

(多量排出事業者の義務)

第16条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平14条例12・旧第19条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(改善勧告等)

第17条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書に基づく減量化及び資源化を図ることができないと認めたときは、期限を定めて改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(平14条例12・旧第20条繰上、平17条例61・一部改正)

(受入拒否)

第18条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該多量排出事業者からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平14条例12・旧第21条繰上、平17条例61・一部改正)

第4章 廃棄物の適正処理

(占有者等の自己処分等)

第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者等は、臨時に多量の一般廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。

(平14条例12・旧第22条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

第20条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(平14条例12・旧第23条繰上)

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第21条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に定める基準に従って行わなければならない。

(平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第24条繰上、平19条例41・一部改正)

(市が処理する事業系一般廃棄物等)

第22条 市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認める事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次項において同じ。）の処理を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物を排出するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

3 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平14条例12・旧第25条繰上・一部改正、平19条例41・一部改正)

(一般廃棄物の排出方法)

第22条の2 占有者等及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

2 占有者等及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物(別表第1の1の項、2の項、3の項及び4の項第2号に規定する一般廃棄物を除く。)を排出するときは、規則で定める収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(令3条例8・追加)

(調査)

第22条の3 市長は、前条の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者を特定するために必要があると認めるときは、当該一般廃棄物に関し必要な調査を行うことができる。

(令3条例8・追加)

(改善勧告)

第22条の4 市長は、第22条の2の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(令3条例8・追加)

(製品等の適正処理の確保)

第23条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物等となった場合に適正な処理が困難にならないような製品等の開発に努めること、当該製品等の使用者に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物等となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(平14条例12・旧第26条繰上、平17条例61・一部改正)

(適正処理困難物の指定)

第24条 市長は、製品等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定したときは、告示するものとする。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、自らの責任で当該適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(平14条例12・旧第27条繰上)

(排出等の禁止)

第25条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするとき又は特別管理一般廃棄物を処理するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

(平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第28条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(集積場所からの収集又は運搬の禁止)

第26条 市、市の委託を受けて廃棄物等の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、集積場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないように命ずることができる。

(平17条例61・全改)

第5章 一般廃棄物処理計画

(計画の推進)

第27条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平14条例12・旧第30条繰上、平17条例61・一部改正)

(計画の策定等)

第28条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項及び実施のための計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

(平14条例12・旧第31条繰上、平17条例61・一部改正)

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第6章の2繰上)

(縦覧等の対象施設)

第29条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の2繰上、平23条例14・一部改正)

(縦覧等の告示)

第30条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の3繰上)

(縦覧の場所及び期間)

第31条 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して1月間とする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の4繰上)

(意見書の提出先及び提出期限)

第32条 法第9条の3第2項の規定により対象施設の設置及び変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。以下同じ。)に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、市長が第30条の規

定による告示において指定するものとする。

- 2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の5繰上・一部改正、平23条例14・一部改正)

(環境影響評価との関係)

- 第33条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の6繰上)

(他の市町村の長との協議)

- 第34条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の7繰上)

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

- 第35条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、一般廃棄物処理手数料の額の50パーセント以内において規則で定める額を加算することができる。

- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の額(前項の規定により一般廃棄物処理手数料の額に加算した場合にあっては、当該概算した額を含む。)を減免することができる。

- 4 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。

(平12条例1・平12条例46・一部改正、平14条例12・旧第36条繰上、平17条例61・令3条例8・一部改正)

(指定収集袋の交付)

- 第35条の2 市長は、一般廃棄物処理手数料(別表第1の4の項第1号及び第4号に規定するものに限る。次項において同じ。)をあらかじめ納付した者に指定収集袋を交付する。

- 2 市長は、前条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けた者に指定収集袋を交付することができる。

(令3条例8・追加)

(規則への委任)

- 第35条の3 前2条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例8・追加)

(産業廃棄物処分費用)

- 第36条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、第35条第2項及び前条の規定を準用する。

(平14条例12・旧第37条繰上、平17条例61・令3条例8・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第37条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (7) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (8) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平14条例12・旧第38条繰上、平15条例29・平19条例41・一部改正)第

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し当該廃棄物等の処理に関して報告を求め、又は指示をすることができる。

(平14条例12・旧第39条繰上、平17条例61・一部改正)

(立入調査)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平14条例12・旧第40条繰上・一部改正、平17条例61・一部改正)

(技術管理者の資格)

第40条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第5号、第10号又は第11号に掲げる技術部門につき同法第4条第1項の第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例10・追加)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例12・旧第41条繰上、平24条例10・旧第40条繰下)

第9章 罰則

(平17条例61・追加)

第42条 第26条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平17条例61・追加、平24条例10・旧第41条繰下・一部改正)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平17条例61・追加、平24条例10・旧第42条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年9月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定及び附則第4項の規定は、平成5年6月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年茅ヶ崎市条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費については、なお従前の例による。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成7年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1上記以外の一般廃棄物臨時の項第2号の規定は、平成7年10月1日以後に申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出される大型ごみに係る処理手数料について適用する。

附 則 (平成10年条例第45号)抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1の規定は、平成13年4月1日以後に収集及び運搬の申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから排出される特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。

(茅ヶ崎市証紙条例の一部改正)

- 茅ヶ崎市証紙条例(平成7年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成14年条例第12号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成14年6月1日から施行する。

附則(平成15年条例第29号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附則(平成15年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成16年条例第9号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成16年6月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- この条例の施行の際現に前項の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附則(平成17年条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年条例第41号)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 改正後の別表第1の4の項第3号の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みのあった大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみについて適用し、同日前に収集の申込みのあった大型ごみについては、なお従前の例による。

- 茅ヶ崎市証紙条例(平成7年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成23年条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年条例第10号)抄

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成26年条例第30号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(一般廃棄物処理手数料に係る経過措置)

- 施行日前行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第19条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成29年条例第17号)

- この条例は、平成29年10月1日から施行する。

- 改正後の別表第1の3の項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集、運搬

及び処分の申込みのあった動物の死体について適用し、施行日前に収集、運搬及び処分の申込みのあった動物の死体については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の3の項第2号並びに同表4の項第2号及び第4号の規定は、施行日以後に搬入された一般廃棄物について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（一般廃棄物処理手数料に係る経過措置）

1 3 施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第21条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第8号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第35条の2の規定による指定収集袋の交付及び改正後の別表第1の4の項第1号及び第4号に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定の例により行うことができる。

3 改正後の別表第1の4の項第2号の規定は、施行日以後に収集の申込みがあった同号に規定する大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみ（以下この項において「大型ごみ等」という。）の一般廃棄物処理手数料の額について適用し、施行日前に収集の申込みがあった大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額については、なお従前の例による。

別表第1（第35条関係）

（平7条例7・平11条例25・平12条例46・平14条例12・一部改正、平19条例41・全改、平26条例30・平29条例17・令元条例3・令3条例8・一部改正）

種別	取扱区分	手数料
1 屎尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから定期に排出されるもの	1人（1歳未満の者を除く。）につき月額160円
	(2) 前号の算出基準によることが適当でないものとして規則で定めるもの	10リットルにつき40円
2 浄化槽の汚泥	(1) 腐敗型の浄化槽	
	ア 容量が1.5立方メートル以下のもの	1回につき6,600円
	イ 容量が1.5立方メートルを超え2.0立方メートル以下のもの	1回につき7,960円
	ウ 容量が2.0立方メートルを超え2.5立方メートル以下のもの	1回につき9,950円
	エ 容量が2.5立方メートルを超え3.0立方メートル以下のもの	1回につき11,940円
オ 容量が3.0立方メートルを超えるもの	1回につき11,940円に0.5立方メートルを増すまでごとに2,090円を加えて得た額	

	(2) ばっ気型の浄化槽 ア 容量が1.0立方メートル以下のもの イ 容量が1.0立方メートルを超え1.5立方メートル以下のもの ウ 容量が1.5立方メートルを超え2.0立方メートル以下のもの エ 容量が2.0立方メートルを超えるもの	1回につき4,080円 1回につき4,710円 1回につき5,550円 1回につき5,550円に 0.5立方メートルを増す までごとに1,150円を 加えて得た額
3 動物の死体（畜産業に 係るものを除く。）	(1) 市が収集し、運搬し、及び処分するもの	1体につき7,150円
	(2) 市長の指定する処理施設に直接搬入するもの	1体につき4,830円
4 その他の一般廃棄物	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから指定収集袋を使用して排出されるもの ア 5リットル袋 イ 10リットル袋 ウ 20リットル袋 エ 40リットル袋	1袋につき10円 1袋につき20円 1袋につき40円 1袋につき80円
	(2) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ（一边の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。）をいう。） イ 特定大型ごみ（一边の長さがおおむね1メートルを超え2メートル未満のもので規則で定めるものをいう。） ウ 特定粗大ごみ（一边の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難しいものとして規則で定めるものをいう。）	1個につき700円 1個につき1,400円 1個につき700円
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの ア 100キログラム以下のもの イ 100キログラムを超えるもの	1回につき1,400円 1回につき1,400円に 10キログラム増すごとに 140円を加えて得た額
	(4) 事業活動に伴い排出されるもので指定収集袋を使用して排出されるもの ア 20リットル袋 イ 40リットル袋	1袋につき150円 1袋につき300円
	(5) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき280円

備考

- 1 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、尿尿の処理を月の中途から開始した場合又は月の中途で廃止した場合であっても、その月に処理をしたときは、その月分は、徴収する。
- 2 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、月の途中で世帯の人員に異動を生じても、その月分は、変更しない。

別表第2（第36条関係）

（平7条例7・平11条例25・平14条例12・一部改正、平19条例41・全改、令3条例8・一部改正）

取扱区分	費用
第22条第3項の規定により市長が定めた産業廃棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき280円

○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成5年8月20日

規則第31号

改正 平成7年3月27日規則第12号

平成7年9月29日規則第30号

平成10年5月15日規則第18号

平成11年3月25日規則第16号

平成12年3月1日規則第6号

平成12年12月22日規則第56号

平成14年3月27日規則第12号

平成15年10月1日規則第40号

平成16年3月26日規則第24号

平成16年6月23日規則第43号

平成17年12月21日規則第64号

平成19年12月18日規則第49号

(題名改称)

平成20年10月1日規則第28号

平成22年2月25日規則第1号

平成24年3月30日規則第18号

平成24年6月29日規則第32号

平成26年6月30日規則第26号

平成26年10月1日規則第40号

平成29年12月27日規則第72号

令和元年9月27日規則第20号

令和2年7月29日規則第40号

令和3年3月25日規則第15号

令和3年7月1日規則第35号

注 平成7年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則49・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(環境指導員の職務等)

第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。
- (2) 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。

(3) 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。

(4) その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。

2 環境指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の環境指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 環境指導員は、再任されることができる。

(平12規則6・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量排出事業者の指定等)

第4条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 条例第16条第2項に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み

(2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名

(3) 事業系一般廃棄物のうち減量化をすることができるものの種類及び数量並びに減量化の方法

(4) その他減量化及び資源化の計画

3 条例第16条第3項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書(第1号様式)により行うものとする。

(平11規則16・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(改善勧告)

第5条 条例第17条の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

(平14規則12・一部改正)

(受入拒否)

第6条 条例第18条の規定による事業系廃棄物の受入れの拒否は、廃棄物受入拒否通知書により行うものとする。

(平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量の一般廃棄物)

第7条 条例第19条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、100キログラム以上の一般廃棄物とする。

(平14規則12・一部改正)

(指定収集袋等)

第7条の2 条例第22条の2第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、別表第1に定めるものとする。

2 条例第22条の2第2項ただし書に規定する場合は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と分別し、排出する場合とする。

(1) 資源物

(2) 草、葉及び枝

(3) 紙おむつ

(4) ストーマ装具の使用及び腹膜透析により生じる廃棄物

(5) 乾電池

(6) 蛍光灯、水銀体温計その他の水銀又はその化合物が使用されている廃棄物

(7) その他市長が特に必要と認めるもの

(令3規則15・追加)

(指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出)

第7条の3 指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出は、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度とする。

(令3規則15・追加)

(禁止命令)

第8条 条例第26条第2項の規定による命令は、禁止命令書により行うものとする。

(平17規則64・追加、平19規則49・旧第8条の2繰上・一部改正)

(一般廃棄物の処理の届出)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、尿尿の処理、浄化槽の清掃又は動物の死体の処理を受けようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 占有者等（尿尿の処理を受けている者に限る。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。
- (2) 尿尿の処理に係る手数料の取扱区分を変更すべき事由が生じたとき。
- (3) 尿尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

(平11規則16・追加、平14規則12・一部改正、平16規則24・旧第9条の2繰上、平19規則49・全改)

(尿尿の収集の確認)

第10条 市長は、尿尿の処理（条例別表第1の1の項第1号に規定する定額によるものに限る。）を行ったときは、尿尿くみ取り済票を当該尿尿の処理を受けた者に交付するものとする。

2 市長は、尿尿の処理（条例別表第1の1の項第2号に規定する従量によるものに限る。）又は浄化槽の清掃を行ったときは、尿尿（浄化槽汚泥）処理券により、当該尿尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者に確認を求めるものとする。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第11条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可（許可更新）申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請等)

第12条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）が、法第7条の2第1項の規定による収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書（第3号様式）に当該変更の申請に係る許可証を添えて市長に申請しなければならない。

(平10規則18・一部改正、平19規則49・全改)

(許可の基準)

第13条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者が自ら事業を実施する者であること。

(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

2 前項の規定は、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をする場合について準用する。（平19規則49・全改）

（許可証の交付等）

第14条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、同条第2項若しくは第7項又は法第7条の2第1項の規定による許可をしたときはその旨を、許可をしないときはその旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、許可をしたときは、許可の種別に応じ、次に掲げる許可証を申請者に交付するものとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可証（第4号様式）

(2) 一般廃棄物処分業許可証（第5号様式）

(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可証（第6号様式）

(4) 一般廃棄物処分業変更許可証（第7号様式）

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平19規則49・全改）

（許可証の再交付）

第15条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（第8号様式）により市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 許可証の損傷又は汚損により前項の規定による申請を行う者は、同項の申請書に当該損傷し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の亡失により許可証の再交付を受けた者が、当該亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

（平19規則49・全改）

（事業の廃止等の届出）

第16条 法第7条の2第3項の規定による届出は、廃止又は変更の日から10日以内に、事業廃止・変更届出書（第9号様式）を市長に提出してしなければならない。

（平19規則49・全改）

（許可の取消し等）

第17条 市長は、法第7条の3又は法第7条の4に定める場合のほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 第13条に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 法第7条の3若しくは法第7条の4又は前項の規定による事業の全部若しくは一部の停止の命令又は許可の取消しは、事業停止命令書又は許可取消決定書により行うものとする。

（平19規則49・全改）

（許可証の返還）

第18条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許

可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が経過したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を廃止したとき。
- (4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

(平7規則30・平12規則56・平14規則12・一部改正、平19規則49・全改)

(縦覧の告示)

第19条 条例第30条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間及び時間
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限
- (4) 一般廃棄物処理施設の名称
- (5) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (6) 一般廃棄物処理施設の種類
- (7) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (8) 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (9) その他市長が必要と認める事項

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改)

(手数料等の算定の基礎等)

第20条 条例別表第1の1の項第1号の人員は、毎月1日（1歳未満の者にあっては、毎年4月1日）における世帯の人員とする。ただし、月の中途から収集した世帯については、収集した日における人員とする。

2 条例別表第1の1の項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもの
- (2) 不特定多数の者が使用する便所から排出されるもの
- (3) 臨時に収集する必要がある便所から排出されるもの
- (4) その他人員により算出することが適当でないと市長が認めるもの

3 条例別表第1の1の項第2号並びに4の項第3号及び第5号に掲げる一般廃棄物処理手数料並びに条例別表第2条に掲げる産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量は、市長の計量する数量による。

4 条例別表第1の4の項第3号及び第5号並びに別表第2の規則で定める一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び破碎処理施設とする。

5 条例別表第1の4の項第2号イに規定する規則で定める特定大型ごみ及び同号ウに規定する規則で定める特定粗大ごみは、別表第2に掲げるものとする。

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の徴収)

第21条 条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。この場合において、市長は、納入通知書により徴収するときは、これを納期限の10日前までに交付しなければならない。

- (1) 条例別表第1の1の項第1号に規定するものについては、1年分を4期に区分し、各期の末日までに徴収する。

- (2) 条例別表第1の1の項第2号及び2の項に規定するものについては、処理をした日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
- (3) 条例別表第1の3の項に規定するものについては、処理の都度徴収する。
- (4) 条例別表第1の4の項第1号、第2号及び第4号に規定するものについては、処理前に徴収する。
- (5) 条例別表第1の4の項第3号及び第5号に規定するものについては、搬入の都度徴収する。ただし、市長が認めるときは、搬入した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
- (6) 市長が前各号に掲げる方法以外の方法により徴収することが適当と認めるものについては、市長が適当と認める方法により徴収する。

2 条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用は、処分の都度徴収する。

(平16規則43・平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第22条 条例第35条第2項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料に加算する場合は、処理が通常の方法により難しい場合とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

- (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもの 30パーセント相当額
- (2) 前号に掲げるもの以外のものから排出されるもの 50パーセント相当額
- (3) 浄化槽の汚泥 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 1年6月以上2年6月未満の期間使用したもの 30パーセント相当額イ

2年6月以上の期間使用したもの 50パーセント相当額

2 条例第36条第2項において準用する条例第35条第2項の規定により条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用に加算する場合は、処分が通常の方法により難しい場合とし、その額は、50パーセント相当額とする。

(平19規則49・全改、平26規則26・一部改正)

(手数料の減免)

第23条 条例第35条第3項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災その他災害を受けた者が当該災害による一般廃棄物を排出するとき 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯（次号において「被保護世帯等」という。）に属する者が条例別表第1の3の項及び4の項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物を排出するとき 免除

(3) 次に掲げる世帯に属する者が条例別表第1の4の項第1号に規定する一般廃棄物を排出するとき 免除

ア 被保護世帯等

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

エ 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26号）の規定による医療費の助成を受けている者の属する世帯

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

- 2 前項第3号に掲げる場合の免除は、1年度につき、一般家庭及びこれに準ずるものから20リットル袋120枚を使用して一般廃棄物が排出された場合の一般廃棄物処理手数料の額に相当する額を限度とする。
- 3 条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。
- 5 市長は、第3項の規定による申請があった場合において、減免の承認をするときはその旨を、減免の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を申請者に通知するものとする。

（平19規則49・追加、平20規則28・平26規則40・平29規則72・令3規則15・一部改正）
（実績報告）

第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月10日までに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を事業実績報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（平19規則49・追加）
（改善命令）

第25条 法第19条の3の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

（平19規則49・旧第23条繰下・一部改正）
（措置命令）

第26条 法第19条の4第1項の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする。

（平19規則49・旧第24条繰下・一部改正）
（立入調査員証）

第27条 条例第39条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第12号様式）とする。

（平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・旧第25条繰下・一部改正）
（補則）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平19規則49・旧第26条繰下・一部改正）
附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年9月1日から施行する。
（茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止）
- 2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第18号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則（以下「新規則」という。）の施行前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 旧規則の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成7年規則第12号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年7月1日から施行する。

(茅ヶ崎市財務規則の一部改正)

- 2 茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年規則第30号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている者の許可の期間は、当該期間の経過する日の翌日を起算日として1年延長するものとする。

附 則（平成11年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正）

- 3 茅ヶ崎市証紙条例施行規則（平成7年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年規則第12号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により交付されている身分証明書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条に規定する身分証明書とみなす。

附 則（平成15年規則第40号）

この規則は、平成15年12月1日から施行す

る。附 則（平成16年規則第24号）

この規則は、平成16年6月1日から施行す

る。附 則（平成16年規則第43号）

この規則は、平成16年7月1日から施行す

る。附 則（平成17年規則第64号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第49号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により提出され、又は交付されている文書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の相当規定により提出され、又は交付された文書とみなす。

(茅ヶ崎市事務分掌規則の一部改正)

- 3 茅ヶ崎市事務分掌規則（平成14年茅ヶ崎市規則3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市財務規則の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市歳入口座振替規則の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市歳入口座振替規則（平成3年茅ヶ崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正)

- 7 茅ヶ崎市証紙条例施行規則（平成7年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年5月1日から施行し、改正後の第11号様式の規定は、同年4月分以後の実績報告について適用する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第32号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料につき、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第35条第2項の規定により加算する額は、第13条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第22条第1項の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第72号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第23条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分

(以下「収集等」という。)に係る手数料について適用し、同日前に行った一般廃棄物の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年規則第 20 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 15 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 35 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている帳票は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第 1 (第 7 条の 2 関係)

(令 3 規則 15・追加)

区分	種類	容量
条例別表第 1 の 4 の項第 1 号に規定する 一般廃棄物	5 リットル袋	5 リットル相当
	10 リットル袋	10 リットル相当
	20 リットル袋	20 リットル相当
	40 リットル袋	40 リットル相当
条例別表第 1 の 4 の項第 4 号に規定する 一般廃棄物	20 リットル袋	20 リットル相当
	40 リットル袋	40 リットル相当

別表第 2 (第 20 条関係)

(平 19 規則 49・旧別表第 1・全改、平 24 規則 18・令元規則 20・一部改正、令 3 規則 15・旧別表・一部改正)

1 特定大型ごみ

安楽椅子 鏡付き化粧だんす 書棚 食器棚 寝台 卓 たんす 机

2 特定粗大ごみ

ガス調理機器 暖房機器 (灯油又はガスを燃料とするものに限る。) タイヤチェーン (金属製のものに限る。)

鉄垂鈴 その他これらに類するもの

第1号様式(第4条関係)

減量化等計画書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

減量化等計画書の記載事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		

第2号様式(第11条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業等許可(許可更新)申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の許可(許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
事業所の所在地及び名称	
事業の範囲 (取扱廃棄物の種類等)	
車両その他の運搬施設の 種類及び数量	
処理施設の設置場所 及び処理能力	
取り扱う一般廃棄物の 搬入先又は処分先の 所在地及び名称	
事業の概要及び計画内容	

(裏)
取扱廃棄物の計画量等

種 類	計画量(t)	搬 入 先 又 は 処 分 先

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書(現在事項証明書)(個人にあつては、住民票の写し)
- (2) 印鑑証明書(個人にあつては、印鑑登録証明書)
- (3) 事業所、施設及び車庫の案内図
- (4) 使用する車両の写真及び自動車検査証の写し(所有権を有しない場合にあつては、当該車両を使用する権原を有することを証する書類)
- (5) 役員の名簿及び履歴書(本籍、住所、氏名、経歴及び免許又は資格の名称を記載し、並びに写真のはつてあるもの)
- (6) 従業員の名簿(住所、氏名及び年齢の記載のあるもの)
- (7) 誓約書(申請者及び役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類(住所、氏名及び役職名を一覧で記載したもの))
- (8) 財政的基礎を確認することができるもの(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の納税証明書)
- (9) 排出事業者(契約先事業者)の所在地及び名称を記載したもの(許可の更新の申請の場合にあつては、契約書の写し)
- (10) 許可の更新の場合にあつては、従前の許可証
- (11) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関し既に許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し
- (12) 保管施設等の概要(積替え保管のある場合にあつては、所在地、面積及び計画保管量)
- (13) その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第12条関係)

一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業	
許可番号		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 変更の申請に係る許可証
- (2) 事業の範囲の変更を確認することができる書類

第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

第5号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
施 設 の 所 在 地 及 び 名 称	
許 可 の 条 件	

第6号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第7号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業変更許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第8号様式(第15条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

許可証を亡失(損傷・汚損)しましたので、次のとおり許可証の再交付を申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
許可番号	
許可の年月日	
亡失、損傷又は汚損の年月日	
亡失、損傷又は汚損の理由	

備考 損傷し、又は汚損した場合は、その損傷し、又は汚損した許可証を添付してください。

第9号様式(第16条関係)

事業廃止・変更届出書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)を廃止(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 別	<input type="checkbox"/> 事業の廃止	<input type="checkbox"/> 事業の変更
許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
廃止又は変更の年月日		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

備考 1 「変更事項」及び「変更内容」の欄は、変更の場合にのみ記入してください。

2 次の書類を添付してください。

(1) 許可証

(2) 変更の場合にあつては、変更内容を確認することができる書類

第10号様式(第23条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物の区分	<input type="checkbox"/> 尿尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽の汚泥 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器廃棄物 <input type="checkbox"/> その他の一般廃棄物()				
減免額	円				
減免を受けようとする理由					
次のとおり決定してよいでしょうか。		起案	・	・	
課長	課長補佐	担当	決裁	・	・
			施行	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免します <input type="checkbox"/> 減免しません				
手数料	円	減免額	円	差引納付額	円
決定理由					受付印

備考 太枠内は、記入しないでください。

第11号様式(第24条関係)

事業実績報告書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
報告者 氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物の収集、運搬又は処分の実績について、次のとおり報告します。

対象年月	年 月分		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業		
許可番号			
収 集、運 搬 又 は 処 分 の 内 訳			
受 入 先	廃棄物の種類	数量(kg)	搬入施設

備考 「受入先」の欄には、個人にあつては住所、氏名及び電話番号を、法人にあつては所在地、名称、代表者氏名及び電話番号を記入してください。

第12号様式(第27条関係)

(表)

第 号	
立入調査員証	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">ちよう 写真貼付</div>	所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第39条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
茅ヶ崎市長 印	

(裏)

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)
(立入調査)
第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 寸法は、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

第1号様式（第4条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

2号様式（第11条関係）

（平19規則49・全改、平24規則32・令2規則40・令3規則35・一部改正）

第3号様式（第12条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

4号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第5号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第6号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第7号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第8号様式（第15条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

9号様式（第16条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

10号様式（第23条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

11号様式（第24条関係）

（平19規則49・平22規則1・全改、令3規則35・一部改正）

第12号様式（第27条関係）

（平19規則49・全改）

○ 適正処理困難物の指定について

平成18年9月12日

告示第174号

改正 平成22年4月1日告示第91号

平成24年3月30日告示第70号

平成25年4月1日告示第75号

平成31年3月18日告示第65号

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第24条第1項の規定により、次のとおり適正処理困難物を指定しました。

塗料及びその溶剤 在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの 廃油（食用油を除く。） 薬品（農薬を含む。）

石綿 自動車（部品を含む。） オートバイ（部品を含む。） タイヤ バッテリー 瓦 石 砂 土 石膏製品

タイル 断熱材 コンクリートブロック れんが コンクリートの破片及びくずその他の建設廃材 ソーラーパネル太陽熱温水器 電気温水器 畳 便器 ピアノ 農業用機械 芝刈機（エンジン式のものに限る。） 発電機 汎用モーター井戸ポンプ 電動車いす 電動式ベッド スプリングマットレス（横幅140センチメートルを超えるものに限る。） ガス容器（容量5キログラム未満のプロパンガスボンベを除く。） 耐火金庫 うす 漬物石 木

（木材を含む。）（長さ2メートルを超えるもの又は直径20センチメートルを超えるものに限る。）

改正文（平成24年告示第70号）抄

平成24年4月1日から施行します。

改正文（平成31年告示第65号）抄

平成31年4月1日から施行します。

○ 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則

平成5年5月31日

規則第14号

改正 平成10年12月28日規則第56号

平成12年3月29日規則第8号

平成22年3月26日規則第11号

平成28年6月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平10規則56・全改）

(所掌事項)

第2条 審議会は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

（平10規則56・追加、平28規則38・一部改正）

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 環境指導員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（平10規則56・追加）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（平10規則56・旧第2条繰下・一部改正）

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平10規則56・旧第3条繰下・一部改正）

(専門部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の委員のうちから会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

（平10規則56・旧第4条繰下・一部改正）

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（平10規則56・旧第5条繰下・一部改正）

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

（平10規則56・旧第6条繰下、平12規則8・平22規則11・一部改正）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（平10規則56・旧第7条繰下）

附 則

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第56号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
（茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に関する経過措置）
- 5 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）による委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、改正後の同規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、改正後の同規則第3条第2項本文の規定にかかわらず、同条例による任期満了の日までとする。

附 則（平成12年規則第8号）抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

○ 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例

平成5年5月30日

条例第2号

改正 平成30年3月28日条例第19号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、増加するごみの減量化及び資源化を促進し、良好な生活環境の保全に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 予算で定める積立金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平30条例19・追加)

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業等の費用に充てる場合に、これを処分することができる。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関する事業に充てる時。
- (2) ごみの減量化及び資源化に関する市民活動に充てる時。

(平30条例19・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30条例19・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



令和7(2025)年度版

ごみと資源物の分け方・出し方

収集日の早朝から

午前8時30分

までに
自治会指定の集積場所に出してください。
※収集日以外の日、前日の夜間、収集後には出さないでください。

ごみ分別辞典「ごみサク」



品目や名前から分け方・出し方が検索できるよ！悩んだ時にサクサク検索しよう！AIによるチャット機能も！

●大型ごみ・剪定枝等の予約ダイヤル

☎ 0467-57-1166

※電話応答が困難な方に限りFAXにて承ります
FAX 0467-86-6833

今年度の主な変更点

●スプレーかんの出し方が変わります
かんの日に出していたスプレーかんはスプレーかんの日に出して下さい。(P9参照)



問い合わせ先

●環境事業センター(業務担当)

☎ 0467-57-0200
FAX 0467-86-6833

- ごみと資源物の収集運搬に関する事
- 集積場所に関する事
- 動物死体の処理に関する事
- 不法投棄に関する事

●茅ヶ崎市資源分別回収協同組合

☎ 0467-57-8310

- 臨時の資源物の持ち込みに関する事

●環境事業センター(管理担当)

☎ 0467-58-4299
FAX 0467-58-7330

- 臨時のごみ(資源物除く)の持ち込みに関する事
- ごみ処理・処分に関する事

●寒川広域リサイクルセンター

☎ 0467-74-5547

- 臨時の資源物の持ち込みに関する事

●資源循環課

☎ 0467-81-7178
FAX 0467-57-8388

- 戸別収集実験事業に関する事
- ごみ有料化に関する事
- 資源物の持ち去りに関する事
- 生ごみ処理機に関する事
- 剪定枝の持ち込みに関する事

収集日は各地区のカレンダーで確認してください。

ごみと資源物の分け方・出し方一覧	P2~3
茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ	P4~5
事業者の皆様へ	P5
分別を間違えやすい品目・わかりにくい「木・木材」などの分別	P6
燃やせるごみ	P7
燃やせないごみ	P8
NEW スプレーかん	P9
びん	P10
かん	P11
ペットボトル	P12
廃食用油	金属類(指定8品目) P13
プラスチック製容器包装類	P14
古紙類	P15
衣類・布類	P16
使用済小型家電	P17
剪定枝	P18
大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ	指定袋/証紙販売所 P19
市が収集・処理できないもの	(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・パソコン) P20 (危険物・消火器・産業廃棄物・バイクボタン電池・充電式電池) P21
ごみと資源物の出し方ガイド(50音順)	P22~27
ごみと資源物の持ち込み	P28

環境事業センター公式(SNS)



ごみと資源物のことや意外と知られていない廃棄物行政のことなど、いろいろな情報を発信しているよ！



茅ヶ崎市ホームページ

市の廃棄物行政の情報を掲載しているよ！分け方・出し方や各地区のカレンダーも確認することができるよ！



ごみと資源物の分け方・出し方一覧

燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装類
<p>収集回数：週に2回</p> <p>□生ごみ、紙ごみ(ティッシュ)、ビニール製品など</p> <p>■指定袋を使用して「燃やせるごみ」の集積場所へ出してください。</p> <p>出す時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは水分をよく切る ●竹串などは先を折る ●袋の口をしっかり結ぶ 	<p>収集回数：隔週に1回</p> <p>□金属類、陶磁器・ガラス類、プラスチック製品など</p> <p>■指定袋を使用して「燃やせないごみ」の集積場所へ出してください。</p> <p>出す時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●刃物や割れものなどの鋭利なものは紙などで包み、指定袋に入れて「注意」と表記する ●袋の口をしっかり結ぶ 	<p>収集回数：週に1回</p> <p>□商品・製品などの容器や包装でプラスチック製のもの。☑の表示が目印</p> <p>■透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所へ出してください。</p> <p>出す時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして落とす ●ひとつの袋に詰める(二重袋での排出はしない) ●袋の口をしっかり結ぶ

古紙類			
新聞	ダンボール	本・雑誌・雑紙	飲料用紙パック
<p>収集回数：隔週に1回</p> <p>■「資源物」の集積場所に品目ごとに出してください</p> <p>出す時の注意</p>			
●ひもで十字にしぼる	●たたんで、ひもで十字にしぼる	●ひもで十字にしぼる ●シュレッダーした紙や細かい紙などは透明・半透明の袋に入れる	●洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れる

衣類・布類
<p>収集回数：月に1回</p> <p>□衣類・布類</p> <p>■透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出してください</p> <p>出す時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●濡れると資源になりませんので、なるべく晴れた日に出してください

びん	かん	ペットボトル	廃食用油	金属類(指定8品目)	スプレーかん
<p>収集回数：隔週に1回</p>					<p>収集回数：月に1回</p>
□飲食用・薬品・化粧品のガラスびん ■「資源物」の集積場所に配布されるコンテナに直接入れてください	□飲食用のかん ■「資源物」の集積場所に配布される青色のネットに直接入れてください	□飲食用のペットボトル☑の表示が目印 ■「資源物」の集積場所に配布される黄色のネットに直接入れてください	□サラダ油などの植物性の食用油 ■必ずペットボトル(スクリユーキャップ式)に入れてふたをし、袋に入れずにそのまま、「資源物」の集積場所に直に出してください	□なべ、やかん、フライパン、スプーン、おろし金、焼網、ポウル、ざる ■汚れを取り除き、袋に入れずにそのまま、「資源物」の集積場所に直に出してください	□スプレーかん、カセットボンベスプレー式消火具 ■「資源物」の集積場所に配布される緑色のネットに直接入れてください
<p>出す時の注意</p>					
●水ですすぐ ●コンテナに入れるときは静かに	●水ですすぐ ●ネットに入れるときは静かに ●つぶさずに	●水ですすぐ ●ネットに入れるときは静かに ●キャップ・ラベルを取り除く ●つぶして	●必ずペットボトル(スクリユーキャップ式)で出す ●袋に入れない ●コンテナに入れず集積場所に直に出す	●汚れを落とす ●袋に入れない ●コンテナに入れず集積場所に直に出す	●中身を完全に使い切る ●穴をあけずにキャップをつける ●キャップがなくても回収します

剪定枝
<p>□枝、幹、切り株</p> <p>■剪定枝予約ダイヤル(0467-57-1166)でお申し込みいただくか、縹都実業へ直接持ち込んでください。</p>

大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ
<p>□1辺の長さが50cmを超え、2m以下のものなど</p> <p>■申し込みが必要です。大型ごみ等予約ダイヤル(0467-57-1166)でお申し込みください。</p>

Separation and disposal of garbage and recyclables

Burnable garbage	Unburnable garbage	Plastic containers and packaging
<p>Collection : Twice a week</p> <p><input type="checkbox"/> Leftover food, tissues, vinyl products and other similar items</p> <p>■ Place in a designated bag, and put garbage in the burnable garbage collection area.</p> <p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Remove all moisture from the garbage ● Break off all sharp ends For example bamboo sticks, toothpicks etc. ● Tie the bag closed 	<p>Collection : Once every two weeks</p> <p><input type="checkbox"/> Metal, pottery, glass not including bottles, plastic</p> <p>■ Place in a designated bag, and put garbage in the unburnable garbage collection area.</p> <p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Sharp or broken objects must be wrapped in paper or similar material. Put in designated bag and write "caution". ● Tie the bag closed 	<p>Collection : Once a week</p> <p><input type="checkbox"/> All items with the Plastic containers/packaging logo: </p> <p>■ Place in a transparent or semi-transparent bag, and put garbage in the recyclable resources collection area.</p> <p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Gently rinse or wipe off the insides of plastic containers and packaging ● Packed in one bag (Do not put small bags in big ones) ● Tie the bag closed

Used paper			
Newspaper	Cardboard	Magazines, misc	Paper-based Drink containers
<p>Collection : Once every two weeks</p> <p>■ Separate when putting garbage in the recyclable resources collection area as follows.</p> <p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Tie with string or twine lengthwise and widthwise ● Lay flat, tie with string or twine lengthwise and widthwise ● Tie with string or twine lengthwise and widthwise ● Place shredded paper in a transparent or semi-transparent bag ● Rinse clean, cut open and dry, place in a transparent or semi-transparent bag 			

Old clothing
<p>Collection : Once a month</p> <p><input type="checkbox"/> Cloth and clothing</p> <p>■ Place in a transparent or semi-transparent bag, and put garbage in the recyclable resources collection area.</p> <p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Cloth and clothing cannot be recycled as a resource if wet. Do not place outside on rainy days

Bottles	Cans	Plastic PET Bottles	Used Kitchen Oil	Metals (8specified items)	Spray Cans
<p>Collection : Once every two weeks</p>					<p>Once a month</p>
<p><input type="checkbox"/> All glass bottles (glass drink bottles, bottles and glass medicinal containers)</p> <p>■ Put in the plastic container delivered to the recyclable resources collection area.</p>	<p><input type="checkbox"/> Cans containing food and beverages.</p> <p>■ Put in the blue net container delivered to the recyclable resources collection area.</p>	<p><input type="checkbox"/> Plastic PET bottles for beverages, sake, mirin, cooking wine, soy sauce with the PET bottle logo: </p> <p>■ Put in the yellow net container delivered to the recyclable resources collection area.</p>	<p><input type="checkbox"/> Vegetable oil for cooking</p> <p>■ Put in a Plastic PET bottles, tighten the screw-cap. And put garbage in the recyclable resources collection area without bagging it.</p>	<p><input type="checkbox"/> Pots, kettles, pans, spoons, graters, griddles, bowls, colanders</p> <p>■ Removing dirt adhering to metals. And put garbage in the recyclable resources collection area without bagging it.</p>	<p><input type="checkbox"/> Spray cans Gas canister Spray fire extinguisher</p> <p>■ Put in the green net container delivered to the recyclable resources collection area.</p>
<p>Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Rinse with water ● Quietly put in the blue plastic container ● Rinse with water ● Quietly put in the blue net container ● Do not crush ● Remove caps and labels ● Rinse with water ● Crush ● Quietly put in the yellow net container ● Tighten the screw-cap. ● Do not put in a bag ● Do not put in the container and put garbage to the recyclable resources collection area. ● Wash out stain. ● Do not put in a bag. ● Do not put in the container and put garbage to the recyclable resources collection area. ● Empty the contents completely. ● Do not make a hole in a can for your safety. ● Attach a cap to the can, if possible. 					

Trimmed branches
<p><input type="checkbox"/> Trimmed branches, Trunks Stumps.</p> <p>■ Please call trimmed branches reservation dial 0467-57-1166 to apply the collection, or bring the trimmed branches to Miyakojitsugyou, Ltd.. Make a request for collection in Japanese.</p>

Oversized garbage
<p><input type="checkbox"/> Items that is over 50cm and less than 2m on a length, width or length.</p> <p>■ Make a request for collection in Japanese by calling. Telephone 0467-57-1166</p>

other language



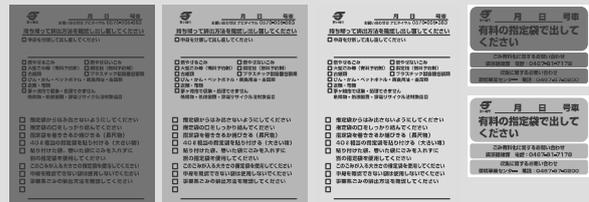
茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ

集積場所について

- 集積場所は各自治会で決められています。
 - 他の自治会の集積場所には出さないでください。
 - 集積場所は地域の皆様で清潔に利用してください。
- 集積場所には「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」の3種類があります。
 - カレンダーで決められた日に、決められた集積場所にごみや資源物を出してください。
 - 3種類の品目を兼用している集積場所もあります。
- 集積場所にごみや資源物を出すときは静かに出してください。
 - 早朝にごみや資源物を出す場合は、近隣のご迷惑とならないよう極力静かに出してください。
 - ※特に「びん・かん・ペットボトル・スプレーかん」

不適正排出シールについて

- 次のような場合は啓発シールを貼付し、収集はせず、集積場所に残します。
 - 収集日を間違えてごみや資源物が出された場合
 - 指定袋を使用せず出された場合（対象ごみの場合）
 - 分別が守られていない場合
 - 市が収集・処理できないものが出された場合



啓発シールが貼られたごみや資源物は正しく分別し、正しい収集日に出しなおしてください。

地域清掃（ボランティア）のごみについて

- 地域清掃（ボランティア）のごみは次のような場合に発生するごみのことです。
 - 個人や団体による公共的な場所（集積場所や道路など）の清掃活動で生じたごみ
 - 自治会やそれに準ずる団体による清掃活動で生じたごみ
- 地域清掃（ボランティア）のごみは透明・半透明の袋で出せますが、できる限り分別してください。

透明・半透明の袋に入れて「ボランティアごみ」と大きな字で直接袋に書くか、貼り紙で表示し、それぞれの品目の収集日に出してください。
自治会等の団体が出す場合は自治会の名称も表示してください。



戸別収集実験事業について

令和7年度の1年間市内一部のエリアを対象にした戸別収集の社会実験（戸別収集実験事業）を次のとおり、実施します。対象エリアの皆さま、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 目的 戸別収集を実施した場合の3者（自治会等・個人・市）における影響や効果などを把握するため。
- 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 対象品目 燃やせるごみ
※その他の品目は、変更ありません。
- 対象エリア 幸町・芹沢・共恵一丁目
共恵二丁目・中海岸一丁目
浜竹四丁目・東海岸北一丁目
東海岸北二丁目
- 分け方・出し方等の変更点
排出場所が集積場所から、各戸（各棟）の敷地内の収集しやすい場所に変更となります。
詳細は「戸別収集ガイドブック」をご覧ください。



荒天時における資源物の収集について

- 台風・強風・降雪などの悪天候により、収集やコンテナ・ネットの配布を中止または時間帯を変更することがあります。
- 【コンテナ・ネット容器の配布を中止または配布時間を変更する場合】
 - ① 収集日前日の午前10時過ぎに対応を決定し、市HP等で公表します。
 - ② 収集予定地区の各自治会に対し、電話による周知を行います。

コンテナやネット容器が配布されていない場合の出し方（びん・かん・ペットボトル・スプレーかん）
※種類別に分類し、透明・半透明の袋に入れてください。
※集積場所では混ざらないよう、種類別に区分けて出してください。



災害時のごみの出し方について

定義	出し方
生活ごみ 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物	平時と同様の排出方法を予定 ※被災状況によっては、変更する場合があります。その際は、ホームページなどでお知らせします。
災害廃棄物 被災した建物のがれきりや片付けで発生したごみ 可燃物、コンクリートがら、廃家電類など	仮置場へ持ち込みを予定 ※災害発生後に市で指定しホームページなどでお知らせします。

「生活ごみ」と「災害廃棄物」が混ざると収集や処理の遅れが生じます。災害時においても分別にご協力をお願いします。

茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ

ごみ有料化について

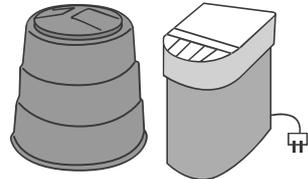
- 有料化の対象は「燃やせるごみ (P7 参照)」と「燃やせないごみ (P8 参照)」で、指定袋は両方に使用できます。
- 指定袋を使用しないで出されたごみは収集しません。
- 指定袋の返品はできません。一度に大量に購入することはお控えください。
- 緑色の袋は事業者用です。



家庭用指定袋 (黄色) のサイズ・価格・大きさ

区分	サイズ	価格 (1枚)	価格 (10枚)	大きさ
燃やせるごみ 燃やせないごみ	5ℓ	10円	100円	29.5cm
	10ℓ	20円	200円	37.0cm
	20ℓ	40円	400円	46.0cm
	40ℓ	80円	800円	57.5cm

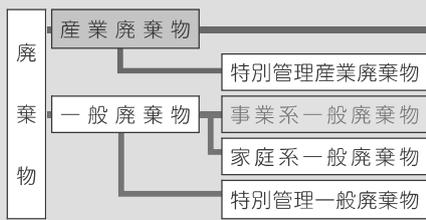
家庭用生ごみ処理機の購入補助制度



■市では、ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機 (手動式・電動式・消滅型) の購入費の一部を補助しています。制度の詳細は市HPをご確認ください。



事業者の皆様へ



あらゆる事業活動に伴うもの	燃やせるごみ	紙くず
	汚泥	木くず
	廃油	繊維くず
	廃酸	動植物系残渣
	廃アルカリ	動物系固形不要物
	廃プラスチック類	動物のふん尿
	ゴムくず	動物の死体
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	処理物
	がれき類	
	ばいじん	

■商店・飲食店・事務所・その他店舗など、あらゆる事業活動に伴って排出されるごみと資源物は原則として自己処理となります。

産業廃棄物

- ・市では収集・処理することができません。
- ・地域の集積場所には排出することはできません。
- ・産業廃棄物処理業者へ収集・処理を委託してください。

事業系一般廃棄物

- ・家庭ごみの収集に支障がない場合に限り集積場所に排出することができます。
- ・地域の集積場所には排出する際は、必ず自治会の了承を得てください。

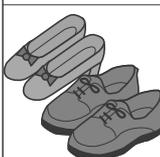
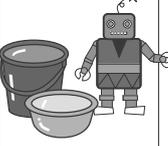
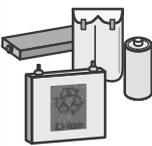
廃棄物の処理及び清掃に関する法律では違法行為に罰則が設けられています

違反行為	罰則	対象
廃棄物の不法投棄	5年以下の懲役または10万円 (法人においては3億円) 以下の罰金若しくはその両方	排出事業者及び違法行為者
マニフェストを不交付・虚偽等	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	排出事業者及び処理業者
契約書を作成せず処理	3年以下の懲役または300万円以下の罰金若しくはその両方	排出事業者及び処理業者
無許可業者へ委託処理	5年以下の懲役または100万円以下の罰金若しくはその両方	排出事業者 ※無許可営業については処理業者にも罰則
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金	排出事業者

自治会の了承を得て、地域の集積場所にごみや資源物を排出する際のルール

対象品目	「燃やせるごみ」のうち事業系一般廃棄物に該当するもの	「資源物 (古紙類・衣類・布類)」		
排出方法	①市が指定する事業者専用のごみ袋 (緑色の指定袋) を購入する。 ②指定袋には事業者名を記入する。 ③「燃やせるごみ」の日に集積場所に排出する。 ※家庭用のごみ袋 (黄色の指定袋) は使用できません。	本冊の分け方・出し方を守り、資源物の集積場所に排出してください。 ※事業内容によっては「産業廃棄物」となりますのでご注意ください。		
指定袋の種類・値段	サイズ	20ℓ	40ℓ	
	値段	1枚当たり	150円	300円
		1セット (10枚)	1,500円	3,000円
一回の排出量	1回の排出につき、排出量の制限があり40ℓ相当まで排出することができます。 (40ℓ × 1枚または20ℓ × 2枚) ※40ℓを超える分は「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」するか、「事業者自ら環境事業センターへ搬入」してください。(指定袋を使用する必要はありません。)			
	集積場所にさせない品目 「燃やせないごみ」 「プラスチック製容器包装類」 「びん・かん・ペットボトル」 「金属類 (指定8品目)」 「廃食用油」 「使用済小型家電」 「剪定枝」 「大型ごみ等」 「スプレーかん」			

分別を間違えやすい品目

くつ	布団 こたつ布団 ベッドパット	プラス チック製品	電球	ビニール 製品	ライター類	カセット コンロ	リチウム イオン電池
 使用できないものは「燃やせるごみ」へ(片方しかない、壊れた、汚れがひどいなど)	 指定袋に入りきれば「燃やせるごみ」はみ出さないように指定袋に入れ、袋の口をしっかりと結んでください。 詳細はP7	 ごみと資源物の出し方ガイド(50音順)をご覧ください。	 詳細はP8	 ホース、レジャーシート、梱包バンド(PPバンドなど)	 中身は使いきるか、空にしてください。	 詳細はP19	 詳細はP21
衣類・布類	大型ごみ (有料・予約制) 詳細はP19	燃やせないごみ	燃やせないごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	特定 粗大ごみ (有料・予約制)	充電式電池 リサイクル ボックス



燃やせないごみに出さないでください。
車両火災の原因になります。

わかりにくい「木・木材」などの分別

1 木の種類を確認してください

A

- 木材・木製品(角材、枕木、丸太など)
※加工された木
- 防虫剤が散布された枝など



B

- 自宅で切った枝、幹、切り株、竹、シュロ、ソテツなど
※造園業者等の事業者到庭木等の剪定を依頼し、排出された剪定枝は収集することはできません。
※太さ・長さ制限のない排出方法(直接持ち込み)の詳細はP18

2 太さと長さを確認し、分別をしてください

A		長さ		
		50cm以下	50cm超え 2m以下	2m超え
太さ	10cm以下	燃やせるごみ ■指定袋(黄色) ※束ねる場合は指定袋で巻く	大型ごみ	処理 困難物
	10cm超え 20cm以下	燃やせないごみ ■指定袋(黄色) ※束ねる場合は指定袋で巻く		
	20cm超え	処理困難物		

B		長さ		
		1m以下	1m超え 2m以下	2m超え
太さ	1cm以下	燃やせるごみ ■透明・半透明の袋 ■束ねる際は直径35cm以下	大型ごみ	処理 困難物
	1cm超え 20cm以下	剪定枝(予約収集) ■紐で束ねる ■1束当たりの直径は35cm以下		
	20cm超え	処理困難物		

燃やせるごみ(週2回の収集)

指定袋で出す



対象となる品目の例

<p>■生ごみ・野菜くず等 (調理ごみ・残飯・貝から、 たけのこやトモロコシの皮 など)</p>	<p>■紙ごみ (資源に出せない紙類・感熱紙、 写真など)</p>	<p>■CD・DVD ビデオテープ (ケースも含む)</p>	<p>■ビニール製品 (ホース・レジャーシートなど)</p>	<p>■ライター類 ※中身は空にする</p>
<p>■木材 (角材・枕木・丸太など) ※長さ50cm以下かつ太さ 10cm以下のもの</p>	<p>■ペットの糞 ※飛散しないようビニール袋等 で小分けにする</p>	<p>■資源に出せない 衣類・布類 (布製の玄関マット・台所マット など)</p>	<p>■感染性の疑いがない 在宅医療用廃棄物 (使用済み点滴袋・チューブ・針が 露出しない注射器など)</p>	<p>■栽培や購入した植物 など</p>

指定袋 を使った出し方

燃やせるごみの集積場所に出す

<p>■中身がこぼれたり、はみ出さ ないようにごみを入れ、袋の口 をしっかりと結んでください。</p>	<p>■マイクロビーズ クッションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定袋に入りきらない ものは解体せず 「大型ごみ」へ ○指定袋に入るもの は「マイクロビーズ」と表記した紙 を指定袋に貼り、「燃やせるごみ」へ <p>※袋が破れ、中身が飛散しないよう、二 重(外袋は指定袋)にご協力ください。</p>	<p>■長尺物 (40ℓの 指定袋の中に入りきら ないが、品目の外周に 指定袋を巻くことが できる物)は品目の 外周に指定袋を 巻くまたは結ん でください。</p>	<p>■袋の加工 (袋に切れ込みを入れて伸ばす)</p> <p>■袋にごみを入れて巻く</p> <p>■巻ききれずテープで とめる</p>
<p>■布団・こたつ布団・座布団 ベッドパット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定袋に入りきるものに限り 「燃やせるごみ」 ○指定袋に入りきらないものは 「大型ごみ」(3枚までで1点として) 	<p>■ごみを出す際、一番外側の袋 が指定袋であれば袋を二重に して出してもかまいません。</p>	<p>■ごみがはみ出している</p>	

透明・半透明の袋 で出せる品目

<p>■落ち葉・雑草 ※農作物の不要部分や観葉植物 は対象外</p>	<p>■枝・幹 ※長さ1m以下で、太さ1cm以下 のもの ※束ねる際は1束の直径を35cm 以下にする ※太さ1cmを超えるものは P18</p>	<p>■ストーマ袋・腹膜透析パック ※当該品目が入っていることが分かるように 貼紙などをして出してください</p>	<p>■紙おむつ (大人用・子ども用) 尿取りパッド ※新聞紙等で覆う際は中身がおむつ・尿取り パッドが入っていることが分かるように貼 り紙などをして出してください。</p>
--	---	---	---

(お願い)

落ち葉や雑草は泥を落とし、乾燥させた上で袋に入れ、なるべく
週の後半の収集日に出してください。

1回に出す量が3袋を超えるなど、量が多い場合は複数回に分けて
出してください。

紙おむつやストーマ袋、腹膜透析パックなどを捨てる場合は袋を
二重にして排出していただくと助かります。

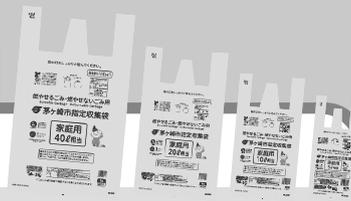
事業者は黄色の指定袋及び透明・半透明の袋
で出すことはできません。

詳細は P5へ

燃やせないごみ(隔週水曜日の収集)

第5週は除く

指定袋を出す



対象となる品目の例

<p>■小型家電製品 ※50cm以下の家電製品 ※P17の使用済小型家電を除く</p>	<p>■金属製品 ※P13の金属類以外のもの</p>	<p>■刃物・ガラス ※紙や箱などに包み指定袋に入れて「注意」と貼り紙をする</p>	<p>■電球(白熱球・LED電球) ■LED蛍光灯 ※購入時の箱などに入れて出してください ※長さ140cmを超えるものは「大型ごみ」(3本までで1本) ※水銀使用のものは「透明・半透明」で出せる品目を参照</p>
<p>■プラスチック製品 (おもちゃ、バケツ、洗面器、タッパーなど) ※P14のプラスチック製容器包装類を除く</p>	<p>■傘・ほうきなど ※下欄の「長尺物」の出し方を参照</p>	<p>■衣装ケース(1段のもの) (大きさにかわららず) ※2段以上のものや金属使用の50cmを超えるものは「大型ごみ」 ※下欄の「大きい物」の出し方を参照</p>	<p>■ゴルフバッグ (大きさにかわららず) ※下欄の「大きい物」の出し方を参照</p> <p>■陶磁器類 (茶碗、皿、花瓶など) ※紙や箱などに包み指定袋に入れて「注意」と貼り紙をする</p>

指定袋を使った出し方

燃やせないごみの集積場に出す

■中身がこぼれたり、はみ出さないようにごみを入れ、袋の口をしっかりと結んでください。

■ごみを出す際、一番外側の袋が指定袋であれば袋を二重にして出してもかまいません。

■長尺物(40ℓの指定袋の中に入りきらないが、品目の外周に指定袋を巻くことができるもの)
※品目の外周に5ℓ~40ℓの指定袋のうち巻ききれぬ又は結びきれぬサイズの指定袋を使用。

※異なる品目をひとまとめに巻くことができます。

危険物の出し方

■大きい物(40ℓの指定袋の中に入りきらず、指定袋を巻ききれないもの)
※1点に対し40ℓ相当(40ℓ×1枚又は20ℓ×2枚等)の指定袋を「ℓの表記」が見えるように貼り付ける。

誤った出し方

■袋にごみを入れて貼る
■中にごみを入れる

■袋の加工
■袋にごみを入れて巻く
■巻ききれずテープでとめる

透明・半透明の袋で出す品目

<p>■コイン電池 (形式記号CR/BR) ※小型家電製品などに入っている電池は取り外してください。 ※透明・半透明の袋に電池だけを入れて出してください。</p>	<p>■乾電池 ※小型家電製品などに入っている電池は取り外してください。 ※透明・半透明の袋に電池だけを入れて出してください。</p>	<p>■水銀式体温計 ※水銀式体温計だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。 ※赤色の目盛りの体温計は指定袋で出してください。</p>	<p>■蛍光灯(水銀使用のもの) ■電球(水銀使用のもの) ※購入時の箱などに入れてそのまま出してください。 ※箱がない場合は蛍光灯だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。 ※長さ140cmを超えるものは「大型ごみ」(3本までで1本)</p>
--	--	---	--

集積場所での出し方



※それぞれの品目を別々の袋に入れて出してください。

火災の原因となるごみと資源物

燃やせないごみの日に、間違えて排出されたものの一部が原因となり、ごみ収集車やごみの処理施設で火災が発生する件数が増加しています。

主な発火の原因は、リチウムイオン電池などの充電式電池(電動歯ブラシや電子たばこ、加熱式たばこなどの機器に含まれることが多い)、スプレーかん、ライター類、カセットコンロなどです。

これらの品目を排出する際は、分別方法を本冊で必ずご確認ください。適正な分別と安全な収集のためにご理解とご協力をお願いします。



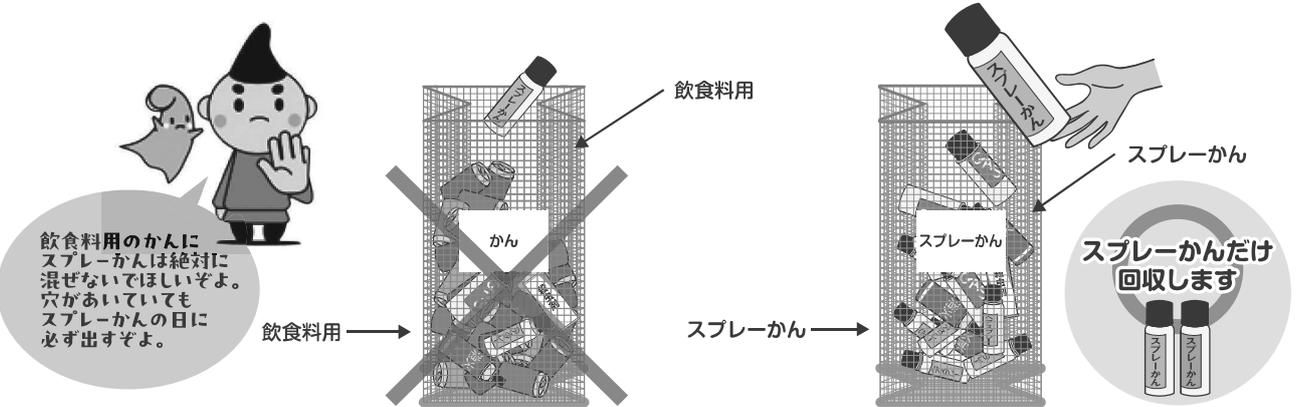
NEW!

スプレーかん(月に1回の収集)

緑色のネットに出す

中身が残ったスプレーかんに不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがあるため、穴あけを不要とします。

1 スプレーかん、カセットボンベは「スプレーかん」の日に出してください。



2 中身を使い切り、資源物の集積場所に配布される緑色のネットに穴をあけずに直接出してください。(穴をあけたスプレーかんもスプレーかんの日に出してください)

3 誤噴射防止のため、キャップをつけて出してください。(キャップがなくても回収します)



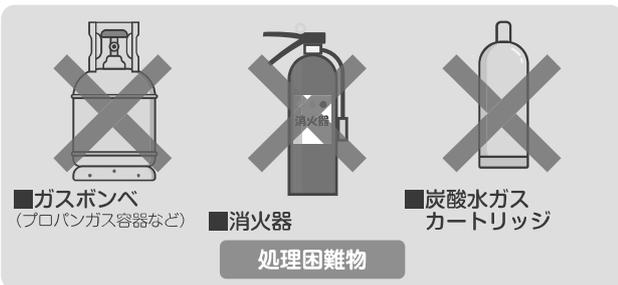
対象となる品目の例



キャップは処理施設で分別するので付けたまま出すぞよ



スプレーかん で出せない品目



びん(隔週に1回の収集)

コンテナに出す

対象となる品目の例



■飲料用びん
(ジュース・炭酸飲料・酒など)



■食品用びん



■調味料用びん
(料理酒・みりん・油など)



■薬品用びん
※農薬・劇薬が入っていたびんは「燃やせないごみ」へ



■広口びん
(果実酒・漬物など)
※耐熱ガラス製を除く
※ふたや吊り手部分は「燃やせないごみ」へ
※吊り手が取り除けない場合は、びんごと「燃やせないごみ」へ



■ガラスびん
(ジャム・菓子・バターなど)



■化粧品用びん



■割れたびん

びんはご近所の迷惑にならないように静かに出してほしいぞよ



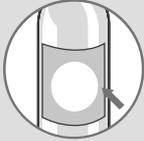
コンテナ への出し方 資源物の集積場所に出す

1

■ふたは取り除いて「燃やせないごみ」へ
※プラマーク付きのふたは「プラスチック製容器包装類」へ
※リング状の異物は、取り除ける場合は取り除く

■簡単にはがれるラベルははがしてください。
※プラマーク付きのラベルは「プラスチック製容器包装類」へ
※シールのラベルは「燃やせないごみ」へ

■中を空にして、すすいできれいにしてください。


2

静かに出しましょう



■袋に入れず、コンテナに寝かせて入れてください。
※立てて入れると雨水などが入り、収集に支障をきたす恐れがあります。

■コンテナの内側の赤いラインより上には入れないでください。
※赤いラインを超えると収集時にコンテナが重ならないようになります。

コンテナがいっぱいの時は?

■透明・半透明の袋に入れてコンテナの横に置いてください。



割れたびんは?

■一緒にコンテナに入れてください。



汚れが落ちないびんは?

■リサイクルできないので「燃やせないごみ」に出してください。

びん で出せない品目



■蛍光灯
(「燃やせないごみ」P8を参照)
燃やせないごみ
大型ごみ



■電球
(「燃やせないごみ」P8を参照)
燃やせないごみ



■ガラス製品
(皿・コップ・鏡など)
燃やせないごみ



■花びん
※木製は「燃やせるごみ」
燃やせないごみ



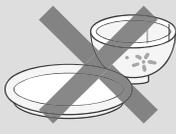
■農薬・劇薬が入っていたびん
燃やせないごみ



■香水のびん
燃やせないごみ



■食器類
※木製は「燃やせるごみ」
燃やせないごみ



■陶磁器類
燃やせないごみ



■耐熱ガラス製のびん
燃やせないごみ

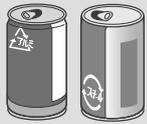


■乳白色で中身の見えないびん
燃やせないごみ

かん(隔週に1回の収集)

青色のネットに出す

対象となる品目の例

 <p>■飲料用かん (ジュース・炭酸飲料など)</p>	 <p>■酒類用かん (ビール・チューハイなど)</p>	 <p>■菓子類用かん</p>	 <p>■食用油用かん (サラダ油・ごま油など)</p>	 <p>■缶詰用かん (果物・魚類など) ※ふたも一緒に出せます。</p>
 <p>■その他食料用かん</p>	<p>スプレーかんは 新設のスプレーかんの日に 出すぞよ 詳細はP9を確認するぞよ</p>			

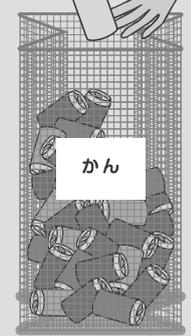
ネット への出し方 資源物の集積場所に出す

1

- 飲料ボトルのふたはリサイクルできないため「燃やせないごみ」へ
- 缶詰のふたは本体と一緒に出してください。
- 簡単にはがれるラベルははがしてください。
※プラマーク付きのラベルは「プラスチック製容器包装類」へ
※シールのラベルは「燃やせるごみ」へ
- 中を空にして、すすいできれいにしてください。

2

静かに出しましょう



■袋に入れず、青色のネットに入れてください。

ネットがいっぱいの際は?

- 透明・半透明の袋に入れてネットの横に置いてください。



汚れが落ちないかんは?

- リサイクルできないので「燃やせないごみ」に出してください。



つぶさないでください

かんは収集後、圧縮(プレス)して一つのかたまりにします。かんが初めからつぶされていると結合しにくくなってしまいます。



かん で出せない品目

 <p>■一斗かん ※菓子や食料用でも「かん」では出せません。</p> <p>燃やせないごみ</p>	 <p>■塗料用かん(ペンキかんなど) ※中身を空にするか、中身を固める</p> <p>燃やせないごみ</p>	 <p>■スプレーかん (ヘアスプレー・潤滑剤・塗料スプレーなど) ※可燃性ガスを使用しているもの</p> <p>スプレーかん</p>	 <p>■カセットボンベ</p> <p>スプレーかん</p>
 <p>■テニスボールが入っていたかん</p> <p>燃やせないごみ</p>	 <p>■エンジンオイルかん ※エンジンオイル自体は処理困難物です。</p> <p>燃やせないごみ</p>	 <p>■スプレー式消火具</p> <p>スプレーかん</p>	 <p>■殺虫剤の容器</p> <p>スプレーかん</p>

ペットボトル(隔週に1回の収集)

黄色のネットに出す



対象となる品目の例

の表示があるものが対象です。

マークのあるもの
■飲料用ペットボトル
 (ジュース・炭酸飲料など)

マークのあるもの
■酒類用ペットボトル
 (ワイン・カクテルなど)

マークのあるもの
■食用油用ペットボトル
 (サラダ油・ごま油など)

マークのあるもの
■調味料用ペットボトル
 (醤油・みりんなど)

ネット への出し方 資源物の集積場所に出す

1

■ふたは取り除いてください。

※ふた(キャップ)は「プラスチック製容器包装類」へ
 ※リング状の異物は、取り除ける場合は取り除く。取り除いた部分は、「プラスチック製容器包装類」へ

■簡単にはがれるラベルははがしてください。

※プラマーク付きのラベルは「プラスチック製容器包装類」へ
 ※シールのラベルは「燃やせるごみ」へ

■中を空にして、すすいできれいにしてください。

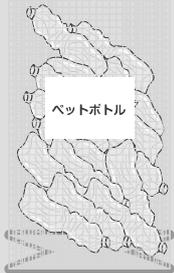


つぶす



2

静かに出しましょう



■袋に入れず、黄色のネットに入れてください。
 ※集積場所でペットボトルをつぶすと近隣の方の迷惑となりますのでご自宅をつぶしてください。

ネットがいっぱいの時は?

■透明・半透明の袋に入れてネットの横に置いてください。



汚れが落ちないペットボトルは?

■リサイクルできないので「燃やせるごみ」に出してください。



つぶしてください

ペットボトルも収集後、圧縮(プレス)して一つのかたまりにしますが、加熱するためつぶされても結合するため、多くの方が排出できるようつぶしてネットに入れてください。つぶれないものはそのまま出してください。

ペットボトル で出せない品目

■ マークのないペットボトル

※プラマークがあるものはプラスチック製容器包装類へ



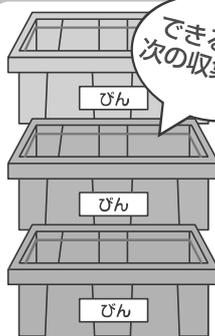
プラスチック製容器包装類

燃やせるごみ

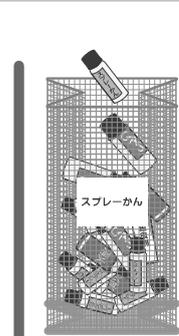
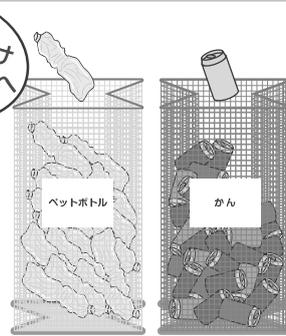


■汚れたペットボトル
燃やせるごみ

台風や荒天時のコンテナ・ネットの配布について



できるだけ次の収集日へ



収集回数: 隔週に1回

収集回数: 月に1回

■コンテナ・ネットは、収集日の前日に各資源物の集積場所に配布しています。台風や強風、降雪などの悪天候により収集や、コンテナ・ネットの配布を中止又は時間帯を変更することがあります。原則として収集は通常通り行いますが、市民の皆様の排出時の危険もありますので、できるだけ次の収集日に排出することのご協力をお願いします。

廃食用油 (隔週に1回の収集)

ペットボトル
に入れて出す

対象となる品目の例



■食用油

(サラダ油・オリーブ油・菜種油などの植物性油)

※購入時の容器では出せません。

※必ずスクリューキャップ式のペットボトルに入れて出してください。

ペットボトル で出してください びん・かん・ペットボトルと同日

資源物の集積場に出す



※購入時の容器では出せません。
※必ずスクリューキャップ式のペットボトルに入れて出してください。それ以外は油がこぼれ、道路などに流れ出し、汚れや事故の原因になる恐れがあります。

袋に入れず
そのまま
直に出す

- 揚げカスは取り除き、空のペットボトルに入れて必ずふたをし、そのまま直に出してください。
- ペットボトルが転がらないようにして出してください。※びん用のコンテナやかん・ペットボトルのネットなどには入れないでください。

廃食用油 で出せない品目



■動物性油

※固化して燃やせるごみへ

燃やせるごみ



■エンジンオイル

処理困難物



■工業油

処理困難物

金属類 (隔週に1回の収集)

そのまま出す

対象となる品目 [指定8品目]



■なべ



■やかん



■フライパン



■スプーン



■おろし金



■焼き網



■ボウル



■ざる

※対象は上記8品目に限ります。
※さびているものも出すことができます。
※木ロー製またはテフロン加工された8品目も対象です。
※金属としてのリサイクルのしやすさ、安全性などから品目を定めています。

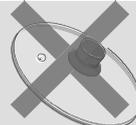
出し方 びん・かん・ペットボトルと同日 資源物の集積場に出す



袋に入れず
そのまま
直に出す

- 汚れを取り除き、そのまま直に出してください。
- ※びん用のコンテナやかん・ペットボトルのネットなどには入れないでください。
- 転がらないように出してください。

金属類 で出せない品目



■ガラス製のふた

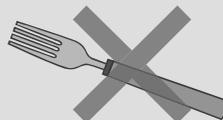
※購入時セットで付属しているものも含む

燃やせないごみ



■指定8品目以外の金属製品

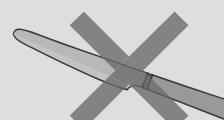
燃やせないごみ



■フォーク

※木製は「燃やせるごみ」

燃やせないごみ



■ナイフ

※木製は「燃やせるごみ」

燃やせないごみ

プラスチック製容器包装類(週1回の収集)

透明・半透明の袋で出す



対象となる品目の例

製品が入っていた容器や包装で、使用後に不要となるプラスチック類のことです。

プラマークの表示があるものが対象です。

※プラマークはラベルやパッケージにまとめて表示されている場合があります。

 ■ポリ袋	 ■ラップ類	 ■トレイ類	 ■パック類	 ■菓子などの個包装類
 ■ボトル類	 ■チューブ類	 ■発泡スチロール 緩衝材 ※プラマークのないものは「燃やせるごみ」へ	 ■ネット類	 ■ペットボトルなどのふた(キャップ)・ラベル

透明・半透明の袋 での出し方 資源物の集積場所に出す

1

■製品(中身)は使い切り、軽くすすぐなどして汚れを取り除いてください。
※洗剤等を使用して洗う必要はありません。
※洗い物の残り水を利用する、軽くふき取るなどして固形物が残らないようにしてください。

■紙製のラベルははがしてください。
※簡単にはがせない場合は取り除く必要はありません。

2

■中身がこぼれたり、はみ出したりしないように入れ、袋の口をしっかりと結んでください。

■プラスチック製容器包装類は重量が軽く、風で飛散しやすいため、なるべく一つの袋に詰め込んで重さを持たせてください。

どこまできれいにすれば?

■食品の固形物が残らないことを目安にご協力をお願いします。

汚れが取れないものは?

■リサイクルできないので「燃やせるごみ」に出してください。
※汚れたものはカラスに狙われます



2重袋は避けてください

プラスチック製容器包装等は破袋機で透明・半透明の袋を破き、人の手で中身を分けてチェックします。破袋機では一番外側の袋しか破くことができないので、効率的な分別のためご協力をお願いします。

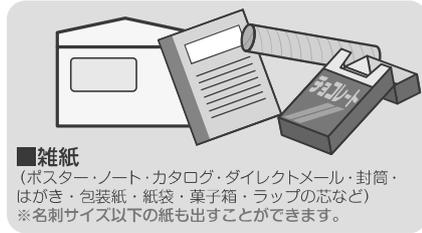
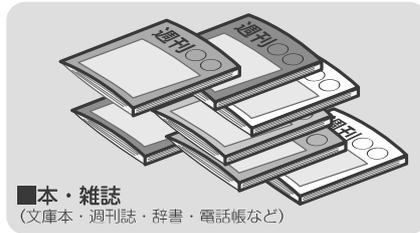
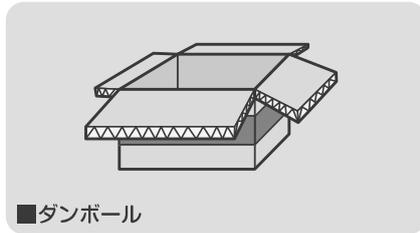


プラスチック製容器包装類 で出せない品目

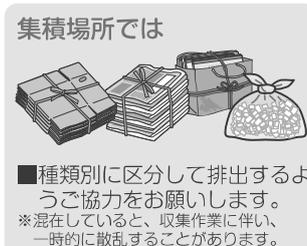
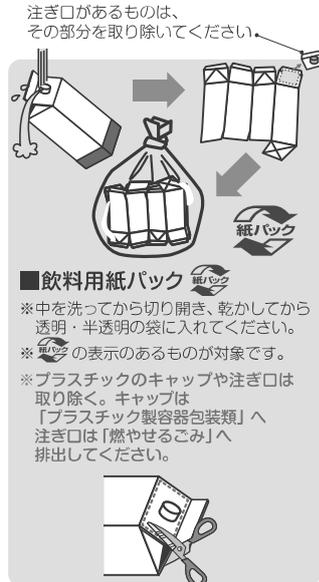
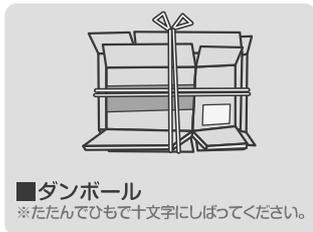
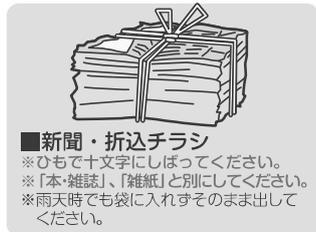
 ■梱包バンド (PPバンド) 燃やせるごみ	 ■ビニール製品 (ホース、ビニールシート、ブルーシート、防虫ネットなど) 燃やせるごみ	 ■カセットテープ・CD (ケースも含む) 燃やせるごみ	 ■ライター 燃やせるごみ	 ■プラスチック製品 (おもちゃ、バケツ、洗面器、植木鉢、ハンガー、タッパーなど) 燃やせないごみ
 ■プラマークの表示がある在宅医療用品 (点滴の袋など) 燃やせるごみ	 ■汚れが落ちないもの 燃やせるごみ	 ■紙容器 (カップめん、ヨーグルトの箱など紙マークが表示されているもの) 燃やせるごみ	 ■電動歯ブラシ・電子たばこ・加熱式たばこ 使用済小型家電	 ■カミソリ・はさみ ※紙などに包み指定袋に入れて「注意」と貼り紙をする 燃やせないごみ

古紙類(隔週1回の収集)

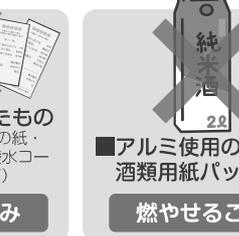
対象となる品目の例



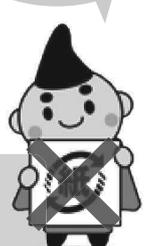
出し方 資源物の集積場所に出す



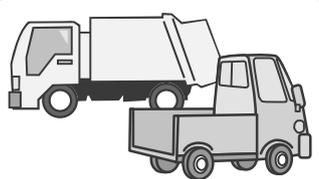
古紙類 で出せない品目



紙マークがついているものが全て古紙類に出せるとは限らないぞよ



古紙類の収集方法について

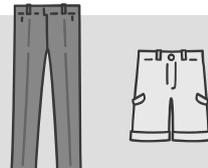
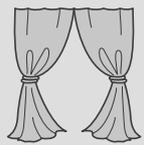
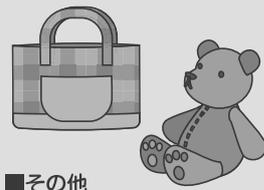
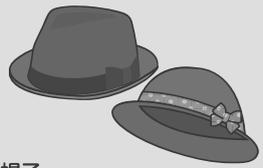


■ダンボールはパッカー車で、その他の古紙類は荷台のあるトラックで別々に収集しているため、収集時間が異なります。後から排出された古紙類は収集できないので、当日の午前 8:30 までに排出してください。

衣類・布類（月に1回の収集）

透明・半透明の袋で出す

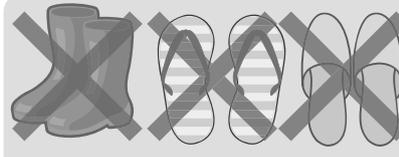
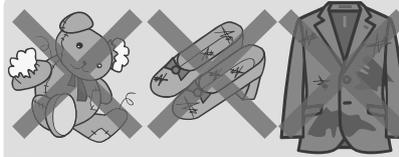
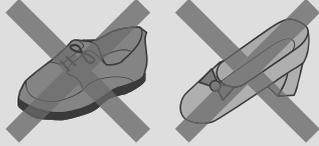
対象となる品目の例

 <p>■トップス・上着 (セーター・シャツ・トレーナー・ジャンパー・ワイシャツ・ジャケットなど)</p>	 <p>■ボトムス・ズボン (ズボン・スラックス・チノパン・スカート・キュロットなど)</p>	 <p>■下着類 (パンツ・肌着・靴下・腹巻きなど)</p>	 <p>■くつ類 (スニーカー・革くつ・うわばき・スポーツシューズ(スパイク系)など) ※エナメルやゴム素材のものも出すことができます。</p>
 <p>■布類 (カーテン・タオル・毛布・ハンカチ・端切れなど)</p>	 <p>■革製品 (ベルト・バッグ・かばん・毛皮・革ジャンなど)</p>	 <p>■その他 (かばん・ぬいぐるみなどの布製品)</p>	 <p>■帽子 (布製品)</p>

透明・半透明の袋 での出し方 資源物の集積場所に出す

 <p>■再利用しますので、洗濯するなどしてきれいにしてください。</p>	<p>雨の日は…</p>  <p>■衣類・布類は濡れてしまうとカビが発生するなどして再利用できなくなる場合があります。雨天時も収集は行いますが、できる限り天気の良い日を選んで出してください。</p> <p>※品目ごとに分ける必要はありません</p>	 <p>■中身がこぼれたり、はみ出さないように衣類等を入れ、袋の口をしっかりと結んでください。</p> <p>※品目ごとに分ける必要はありません</p>
---	---	--

衣類・布類 で出せない品目

 <p>■汚れているもの 燃やせるごみ</p>	 <p>■安全ぐつ・長ぐつ・サンダル・スリッパ 燃やせるごみ</p>	 <p>■スキーぐつ・スケートぐつ 燃やせないごみ</p>
<p>■布団 カーペット・ラグ・じゅうたん ※指定袋に入りきる場合は「燃やせるごみ」 大型ごみ 燃やせるごみ</p> 	<p>■壊れているもの 燃やせるごみ</p> 	<p>■片方しかないくつ 燃やせるごみ</p> 

使用済小型家電

専用回収ボックスへ入れる

対象となる品目の例 30cm×15cmの回収ボックスの投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの

※使用済小型家電に含まれるアルミ・貴金属・レアメタルなどは大切な資源となるため、他の品目とは分けて回収しています。



■携帯電話

■スマートフォン

■デジタルカメラ

■ビデオカメラ

■ICレコーダー

■タブレット

■電話機

■補助記憶装置

■電卓

■パソコン

■ドライヤー

■CDプレーヤー

■電化製品付属品
■ケーブル類

■ゲーム機

■ハンディ扇風機

■デジタルオーディオプレーヤー

■電子辞書

■電子たばこ・加熱式たばこ

回収ボックス への出し方

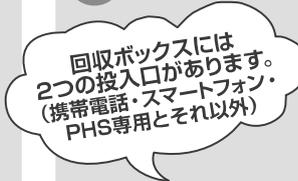
1



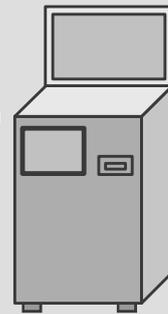
個人情報は消去

- 個人情報は、初期化するなどして必ず消去してください。
- 電池やバッテリーは取り外してください。
- ※市で収集できない充電式電池やボタン電池、バッテリーは回収協力店などへお持ち込みください。
- ※電池等が取り外せない場合はそのままボックスの中へ入れてください。

2



回収ボックスには2つの投入口があります。(携帯電話・スマートフォン・PHS専用とそれ以外)



投入口に入らない小型家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)

- 投入口の大きさは30cm×15cmで奥行き30cm程度の大きさになります。
- お近くの公共施設等に設置されている回収ボックスへ投入してください。
- ※抜き取り防止構造のため、一度入れると取り出すことはできません

回収ボックス設置場所

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 01 茅ヶ崎市役所 (2F資源循環課) | 15 小出地区コミュニティセンター |
| 02 小出支所 | 16 コミュニティセンター湘南 |
| 03 香川公民館 | 17 茅ヶ崎地区コミュニティセンター |
| 04 小和田公民館 | 18 南湖会館 |
| 05 鶴嶺公民館 | 19 鶴嶺東コミュニティセンター |
| 06 松林公民館 | 20 鶴嶺西コミュニティセンター |
| 07 南湖公民館 | 21 高砂コミュニティセンター |
| 08 図書館本館 | 22 松浪コミュニティセンター |
| 09 青少年会館 | 23 辻堂駅前出張所 |
| 10 うみかぜテラス | 24 ハマミーナ出張所 |
| 11 環境事業センター | 25 香川駅前出張所 |
| 12 浜須賀会館 | 26 イオン茅ヶ崎中央店 (3F) |
| 13 海岸地区コミュニティセンター | 27 そよら湘南茅ヶ崎 (1F) |
| 14 小和田地区コミュニティセンター | |

宅配便による小型家電回収サービス

茅ヶ崎市は国認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、小型家電のリサイクルを進めています。

「小型家電」のほか、「燃やせないごみ」としている家電や「パソコン」もご自宅まで取りに来てもらうことができます。

回収料金(税抜)	パソコンと一緒に回収する場合	無料
	その他小型家電のみの場合	有料

■別途、処分費用がかかる場合があります。リネットジャパンリサイクル株式会社へお問合せください。
■ナビダイヤル (受付時間: 10~17時) 0570-085-800 (通話料自己負担)



※無料の対象は、パソコン本体を含む回収1回につき1箱の宅配回収料金となります。
※データ消去や回収箱の用意をリネットジャパンリサイクル(株)に依頼する場合は、別途料金が発生します。
※回収料金についてはリネットジャパンリサイクル(株)にお問い合わせください。

剪定枝 (せんていし)

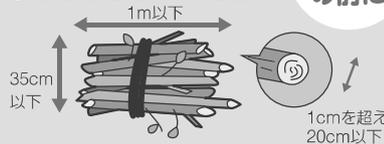
収集を依頼 (無料)

対象となる枝・幹など

■枝・幹・切り株 (竹・繊維質の樹木も可)
 ※枝に葉がついていても一緒に収集することができます。
 ※土や石、針金等は取り除いてください。

排出量を把握し、束ねるなどしてください

収集予約の前に



■1本当たりの長さは1m以下
 ■太さは1cmを超え、20cm以下
 ■複数ある場合は紐で束ねてください。
 (束ねた後の1束当たりの直径は3.5cm以下としてください)

市内の所有地または占有地から出た剪定枝に限ります。

収集を依頼できない品目

株式会社都実業「グリーンリサイクル」茅ヶ崎営業所への直接持ち込みは可

■長さ1m以下で太さ1cm以下 燃やせるごみ	■長さ1mを超え2m以下太さ20cm以下 大型ごみ	■長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの 処理困難物	■草・落ち葉・つる 燃やせるごみ
---------------------------	------------------------------	-------------------------------------	---------------------

剪定枝として収集も持ち込みもできない品目

■事業者から排出された剪定枝
 ■造園業者等に剪定を依頼したもの

自己処理

防虫剤使用

■防虫剤を散布したものの詳細はP6

収集の依頼方法

0467-57-1166

※受付時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時00分
 ※電話応答が困難な方に限りFAX受付 (0467-86-6833)

1 申し込み



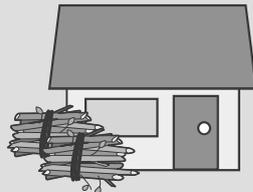
■剪定枝の大きさや束数を確認し、電話で申し込む。

0467-57-1166

■剪定枝の収集日・排出場所を確認する。

※収集日は原則として受付日の次の水曜日となります。
 ※1本からでも収集しますが、一定量の剪定枝がたまってからお申込みいただくようご協力をお願いします。

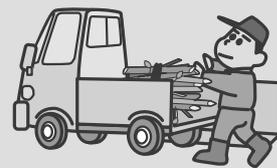
2 持ち出し



■指定された日・場所に、当日の朝8時30分までに出す。

※排出場所は、ご自宅の敷地内の道路に面した「見えやすい・分かりやすい」場所等としてください。

3 収集日当日



収集完了

■指定された日・場所から剪定枝を収集します。

※雨天でも収集します。
 ※立ち会いはありません。

直接持ち込み (無料)

持込場所	株式会社都実業「グリーンリサイクル」茅ヶ崎営業所 (茅ヶ崎市赤羽根3895)	
持込日時	月曜日から土曜日9時00分～12時00分 / 13時00分～16時00分 <small>※GW・お盆・年末年始の持ち込みは、事前に市HPまたは資源循環課 (0467-81-7178) へご確認ください。</small>	
持込可能品目	枝・幹・切り株・草・落ち葉・竹・つる・シュロ・ソテツ	
持込不可品目	樹木以外の木 (木材・木製品)・除草剤や防虫剤を散布したもの・野菜・果実	
持込方法	<p>■事前に搬入届出書のご記入をお願いします。(資源循環課窓口・小出支所で配布)</p> <p>① 車ごと車両計量器に載り、計量 ② 搬入届出書と免許証 (身分証明書) を受付に提示 ③ 誘導に従い、荷下ろし ④ ①と同じ受付で車ごと再度計量 ⑤ 車から降りて伝票にサイン</p>	<p>搬入届出書</p> <p>(HPからも取得できます)</p>
注意事項	<p>■長さ・太さ・重量に制限はありません (束ねる必要はありません)。 ■氏名・住所の確認のため、免許証等の身分証明書が必要です。 ■剪定枝をしぼっていた紐や袋などはお持ち帰りいただきます。(不使用推奨) ■土・石・針金などは混ぜないでください。 ■草や根は土が落ちなくなるまでしっかり取り除いてください。 ■持込者の住所と剪定枝の発生場所が異なる場合は、発生場所住所が記載された証明書類の提示が必要です。</p>	

住所では正しい位置情報が表示されない場合があります。カーナビは利用せず、地図を参照してお越しください。



大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ

収集を依頼(有料)

大型ごみ



■ 1辺の長さが50cmを超え、2m以下のもの
※大人2人で持ち運びできるものに限ります。

収入証紙 1点につき1枚 (700円)

特定大型ごみ

ソファー ドレッサー 本棚
テーブル タンス チェスト
机 鏡台 こたつ
食器棚(サイドボード) クローゼット
ベッド(マットレス除く) 脚付きマットレス

■ 指定品目で1辺の長さが1mを超え、2m以下のもの
※大人2人で持ち運びできるものに限ります。

収入証紙 1点につき2枚 (1,400円)

特定粗大ごみ

ガス調理器
(カセットコンロ)

灯油・ガスを燃料とする
暖房機器

金属製
チェーン

鉄アレイ

その他これに類するもの

■ 収集運搬時に危険性があるもの

収入証紙 1点につき1枚 (700円)

収集の依頼方法

0467-57-1166

※受付時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時00分
※電話応答が困難な方に限りFAX受付(0467-86-6833)

1 申し込み



■ 大型ごみ等の種類を確認し、電話で申し込む。

0467-57-1166

■ 大型ごみ等の収集日・排出場所・証紙の枚数を確認する。

※あらかじめ高さ・幅・奥行を測ってください。
※1回のご予約で5点まで申込できます。
5点を超える場合は1度目の収集が終わってから再度ご予約ください。
※収集日は申込受付日からおよそ3日～7日後となります。

2 証紙の購入



■ 茅ヶ崎市収入証紙販売所にて証紙を購入する。

※申込の後に証紙を購入してください。
※購入した証紙の返品はできません。



3 収集日当日

■ 証紙にお名前を記入し、大型ごみ等の見やすいところに貼り、指定された日・場所に、当日の朝8時30分までに出す。



■ 指定された日・場所から大型ごみ等を収集します。

※雨天でも収集します。
※立ち会いは必要ありません。
※証紙の貼っていない大型ごみや申込した大型ごみ以外は収集できません。
※指定の場所以外に出されたものは収集できません。

収集完了

指定袋・収入証紙販売所

茅ヶ崎市指定

茅ヶ崎市指定収集袋販売所

茅ヶ崎市指定

茅ヶ崎市収入証紙販売所



販売所一覧はこちら

- 販売所にはそれぞれ左のステッカーを掲示しています。
- 燃やせるごみ・燃やせないごみを出すときに使う「指定袋」と大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの予約制収集時に貼る「証紙」は、市が指定した販売所でご購入ください。
- 一部店舗にて指定袋のバラ売りを実施しています。
- 「指定袋」と「証紙」は返品・交換することはできません。あらかじめ必要枚数をご確認の上、ご購入ください。
- 販売所の最新情報は市ホームページからご確認ください。

大型ごみ等の申し込みは専用ダイヤル
0467-57-1166
で受け付けるぞよ!



市が収集・処理できないもの

自己処理してください

特定家庭用機器

※家電リサイクル法による
リサイクル対象品目

対象品目

■ブラウン管テレビ	■プラズマテレビ	■有機ELテレビ
■エアコン(ウインド型)	■液晶テレビ	
■洗濯乾燥機	■エアコン	■洗濯機
■冷蔵庫	■全自動洗濯機	■衣類乾燥機
■保冷庫・冷温庫	■冷凍庫	■ワイン庫(ワインセラー)

回収までの流れ

購入先がわかる	廃棄のみの場合	製品を購入した販売店に依頼してください
	買い替える場合	新しい製品を購入する販売店に依頼してください
購入先が分からない	自己搬入できない場合	家電小売業者または一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集・運搬を依頼してください
	自己搬入できる場合	郵便局でリサイクル料金を振り込んでください ※リサイクル料金振込用紙にリサイクル券が付いています。 リサイクル券と廃家電製品を、メーカーの指定引取場所へ持ち込んでください

【指定引取場所(各メーカー共通)】

株式会社サトウ リサイクル部門
萩園1075 0467-84-6785
西濃運輸株式会社 茅ヶ崎指定引取場所
萩園3886 0467-87-1305
ESR茅ヶ崎ディストリビューションセンター1階
※年末年始・土日祝日は営業していません。必ず事前にご確認ください。

指定引取場所
詳しくはこちら

リサイクル料金の目安

エアコン	990円～	
テレビ	ブラウン管	1,320円～
	液晶・有機EL・プラズマ式	1,870円～
冷蔵庫・冷凍庫	3,740円～	
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円～	

※メーカーやサイズによって料金は変わります。
表は2024年12月24日時点の目安です。

お問い合わせ先

一般社団法人
家電製品協会
家電リサイクル券
センター
0120-319-640

パソコン

※資源有効利用促進法による
リサイクル対象品目

対象品目

■デスクトップ型パソコン	■ノート型パソコン
■液晶ディスプレイ	■ブラウン管ディスプレイ

回収までの流れ

	メーカーに回収を申し込んでください	メーカーから郵送伝票が送られてきますので、パソコンを梱包し、貼付してメーカーに送ってください
	メーカーに回収を申し込んでください	
	メーカーから振込用紙が送られてきます	リサイクル料金を支払います

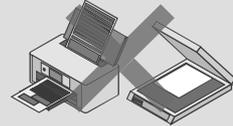
■自作のパソコンやメーカーが分からないパソコンのリサイクル方法については、パソコン3R推進協会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人
パソコン3R推進協会
03-5282-7685

周辺機器の出し方

※プリンターやスキャナーなどのPC周辺機器は対象外です。
50cmを超えるものは「大型ごみ」
50cm以下は「燃やせないごみ」
小さいものは「使用済小型家電」として
できる限り回収ボックスに



その他の回収方法

リネットジャパンリサイクル(株)を利用した回収	P17「宅配便による小型家電回収サービス」を参照
使用済小型家電回収ボックスを利用した回収	P17「使用済小型家電」を参照



市が収集・処理できないもの

自己処理してください

危険物・処理困難物

※各自で販売店や専門業者に収集処理を依頼してください。
(有料)

対象品目

■塗料・溶剤	■廃油 (食用油除く)	■自動車 (部品含む)	■オートバイ (部品含む)	■タイヤ	■発電機	■モーター
■農業用機械	■芝刈り機 (エンジン式のみ)	■バッテリー	■ガス容器	■消火器 (スプレー式消火具除く)	■井戸ポンプ	■ソーラーパネル
■太陽熱温水器	■在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの	■農薬・薬品	■電動車いす	■電動式ベッド	■スプリングマットレス (横幅140cm超)	■電気温水器
■便器	■ピアノ	■耐火金庫	■畳 (マットタイプ除く)	■瓦	■タイル・レンガ	■断熱材
■漬物石	■石こう製品	■うす	■石綿	■木 (長さ2m超または直径20cm超)	■砂・土・石	■コンクリート製ブロック・破片

消火器 (スプレー式消火具除く)

お問い合わせ先

消火器リサイクル推進センター
03-5829-6773



市内の持ち込み先

株式会社長生運送 (荻園1162)
0467-58-5761



■受付時間 9時00分～11時30分
13時00分～17時00分
※月曜～金曜 (土日祝日除く)

■10本以上を持ち込む場合は事前連絡の連絡が必要です。
※エアゾールかんとう海外式の消火器はお受けできません。
※すでにリサイクルシール (有効期限内) が貼られている消火器については無料となります。

産業廃棄物

※各自で産業廃棄物処理業者に収集処理を依頼してください (有料)。

- 産業廃棄物は、少量であっても地域の集積場所に排出することはできません。
- ※事業規模の大小にかかわらず、事業者が自ら適正に処理しなくてはなりません。
- ※詳細はP5

バイク

- バイクメーカー等が実施している「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。
- 処分費用は車両本体価格に含まれています (廃棄時無料)

お問い合わせ先

二輪車リサイクル
コールセンター
050-3000-0727



ボタン電池

対象となる品目

- アルカリボタン電池
- 酸化銀電池 (ボタン)
- 空気 (亜鉛) 電池 (ボタン)



持ち込み先

電器店・時計店・カメラ店・家電量販店などの電池回収缶へ

お問い合わせ先

ボタン電池回収推進センター
0120-266-205



充電式電池

一般社団法人JBRCによる回収 JBRC会員 (電池メーカー、輸入メーカー) 企業製の電池は電池回収協力店で回収することができます。

- リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池である
- リサイクルマーク があるもの
- (※リサイクルマークがあってもJBRC会員企業製でないものは対象外になります)
- 破損、膨張していないもの

リサイクルマークがあるがJBRC会員企業製でなかったため電池回収協力店で受けとってもらえなかった

リサイクルマークがあるが破損、膨張しているもの

リサイクルマークがないもの

- JBRC電池回収協力店
電器店・スーパー・家電量販店などの電池式電池リサイクルボックスへ

※電池回収協力店はJBRCホームページの協力店・協力自治体検索から確認することができます。



資源循環課又は環境事業センターに
お問い合わせください



ごみ分別辞典 「ごみサク」



ごみサクはこちら



「ごみサク」は ここがすごい

ごみと資源物の分け方・出し方が簡単に検索できます。分別に迷ったら「ごみサク」で検索してみてください。
※市HPからも確認できます。

- 調べたい品目名やキーワードを入力するだけで分別方法がサクサク♪
- スマートフォン・タブレット対応
- AIによる会話形式でごみの捨て方を案内するチャット機能搭載！
- すべての機能が無料で利用可能！（通信料自己負担）

燃やせるごみ・燃やせないごみで40ℓの指定袋に入りきらない場合（P7・P8 参照）

「大きい物」

（品目の外周に袋を巻ききれないもの）
出し方：1点に対し40ℓ相当分の指定袋を「♻」の表記が見えるように貼り付ける。

「長尺物」

（品目の外周に袋を巻ききれないもの）
出し方：品目の外周に巻ききれないサイズ（5ℓ～40ℓ）の指定袋を巻ききる（結びきる）。異なる品目をひとまとめに巻くことは可能。例となる品目に、下表で「♻」マークを付してあります。「♻」を付した品目であっても、指定袋に入りきる大きさ（折ったり割ったりすること可）のものは、指定袋に入れて出してください。

ごみと資源物の出し方ガイド (50音順)

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

品目名	分別区分	注意点	品目名	分別区分	注意点
あ アイロン※	使用済小型家電		植木鉢(鉢のみ)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
アイロン台(家庭用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」	ウェットスーツ	燃やせるごみ	
アコーディオンカーテン	大型ごみ	2枚までで1点	ウッドカーペット(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
油(食用)	廃食用油	植物油のみ「廃食用油」、固めずスクリュウキャップ式ペットボトルに入れて出してください 動物性油は固めて「燃やせるごみ」	ウッドカーペット(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
油(食用以外)	処理困難物	市が収集処理できないもの	ウッドデッキ	大型ごみ	解体する
雨戸	大型ごみ	2枚までで1点	え エアコン	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
雨樋	燃やせないごみ(♻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」(4mまで可)	剪定枝		長さ1m以下で、太さ1cmを超え20cm以下のもの(束ねる際は1束35cm以下) *樹都実業への持ち込みの場合は、長さ、太さに制限なし
網戸	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」、網だけの場合は「燃やせるごみ」	枝・幹・切り株・竹	燃やせるごみ	長さ1m以下で、太さ1cm以下のもの、1~3袋または束にまとめる(束ねる際は1束35cm以下)
アルバム	燃やせるごみ	金属がついているものは「燃やせないごみ」		大型ごみ	長さ1mを超え2m以下で、太さ20cm以下のもの(3本までで1点)
アルミサッシ	大型ごみ	枠のみは3枚までで1点、ガラス付きは1枚で1点		処理困難物	長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの
アンテナ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」	え 園芸用ポール	燃やせないごみ(♻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」(3本までで1点)
アンブ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」	お オイルヒーター	特定粗大ごみ	
い 石	処理困難物	市が収集処理できないもの	オーディオラック	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
衣装ケース(1段のもの)	燃やせないごみ	大きさにかわらず「燃やせないごみ」、2段以上のものや鉄板製などで50cmを超えるものは「大型ごみ」	オーブントースター	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
犬小屋(木製)	大型ごみ	解体し洗う 50cm以下は「燃やせるごみ」	オープンレンジ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
犬小屋(木製以外)	大型ごみ	解体し洗う 50cm以下は「燃やせないごみ」	おもちゃ(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
衣類乾燥機	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目	おもちゃ(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
インクカートリッジ	燃やせるごみ	リサイクルできるものは市役所又は販売店等の回収箱へ	おもちゃ(電気電池で動くもの)※	使用済小型家電	電動の場合、電池は取り外す、50cmを超えるものは「大型ごみ」
飲料用紙パック	古紙類	洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋にいれる キャップは「プラスチック製容器包装類」へ注ぎ口は取り除き「燃やせるごみ」へ	おろし金(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
う ウインドサーフィン	大型ごみ	ボードで1点、マスト・セール・ブームで各1点	温水器	処理困難物	市が収集処理できないもの
			温水洗浄便座	燃やせないごみ	洗ってから袋に入れる、ふたも同様の扱い、50cmを超えるものは「大型ごみ」
			か カーテン	衣類・布類	金具は「燃やせないごみ」

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

品目名	分別区分	注意点
カーテンレール	大型ごみ	3本までで1点(4mまで可) ダブルタイプも同様の扱い
	燃やせないごみ(巻)	140cm以下のものに限る
鏡	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
額(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、3枚までで1点
額(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、3枚までで1点
角材	「木材」欄を参照	P27を参照
傘	燃やせないごみ(巻)	
加湿器 ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ガス式暖房器具	特定粗大ごみ	電池は取り外す
ガステーブル・ガスレンジ	特定粗大ごみ	電池は取り外す
ガス容器	処理困難物	市が収集処理できないもの
カセットコンロ	特定粗大ごみ	カセットボンベ・電池は取り外す
カセットテープ	燃やせるごみ	ケースを含む
カセットデッキ ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
カセットボンベ	スプレーかん	中身を使い切る
かっぱ(雨具)	燃やせるごみ	
かばん	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
花びん(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
花びん(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
紙箱・紙袋	古紙類	束ねて、ひもで十文字にしばる
カラーコーン	燃やせないごみ	1mを超えるものは「大型ごみ」
カラーボックス(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
カラーボックス(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ガラス	燃やせないごみ	紙などで包み、袋に「注意」と貼る 紙などをする 50cmを超えるものは「大型ごみ」、 3枚までで1点
カレンダー	古紙類	金属部分は「燃やせないごみ」
革製ジャンパー	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
瓦	処理困難物	市が収集処理できないもの
かん(一斗かん)	燃やせないごみ	中を空にし、ふたをとる
かん(飲料用)	かん	中を空にし、すすぐ(きれいにする)
かん(エンジンオイル)	燃やせないごみ	中を空にする
かん(お菓子)	かん	中を空にし、すすぐ(きれいにする)
き 木	「枝」、「幹」、「切り株」、「木材」欄を参照	P22、P27を参照
キーボード(楽器)	大型ごみ	台も含む50cm以下は「燃やせないごみ」
ギター(エレキも含む)	燃やせないごみ	大きさにかわからず「燃やせないごみ」
ギターケース	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
キックボード	燃やせないごみ(巻)	50cmを超えるものは「大型ごみ」、 電動式の場合、バッテリーは「処理困難物」 エンジン式は「処理困難物」
脚立	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
キャンバス	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
鏡台	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
切り株	剪定枝	長さ1m以下で、太さ20cm以下のもの(束ねる際は1束35cm以下) *樹都実業への持ち込みの場合は、 長さ、太さに制限なし
	大型ごみ	長さ1mを超え2m以下で、太さ20cm以下のもの(3本までで1点)
	処理困難物	長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの
金庫(耐火)	処理困難物	市が収集処理できないもの
金庫(手提げ)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
< 空気清浄機 ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
クーラーボックス	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
草刈機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 エンジン式は「処理困難物」

品目名	分別区分	注意点
< ぐつ	衣類・布類	長ぐつ・安全ぐつは「燃やせるごみ」、スキーぐつ・スケートぐつは「燃やせないごみ」
車椅子(手動式)	大型ごみ	
車椅子(電動式)	処理困難物	市が収集処理できないもの
車の部品	処理困難物	市が収集処理できないもの
くわ	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
け 蛍光灯	燃やせないごみ	長さ140cm以下のものに限る(P8参照)
	大型ごみ	長さ140cmを超えるもの、3本までで1点、袋または購入時の箱などに入れる
珪藻土製品(マット・コースター等)	燃やせないごみ	アスベストを含まないもの
ゲームソフト	燃やせるごみ	ケースも含む
下駄箱(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
下駄箱(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
玄関マット(布製)	燃やせるごみ	布製以外は「燃やせないごみ」
建築廃材	処理困難物	市が収集処理できないもの
こ 耕運機	処理困難物	市が収集処理できないもの
コーヒーマーカー ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ござ	大型ごみ	指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
こたつ	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
こたつ布団	大型ごみ	3枚までで1点 指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
碁盤	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、 厚さ20cmを超えるものは「処理困難物」
コピー機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ごみ・資源物集積所用ネット	燃やせるごみ	
ごみ箱(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ごみ箱(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
米びつ	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ゴルフクラブ	燃やせないごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
ゴルフバッグ	燃やせないごみ	大きさにかわからず「燃やせないごみ」
ゴルフボール	燃やせるごみ	
コンクリート製品	処理困難物	市が収集処理できないもの
コンポスト	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
さ サーフボード	大型ごみ	
座椅子	大型ごみ	折りたたんだ状態で50cm以下は「燃やせないごみ」
在宅医療用廃棄物(感染性の疑いの無いもの)	燃やせるごみ	点滴用袋、チューブ、針が露出しない注射器などで、感染性の疑いの無いものに限る(P7参照) 紙で包み指定袋に入れてしっかり口をしばる
在宅医療用廃棄物(感染性の疑いのあるもの)	処理困難物	針が露出している注射器などは、市が収集処理できないもの 販売店(病院や薬局など)にご相談ください
サイドボード(木製)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
サイドボード(木製以外)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
財布	燃やせるごみ	
座布団	燃やせるごみ	指定袋に入りきらないものは「大型ごみ」 3枚までで1点
殺虫剤	スプレーかん	中身を使い切る
サマーベッド	燃やせないごみ	折りたたんで1m以下のもの
ざる(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
酸素ボンベ(スキューバダイビング用)	処理困難物	市が収集処理できないもの
三輪車(子ども用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
し シーツ	衣類・布類	ボアシートも同様の扱い 敷きパッドも同様の扱い
CD・DVD	燃やせるごみ	ケースも含む

かきくけこさし

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

し
す
せ
そ
た

品目名	分別区分	注意点
支柱(ガーデニング用)(木製)	燃やせるごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」(3本までで1点)
支柱(ガーデニング用)(木製以外)	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」(3本までで1点)
七輪	燃やせないごみ	
自転車	大型ごみ	自転車用バッテリーは取り外す、バッテリーは「処理困難物」
竹刀(木製)	燃やせるごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせるごみ」
竹刀(木製以外)	燃やせないごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
芝刈機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、エンジン式は「処理困難物」
ジャッキ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
じゅうたん	大型ごみ	指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
シュレッダー(手動)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
シュレッダー(電動)※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
シュレッダーで裁断した紙	古紙類	透明・半透明の袋に入れる
消火器	消火器リサイクル	消火器リサイクル対象品目、スプレー式消火具はスプレーかんと同様の扱い
将棋盤(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」 厚さ20cmを超えるものは「処理困難物」
将棋盤(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」 厚さ20cmを超えるものは「処理困難物」
焼却炉(家庭用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
照明器具※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
除湿機※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
食器洗い(乾燥)機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
食器棚	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」
人工芝	大型ごみ	指定袋に入りきるものは「燃やせないごみ」
す 水槽	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
炊飯器	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、ガス式は「特定粗大ごみ」
スーツケース	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
スキー板	大型ごみ	1対で1点、ストックとセットでも可、50cm以下は「燃やせないごみ」
スキー・スケートぐつ	燃やせないごみ	
スキーのストック	燃やせないごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
スケートボード	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
スコップ	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
すだれ	燃やせるごみ(巻)	幅140cmを超え4m以下は「大型ごみ」
ステレオコンポ	大型ごみ	スピーカーは含まない(別の扱い)、50cm以下は「燃やせないごみ」

品目名	分別区分	注意点
砂	処理困難物	市が収集処理できないもの
スノーボード	大型ごみ	
すのこ(木製)	大型ごみ	3枚までで1点 50cm以下は「燃やせるごみ」
すのこ(木製以外)	大型ごみ	3枚までで1点 50cm以下は「燃やせないごみ」
スピーカー※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」、1対で1点
スプーン(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
スプレーかん	スプレーかん	ヘアスプレー・カセットボンベ・殺虫用など中身を使い切る
せ セーター	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
石油ストーブ	特定粗大ごみ	石油は抜き、電池は外す
石油ファンヒーター	特定粗大ごみ	石油は抜き、電池は外す
セメントの粉	燃やせるごみ	
石こうボード(石こう)	処理困難物	市が収集処理できないもの
せともの	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
洗濯機	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
扇風機(羽根あり)	燃やせないごみ	羽根を含む高さ1mを超えるものは「大型ごみ」
扇風機(羽根なし)	燃やせないごみ(巻)	高さ1mを超えるものは「大型ごみ」
洗面台(家庭用)	大型ごみ	自分で取り外したものに限り
ぞ 掃除機	燃やせないごみ	ホースを外した状態で本体の長さ50cmを超えるものは「大型ごみ」
掃除機(ステック型)	燃やせないごみ(巻)	大きさにかかわらず「燃やせないごみ」
ソファ	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」、マットだけのもの(骨組みがなく1m以下まで丸められるもの)は「大型ごみ」
た 体温計(電子)※	使用済小型家電	ケースも含む。水銀式は透明・半透明袋で出す
体重計※(ヘルスメーター)	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
タイヤ(自転車用)	燃やせないごみ	ホイール・車輪付きで50cmを超えるものは「大型ごみ」
タイヤ(自動車用)	処理困難物	市が収集処理できないもの、ホイールも同様の扱い
タイル	処理困難物	市が収集処理できないもの
ダウンジャケット	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
タオル・タオルケット	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
高枝バサミ	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
竹馬	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」 1対で1点
置	処理困難物	市が収集処理できないもの

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

ヨコハマ家具移動.com

\ お電話一本で即日対応 /

0467-67-7461

家具移動 模様替え/配送/お引越シ/
家具組み立て/吊上げ・吊下げ/耐震固定
遺品整理 残置物処分/実家片付け/
生前整理/ゴミ屋敷片付け
家具修理 蝶番修理/傷補修/塗替え/
椅子の張替え/建具調整
買取回収 冷蔵庫/洗濯機/箆筒/食器棚他



【横浜支店】【湘南支店】
 受付時間 9:00 ~ 20:00 (年中無休)
<https://yokohamakaguidou.com/>
 現金・クレジットカードで
 お支払いできます。



当日予約
OK

見積り
無料

関東全域
対応

剪定枝(枝葉・草等)を受入れリサイクル

受入品目：枝葉・幹・草・混載物・竹



剪定枝は破碎され
破碎チップは



バイオマス発電所燃料
や堆肥原料になります。



株式会社 都実業 グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所

TEL 0467-55-2490 FAX 0467-55-2491 担当 佐野

〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根3895番地 ※営業時間：AM7:00～PM6:00 日曜日休業

※なお茅ヶ崎市民の方の剪定枝持込みは午前9時～12時及び午後13時～16時です。

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

品目名	分別区分	注意点
畳(マットタイプ)	大型ごみ	3枚までで1点、畳芯が発泡スチロール等のものに限る 50cm下は「燃やせないごみ」
タッパー容器	燃やせないごみ	
たらい(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
たらい(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
タンス(木製)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
タンス(木製以外)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
ダンベル	特定粗大ごみ	棒と重り2枚までで1点、追加の 重りは2枚までで1点
チェーン(金属製)	特定粗大ごみ	大きさにかかわらず「特定粗大ごみ」
チェーン(ゴムプラスチック製)	燃やせないごみ	
チャイルドシート	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
机(木製)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
机(木製以外)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
漬物石	処理困難物	ビニール・プラスチック製カバーが ついたものも同様の扱い
土	処理困難物	市が収集処理できないもの
突っ張り棒	燃やせないごみ (巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」、 3本までで1点
釣り竿	燃やせないごみ (巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
テーブル(木製)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
テーブル(木製以外)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
テーブルナイフ	燃やせないごみ	紙などで包み指定袋に「注意」 と貼り紙をしてください
DVDプレーヤー ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
鉄アレイ	特定粗大ごみ	2個までで1点
鉄板	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、1枚で1点
テニスボール	燃やせるごみ	
テニスラケット	燃やせないごみ (巻)	大きさにかかわらず「燃やせないごみ」
テレビ	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目(液晶・ プラズマ・ブラウン管・有機EL)
テレビ台(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
テレビ台(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
電気スタンド ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
電気ストーブ	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
電気毛布	燃やせるごみ	指定袋に入りきるものに限る

品目名	分別区分	注意点
電球	燃やせないごみ	紙などで包み袋に「注意」と貼り 紙をしてください
電子オルガン	大型ごみ	
電子ピアノ	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
電子レンジ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
天体望遠鏡	大型ごみ	台とセットでも可 50cm以下は「燃やせないごみ」
電池(乾電池)	燃やせないごみ	乾電池だけを透明・半透明の袋に入れる (マンガン電池・アルカリ電池)
電池(充電式電池)	電池リサイクル	リサイクル協力店の回収ボックスへ
電池(ボタン電池)	電池リサイクル	リサイクル協力店の回収缶へ (型式記号CR及びBRは「燃やせないごみ」)
テント	大型ごみ	折りたたむ50cm以下は「燃やせないごみ」
と 陶磁器	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
籐製のかご	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
時計 ※	使用済小型家電	電池は外す、50cmを超えるものは 「大型ごみ」
戸棚(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
戸棚(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
トタン	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は 「燃やせないごみ」
土なべ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ドライヤー ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ドラム(楽器)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ドラム缶	大型ごみ	ふたが全開で中が空の状態のものに限る
ドレッサー	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」 1m以下は「大型ごみ」
な 長ぐつ	燃やせるごみ	
なべ	金属類	「金属類」指定8品目 ガラス製なべ蓋は「燃やせない ごみ」電気式は「燃やせないごみ」
生ごみ処理機(電動式)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
に 人形	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、 中身が綿のものは「燃やせるごみ」
人形ケース	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ぬ ぬいぐるみ	衣類・布類	汚れたものや壊れたものなど、そのままの状 態で再利用できないものは「燃やせるごみ」、 指定袋に入りきらないものは「大型ごみ」
の 農薬	処理困難物	市が収集処理できないもの
のこぎり	燃やせないごみ	紙などで包み袋に「注意」と貼り 紙をしてください
は パーベキューコンロ (点火装置があるもの)	特定粗大ごみ	電池は取り外す

た
ち
つ
て
と
な
に
ぬ
の
は

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

神奈川県 / 藤沢市 許可・認可業者
一般産廃物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業

**無料
見積り**

**引越しゴミ
遺品整理など**

イーパック株式会社
オーヨイナ イーパック
0120-047-189

**気持ちも
スッキリ!**

A waste disposal company Hattori Ishikawa Corporation

株式会社服部商店
0120-37-5383

お気軽にご相談ください。

ご家庭の不要品のご相談

処理困難物のご相談

生前・遺品整理のご相談

古紙・機密書類のご相談

家電リサイクル券・取扱店

見積無料

フリーダイヤル

0120-37-5383

0466-82-7225

湘南ベルマーレを応援しています。

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

品目名	分別区分	注意点
バーベキューコンロ (点火装置がないもの)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
バーベル	特定粗大ごみ	棒と重り2枚までで1点、追加の重りは2枚までで1点
バイクの部品	処理困難物	市が収集処理できないもの
パイプ椅子 (折りたたみ式)	燃やせないごみ	室内用、アウトドア用、いずれも同じ扱い1mを超えるものは「大型ごみ」
パイプハンガー	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
剥製	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
バケツ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
はしご	大型ごみ	
パソコン※ (本体、ディスプレイ (ノート型))	PCリサイクル	パソコンリサイクル対象機器 小型家電回収ボックスに投入できるものは「使用済小型家電」
パソコンデスク (ラック)	特定大型ごみ	1m以下は「大型ごみ」 50cm以下は「燃やせないごみ」
発煙筒	燃やせるごみ	発火しないよう水に濡らせておく
バッテリー	処理困難物	市が収集処理できないもの
発電機	処理困難物	市が収集処理できないもの
バット(運動用具)(木製)	燃やせるごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせるごみ」
バット(運動用具)(木製以外)	燃やせないごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
発泡スチロール	プラスチック製 容器包装類	ブラマークがなければ「燃やせるごみ」
花火	燃やせるごみ	水に濡らしてからだす
パネルヒーター	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
刃物	燃やせないごみ	紙などで包み袋に「注意」と貼り紙をしてください
ハンガー	燃やせないごみ	ブラマークがあるものは「プラスチック製容器包装類」
ビーズクッション	大型ごみ	指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
ピアノ	処理困難物	市が収集処理できないもの
ビーチパラソル	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
ビート板	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ビデオテープ	燃やせるごみ	ケースも含む
ビデオデッキ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ひな壇(木製)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」
ひな壇(木製以外)	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ひな人形	大型ごみ	セットで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
びん(医薬品用・ 化粧品用)	びん	中を空にする、乳白色のものは「燃やせないごみ」
びん(飲料用)	びん	中を空にする

品目名	分別区分	注意点
ふ ファックス機※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
フェンス	大型ごみ	3枚までで1点、自分で取り外したものに限り
フォーク(木製)	燃やせるごみ	
フォーク(木製以外)	燃やせないごみ	紙などで包み指定袋に「注意」と貼り紙をしてください
ふすま	大型ごみ	3枚までで1点、板でできたふすまは1枚で1点
布団	大型ごみ	3枚までで1点、指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
布団乾燥機	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
布団袋	衣類・布類	ビニール製は「燃やせるごみ」
フライパン	金属類	「金属類」指定8品目
ブラインド	大型ごみ	4mまで可、140cm以下は「燃やせないごみ」
プリンター	燃やせないごみ	プラスチック製のものは140cmまで可
プリンター※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
フロッピーディスク	燃やせるごみ	ケースも含む
風呂のふた(木製)	燃やせるごみ	大きさにかかわらず「燃やせるごみ」(セットで1点)
風呂のふた(木製以外)	燃やせないごみ	大きさにかかわらず「燃やせないごみ」(セットで1点)
へ ベッド(電動式)	処理困難物	市が収集処理できないもの
ベッド(二段式)	特定大型ごみ	解体する、上下あわせて1点、1m以下は「大型ごみ」マットレスは別扱い
ベッド(パイプ式を含む)	特定大型ごみ	解体する、1m以下は「大型ごみ」マットレスは別扱い
バットのトイレ用砂	燃やせるごみ	袋は中身が出ないようにしっかりと縛る
ベッドパッド	大型ごみ	3枚までで1点、指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
ペットボトル	ペットボトル	ペット1の表示があるもの、飲料・酒類・醤油・みりん等飲食用のものに限る
ベビーカー	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ベビーバス	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ベルト	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
パンキ	処理困難物	市が収集処理できないもの
便座	燃やせないごみ	洗ってから出す、ふたも同様の扱い、50cmを超えるものは「大型ごみ」
ほ ぼうき	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
帽子	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
包丁	燃やせないごみ	紙などで包み指定袋に「注意」と貼り紙をしてください

は
ひ
ふ
へ
ほ

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

。 廃棄物処理のご相談は。 信用のある茅ヶ崎市資源分別回収協同組合の加盟店である下記商店までお気軽にご相談下さい。

(株) 平本商会 ☎0467-53-1764

(有) 坂本商店 ☎0467-82-1384

山崎商工美化(株) ☎0467-52-5520

(株) 鈴木商店 ☎0467-73-8201

カラス避け対策 折り畳み式ゴミ収容具(ネットボックス)



カラスいけいけ
ネットボックス
(衛生美化を推進する環境のエキスパート)



株式会社 湘南総合物流
https://www.karasuikike.co.jp
〒252-0824 神奈川県藤沢市打戻 689-7 TEL0466-49-3021 FAX0466-49-3091

※使用済小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm 奥行き30cm程度)に入らない家電製品は「燃やせないごみ」(パソコン除く)へ(P17 参照)

品目名	分別区分	注意点
防犯砂利	燃やせないごみ	ガラス製に限る、「防犯砂利」と貼り紙をしてください ガラス製以外は「処理困難物」
ポウル(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
ポウル(プラスチック製)	燃やせないごみ	
ホース(金属製)	燃やせないごみ	
ホース(金属製以外)	燃やせるごみ	
ホースリール	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポータブルトイレ	大型ごみ	洗って袋に入れる、50cm以下は「燃やせないごみ」
木刀	燃やせるごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせるごみ」
歩行器	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ホットカーペット	燃やせるごみ	指定袋に入りきるものに限る
ホットカーペットカバー	大型ごみ	キルティング生地で薄いものは布団と同様の扱い、指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
ホットプレート※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポディボード	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ポリタンク	燃やせないごみ	中は空にする、50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポリバケツ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
本棚・本箱(木製)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせるごみ」、1m以下は「大型ごみ」
本棚・本箱(木製以外)	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」
ま 枕	燃やせるごみ	指定袋に入りきらないものは「大型ごみ」3個までで1点、磁気入りのもも同様の扱い
枕木	「木材」欄を参照	
マッサージ椅子	大型ごみ	
マットレス(スプリング入り)	大型ごみ	幅140cm以下のものに限る、幅140cmを超えるものは「処理困難物」
マットレス(スプリング無し)	大型ごみ	3枚までで1点、指定袋に入りきるものは「燃やせるごみ」
まな板(木製)	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
まな板(木製以外)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
丸太	「木材」欄を参照	
み 幹	「枝」・「幹」欄を参照	P22を参照
ミシン	燃やせないごみ	針は取り外す、50cmを超えるものは「大型ごみ」
ミニコンポ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」

品目名	分別区分	注意点
も 毛布	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
モーター(単体)	処理困難物	工業用・農業用などのもの
木材(角材、枕木、丸太など)	燃やせるごみ	長さ50cm以下、太さ10cm以下のもの
	燃やせないごみ	長さ50cm以下、太さ10cmを超え20cm以下のもの
	大型ごみ	長さ50cmを超え2m以下、太さ20cm以下のもの(3本までで1点)
	処理困難物	長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの
餅つき機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
物置	大型ごみ	解体する
物干し竿	大型ごみ	3本までで1点(4mまで可)
	燃やせないごみ(巻)	長さ140cm以下に限る
物干し台	大型ごみ	1対で1点、コンクリート台は「処理困難物」
門扉	大型ごみ	1対で1点、2m以下のものに限る
や やかん	金属類	「金属類」指定8品目
焼き網	金属類	「金属類」指定8品目
薬品	処理困難物	市が収集処理できないもの
ゆ 湯沸かし器	特定粗大ごみ	電池は外す
よ 浴槽	大型ごみ	自分で取り外したのものに限る
よしず	燃やせるごみ(巻)	幅140cmを超え4m以下は「大型ごみ」
ら ライター	燃やせるごみ	中身(液体ガス等)は空にする
ラジオ・ラジカセ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ラティス	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
ランドセル	燃やせないごみ	
リヤカー	大型ごみ	解体する
リュックサック	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
冷温庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷蔵庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷凍庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷風扇	大型ごみ	1m以下は「燃やせないごみ」
レコード	燃やせるごみ	ケースも含む
レンガ	処理困難物	市が収集処理できないもの
ロールスクリーン	燃やせないごみ(巻)	幅140cm以下に限る
ロッカー	大型ごみ	
わ ワープロ※	使用済小型家電	50cmを超えるものは「大型ごみ」、テレビ型は貼り紙などで「ワープロ」と表示する
ワインセラー	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目

市では1辺の長さが2mを超えるものは、収集できません。(一部例外あり)

真心を込めて旅立ちのお手伝いをいたします
他社で火葬をしたご遺骨も納骨できます

愛ペット火葬・納骨堂保管・永代供養納骨

白峯寺 **動物愛護の会**

火葬実績 10万件以上 創立 昭和 49年

☎ 0120-05-5940
☎ 0467-53-2241
茅ヶ崎市下寺尾 1551

茶道具 買います 帯留め
着物 西洋Pチークなど

捨てる前にお電話下さい

小ダンス 日本画 アクセサリー 象牙
掛け軸 洋画 時計 銀瓶
飾り棚 作家物 引出物 鉄瓶

骨董さくらい
茅ヶ崎市浜須賀7-1
☎ 090-2451-7338

●出張無料 ●秘密厳守
●お見積り承ります
●誠実買入れ
●夜間引取も承ります
(時間は要相談)

ほ
ま
み
も
や
ゆ
よ
ら
わ

ごみと資源物の持ち込みについて

一般家庭から出た引っ越しごみや、臨時に多量に出たごみや資源物を処分する場合は、分別して次の各施設に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に収集処理を依頼してください。

持ち込みの際の注意事項

- 指定袋を使用する必要はありません。
- 住所確認のできるものを必ず持参してください。
- 分別するとともに、降ろしやすいように積んでください。
- ごみや資源物をご自分で降ろしていただきます。
- 年末年始については、広報紙・ホームページなどでお知らせします。

「ごみ」の持ち込み

- 燃やせるごみ ■特定大型ごみ
- 燃やせないごみ ■特定粗大ごみ ■大型ごみ

持込場所 茅ヶ崎市環境事業センター

住所 茅ヶ崎市萩園836

電話 0467-58-4299

持込日時 月曜日～金曜日 9:00～11:45
13:00～16:30

手数料 一般家庭から排出されるごみ

- 車両1台(「全長5.2mまで」かつ「3t車まで」)
- 100kg以下は1,400円、100kg超は10kg増えるごとに140円が加算されます。

※計量は10kg単位です。ご自身が計量した数値と異なる場合がありますのでご了承ください。

※収入証紙は使用できません。現金でのご精算となります。

注意 ごみは必ず排出者自身で持ち込んでください。事情により親族等が持ち込みする場合は、必ず事前にご連絡ください。

「資源物」の持ち込み②

- びん ■古紙類 ■プラスチック製容器包装類
- かん ■スプレーかん ■衣類・布類 ■廃食用油
- ペットボトル ■金属類(指定8品目)

持込場所 寒川広域リサイクルセンター

住所 寒川町宮山2524

電話 0467-74-5547

持込日時 月曜日～土曜日 9:00～11:45

手数料 無料 13:00～16:30

「剪定枝」の持ち込み

- 枝 ■幹 ■切り株 ■草 ■落ち葉 ■竹 ■つる

持込場所 株式会社都実業
「グリーンリサイクル」茅ヶ崎営業所

住所 茅ヶ崎市赤羽根3895

持込日時 月曜日～土曜日 9:00～12:00
13:00～16:00

手数料 無料 ※詳細はP18参照

「資源物」の持ち込み①

上記の寒川広域リサイクルセンターのほか、次の場所へ搬入することもできます。

持込場所 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合

住所 茅ヶ崎市今宿829

電話 0467-57-8310

持込日時 月曜日～金曜日 9:00～11:45
13:00～16:30

第1・第3土曜日 9:00～11:45

手数料 無料

備考 寒川広域リサイクルセンターへ資源物を持ち込みするまでの一時保管場所です。



お願い GW・お盆・年末年始は、受け入れが混雑する状況が続いています。ご家庭の片付けなどで発生した「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は各地域の定期収集を、「大型ごみ等」は有料の予約制収集を、できる限りご利用ください。

清掃のあらまし

令和8年（2026年）1月発行 80部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 茅ヶ崎市環境部資源循環課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7178（直通）

FAX 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>